

平成19年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成19年3月7日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
7 番 川口 東洋	8 番 西本 俊吉
9 番 本田 章紘	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 野並 享子
17 番 小菅 六雄	18 番 鈴木 市朗
19 番 原田 薫	20 番 田中栄太郎
21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
監 査 委 員 長	米澤 博	政策推進部長	山中 清嗣
総 務 部 長	北口 守	市 民 健 康 福 祉 部 長	竹澤 良子
都市建設部長	島村 平治	環境経済部長	山田 和広
教 育 部 長	南 喜代志	政策推進部長	高田 一巳
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	田中 正二
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	三上 秀子	都 市 建 設 部 次 長	堤 文男
環 境 経 済 部 次 長	岡野 勉	教 育 部 次 長	馬場 豊
広報秘書課長	富田 久和	総 務 課 長	中島 宗七

企画財政課長 佐敷 政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長	山中 重樹	事務局次長	井狩 重則
書記	赤坂 悦男	書記	荒川 貴之

議事日程

- 第 1 諸般の報告について
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 議第 1 号から議第 4 6 号まで
(野洲市副市長の定数を定める条例他 4 5 件)
- 第 4 請願第 1 号及び請願第 2 号
(中学校卒業まで医療費の完全無料化を求める請願他 1 件)
- 第 5 代表質問

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(開会)

議長(田中栄太郎君) (午前 9 時 0 0 分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 2 4 名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

議長(田中栄太郎君) 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員 2 4 名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおり
でありますのでご了承願います。

(日程第 2)

議長(田中栄太郎君) 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 0 条の規定により、第 5 番、奥村治男君、第 6 番、

藤村洋二君を指名いたします。

(日程第 3)

議長 (田中栄太郎君) 日程第 3、議第 1 号から議第 4 6 号まで (野洲市副市長の定数を定める条例他 4 5 件) を一括議題とします。

まず、議第 1 号から議第 1 7 号までの各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、順次お手元の議案質疑一覧表のとおり発言を許します。

まず、第 6 番、藤村洋二君。

6 番 (藤村洋二君) 6 番、藤村でございます。議第 3 号まちづくり基本条例についてお尋ねします。

市長は今議会によりよい協働のまちづくりを進める上での基本的な判断や行動の基準、また市民や市の役割など、まちづくりの理念を明文化したまちづくり基本条例の制定を提案されました。

自治基本条例が制定されますと、1、自治運営の仕組みがわかりやすく示されること、2、行政を運営する上での総合的な指針となること、3、他の条例を定める際の指針となり、行政運営の根拠が明確になること、4、住民の参画やその方法が明示され、より一層の自治意識の高揚を望むことができることなど、大いに野洲市の今後の発展の効果が見込まれます。

まちづくり基本条例では、みんなでまちの運営を決めるためのルールや仕組みづくりであるため、何よりも透明性の高いものでなければなりません。条例案上程までに議論が少なく思っておりますので、市民の皆さん方にご理解いただきますように、議第 3 号まちづくり基本条例について幾つかお伺いいたします。

1、市民、議会に種々の意見があることを知りながら、あえて 3 月議会に上程された理由をお教え下さい。

2、市長案発表後パブリックコメントを受け付け、市民 5 名からご意見が寄せられております。そのパブリックコメントについては条例案づくりにどのように活かしてきたのかお教え下さい。

3、前文の最後でございますが、この条例を「ほほえみときめき条例」と称することができますと書いてありますが、具体的な使い方はどのように考えておられるのか、お教えいただけます。

4、第2条、市民の定義から、第6条にいきますと市と市民は対等であると、このように考えられます。そうなりますと、市民団体や事業者も市と対等と考えるのが妥当であるかと思うのですが、この点について弊害はないのか。この辺についてもお教えいただきたいと思います。

5、第5条です。「たくましい地域経済では」の項目ですが、野洲市の地域経済の考え方が総合計画と異なっております。なぜ地産地消が中心になってたくましい地域経済の条項を立てられたのか、この点についてお伺いします。

6、第9条、市民活動団体の役割はということで、市民活動団体は楽しさ、喜びを広げ、活動の輪を広げますということになっています。活動の輪を広げますではなくて、市民が主体的に取り組む活動を支援しますということが、市民活動団体の大きな役割ではないかと思いますが、この点についてお教えいただきたいと思います。

7、第16条です。行政情報は決まった情報だけでなくいろいろな計画の策定段階などの情報も含んでいるのか。それと、2項には市民の情報提供ということが書いてありますが、これは市民にとって義務になるのか。この点についてもお教えいただきます。

8、第20条4項ですが、行政サービスの向上でこの項目を立てておられるのですが、この4項の広聴制度というのは、本来施策に反映されているパブリックコメント制度の導入など、時代に即応した広聴制度をつくっていかうということで、行政サービスではないはずです。広報広聴制度と一くくりにすると行政サービスということも言えるのですが、この辺についてはどのようにお考えになっておられるのかお教えいただきたいと思います。

9、第21条です。この重要な施策ですが、重要な施策とは予算の策定も含めて考えてよいのか、お教えいただきます。

10、第22条です。住民投票です。住民投票は常設型の住民投票制度の整備を考えているということでよいのか、お教えいただきたいと思います。

それと、発議の関係で、市民、議会、市長とも発議をするわけですが、要件さえ満たされれば、このそれぞれの発議によりいつも投票を実施することになるのか。これはそのように考えていいのか、お教えいただきたいと思います。

それと、投票条例を別に定めると決めておりますが、いつごろに予定し、内容を検討する策定メンバーについてはどのように考えておられるのか、お教えいただきたいと思います。

11、第29条です。委員会に適切な運用、条例の見直し、この2つの諮問をすることで、審議の規定がされております。市民から直接選挙で選ばれて私どもはこの条例について議会で決定させていただいて、今後守り育てていこうという思いで、この条例の内容について検討していくわけですが、守り育てる立場の市議会との関係はどうか。これは、二元性の否定につながっていくのではないかというふうに思いますので、この点についてお教えいただきたいと思います。

以上です。

議長（田中栄太郎君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） おはようございます。藤村議員の数多くのご質問にお答えさせていただきます。

まず、第1点目の「市民、議会に種々の意見があることを知りながら3月議会に上程された理由」についてお答えさせていただきます。

これまで、市民の皆さんによる検討委員会では、協働キャラバンと題した出前懇談会、そしてフォーラムや委員会の公開など、数多くの市民の皆さんと意見交換をされ、また市のホームページ、広報紙など、あらゆる機会を通じて得た多くの市民の意見を集約され、委員会において条例素案として取りまとめていただき、本年1月5日に提言をいただいたものです。

また、議員の皆様には、各会派別協議会に検討経過をその都度ご報告と説明をさせていただき、条例原案、条例案についてもご説明させていただいたところであります。

こうした経過を踏まえ、今回の定例会へ条例案を提案させていただいたものでありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、2点目のパブリックコメントの意見をどのように生かしたのかのご質問についてであります。条例原案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施した結果、5人の方からご意見をいただきました。さらによりよい案とするためにいただいたご意見について内容を検討し、必要な修正等を行った箇所や、これまでの多くの検討経過を踏まえて、市としての考え方を提示させていただいた箇所などを取りまとめまして、その結果をホームページで公表いたしました。

次に、3点目の「ほほえみときめき条例」という愛称の具体的な使い方ですが、本条例の名称は野洲市まちづくり基本条例であり、委員会から条例を親しみやすくするために「ほほえみときめき条例」という愛称をご提言いただきました。このことから、提言

を尊重いたしまして市として判断したもので、前文において先ほど議員がおっしゃるように「称することができます」と規定しています。親しみを込めて愛称として呼称していただくこともできるので、市においては、今後条例が制定されましたら広く条例をPRするための印刷物等にこの愛称を併記していく予定であります。

次に、4点目の市民団体や事業者も市と対等と考えるのか、弊害はないのかというご質問についてですが、第2条に規定する市民の定義において、市民活動団体や事業者も市民に含むものでありますので、まちづくりに際しても同様に対等性が確保されるものであります。また、弊害になるとは考えておりません。

次に、5点目のたくましい地域経済はなぜ地産地消が中心となるかというご質問についてであります。たくましい地域経済の創造に向けて、地域の自立や持続可能な地域の内発的な発展につなげていくことが必要であります。そのためには、まず地域にある資源を生かすという観点から、地産地消の推進をはじめ新しい地域産業の創出などを条文に規定しているもので、総合計画の考え方と異なるものではありません。

次に、6点目の市民活動団体の役割についてであります。昨年度策定されました野洲市市民活動促進計画では、誰もが気軽に市民活動をしようという目標を定め、活動の楽しさ、やりがいを伝えて、活動の輪を広げていくための方策を定めているものでありますので、これを第9条において市民活動団体の役割として明確に規定しているものであります。

次に、7点目の行政情報の公開と市民情報の提供についてであります。公文書の公開制度と情報提供制度は、本市の情報公開条例に基づき実施されるものとして体系付けて規定しているものですが、市が保有する情報は市民が自ら考え行動するために、積極的に提供することが必要であることから、市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報提供をより一層推進することが必要であると考えております。

また、市民が保有するまちづくりに関する情報については、義務ということはありませんが、主体性を持って積極的に提供していただくことによって、市民と行政の情報の共有が図られるものと考えております。

次に、8点目の第20条第4項に規定する広聴制度は行政サービスの向上を図るものではなく広報制度ではないかとのご意見でございますが、第20条第4項は広聴制度を定めたものであり、現在市においては市長へのメール、ファックス、通信箱などを設け、多くの市民の生の声を生かして行政サービスの向上に努めております。そうした制度のより一層の充実と多様な市民の参加機会を確保するというところで、市民の知恵を生かした行政運

営につなげていこうとするものであります。

次に、9点目の第21条に規定する重要な施策とは予算策定も含めて考えるのかというご質問であります。第21条のパブリックコメント制度は、さまざまな施策を推進するにあたって、計画導入や条例制定等に際して、市民参加を推進する手段の一つとして位置付けるものであります。市民生活に関係する重要な施策に関する具体的な内容は別に定めることとしておりますが、総合計画等、市の基本的な政策を定める計画や個別行政分野ごとの基本計画の他、市の基本的な制度を定める条例や市民生活に重大な影響を与える条例などがその対象となるものと考えております。そのため、意思決定された施策を反映する予算策定については、対象とは考えておりません。

次に、10点目の第22条の住民投票制度についてであります。住民投票制度は市政に関する重要事項について、市議会や市長の意思決定に住民の創意を反映させるための手段として有効な制度として、その発議と投票年齢について規定したもので、住民投票に関する必要な事項は別に条例で定めるものであります。また、あらゆる事項について安易に住民投票を実施しようとするものではなく、市政に関する重要事項に限定し、どのようなケースが重要事項となるのか、またならないのかということや、住民発議による必要となる署名数の具体的な要件についても、この基本条例の制定後、市民また市議会のご意見を伺いながら慎重に検討していくものであります。

次に、11点目の条例推進委員会と議会との関係についてでございます。第29条において市長の諮問機関として条例推進委員会を設置すると規定しております。なお、条例の制定、また改廃については地方自治法に基づく議会の議決事件であり、現在の議会制民主主義制度による二元性を否定するものではありません。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 藤村洋二君。

6番（藤村洋二君） 委員会でご検討いただきますので、余り詳しくは聞くことは差し控えなければならないと思っているのですが、若干回答を、要望したのと全然違う形でお答えいただいている点もあると思いますので再度質問させていただきますが、まず第20条の4項を読みますと、市は市民に提供する行政サービスの向上を図るため、広聴制度を充実するということですね。では、行政サービスの向上のために広聴制度を図るといふことは、あんたらの話は聞きたくないけれども、恩恵的に聞いてあげるといふ思いがこの行政サービスの向上を図るためというふうにとれるわけです。市の広報やホームページを充

実していくということは、これは市が自ら行政サービスを充実させて広報制度を充実するという論理として合うのです。広聴制度に行政サービスの向上を図るためと入れれば、私が今申し上げた観点でしかものはとれません。この辺について、それで広報制度と間違っただのと違うかということをお聞かせいただいたので、もう一度お教えをいただきたいというふうに思っています。

それと、第22条の住民投票、私の聞いたことは答えていただけていません。私は、発議をすれば確実に投票すると。例えば議会にかけてもう一度議会で住民の方から署名が3分の1なり55分の1なり一定の署名数が集まってきたら、それで住民投票の発議が行われた。いや、これは投票を議会にかけて検討しますというのか、それともそのまま投票をするのか、それをどうかということをお聞いているのです。私はこの条例は常設型の住民投票制度の整備であって、市民であろうと市議会であろうと市長であろうと、三者がそれぞれに発議をすれば自動的に住民投票はしなければならない、このような形になっているのではないかとおっしゃるので、このところは明確にお答えをいただきたいと思っております。

それと、別に条例を定めるとありますが、この中はかなり詳しくおっしゃっていただきましたが、私はその内容を聞いているわけではない。いつごろに決めようとしているのか、策定メンバーはどのようにされるのかということをお聞いているので、それについてはお答えをいただけておりませんので、それについてももう一度お願いしたいと思っております。

それと、11番目の第29条のまちづくり委員会の件ですが、諮問されるということで、委員会があくまで市長の諮問機関であるということで検討委員会の案とは変えられたということも理解をしておりますし、当然このメンバーの選定については議会が議決をしていくということについてもわかっておりますが、私はそういうことを申し上げているのではなく、この条例をつくるのは私ども議会が作らせていただいているわけですね。議会は当然これを守り育てていく。こういう性格があるわけですので、この委員会の性格というのが、この条例が適切に運用されているのか、それと条例の見直し、この2つが審議の事項として規定化されているということなら、あえて作る必要はない。我々は責任を持ってやらせていただくわけですから、なぜおつくりになるのか。この辺はやはり市議会との二元性というものを、我々は直接選挙民の皆さん方から直接選挙で選ばれてこのまちづくり基本条例を制定させていただくわけですから、新たな条例をつくっていく、そのために策定委員会なり検討委員会をつくるということは、これは十分理解をされるのですが、今つ

くっている条例を見ていく、それと見直しをどうする、この2点の審議のためになぜそこに委員会を置いておかなければならないのか。それは議会があるではないかというふうに思っておりますので、やはりこの辺については二元性の問題を含めて、もう一度わかるようにご説明をいただきたい。

以上です。

議長（田中栄太郎君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 藤村議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず第1点目の第20条の参加機会の保障というところで、第4項で市は市民に提供する行政サービスの向上を図るため、広聴制度を充実し、常に多様な参加機会を確保しますということで、ここの文言に出ている提供する行政サービスの向上を図るためであれば、市の方の広報活動ではないかというご質問でございますけれども、私どもはサービスの向上につきましては、やはり住民の意見を取り入れ、先ほどもお答えさせていただきましたようにそれを生かすことによってサービスの向上を図れるという考え方で、ここで位置付けをさせていただいております。先ほどもお答えさせていただきましたように、現に本市におきましては、この広聴制度で市長へのメール、またファックス、声の投書箱等々でいただきましたご意見については、市の施策の中へ反映させていただいているということで、今現在行っていることを、やはりこれから拡充していきたいという考え方でございます。

続きまして、住民投票に関するご質問で、先ほどもお答えをさせていただきましたように、内容につきましては別に定める条例ということでございます。ただ、議員がおっしゃるように、先ほども回答させていただきましたように、住民の発議の要件等々もございません。そして、今議員がおっしゃいました発議を受けて議会の議決を経て投票するパターン、そして発議の要件で投票するパターンがございます。この辺も含めまして、別に定める条例の中で検討していきたいと考えております。

そして、この投票条例についてはいつごろということでございますが、今議会でこの条例をお認めいただきましたら、制定できましたら、それ以後検討に入ってまいりたいと考えております。

そして、この条例の策定メンバーということでございますが、条例をお認めいただきましたら、この条例に定めている範囲の中で検討していくということで、まず当初につきましては行政内部で、先ほどもお答えしましたように市民、また市議会のご意見等もお聞きしながら定めてまいりたいと考えております。

続きまして、第29条の関係で、委員会をなぜつくられるのかと。第20条第2項で委員会は市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、その結果を答申しますということで、1つは条例の適切な運用、そして見直し、また市長が必要とした事案について、市長の諮問に応じて委員会を開催させていただくわけですが、この条例につきましては市民、市議会、市が協働して守り育てていくということで、市長が市民の方々のご意見を諮問するというパターンで、あくまで市長の諮問機関という位置付けの中で反映していきたいという考え方でございます。

先ほども申しましたように、あくまで市長が提案する意見の参考にさせていただくということで、二元性の枠の中で運営を行っていくということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 藤村洋二君。

6番（藤村洋二君） 今の広聴制度の話は、実際に市長への手紙とかいろんな広聴制度を充実されているということはよくわかっているのです。ただ、この条文を本当に素直に読んでいただいたらいいのですが、市は市民に提供する行政サービスの向上を図るためということで、広聴制度は行政サービスの向上、サービスではないのです。あくまで市をどのように運営していく中で広聴制度を充実していくかということで、サービスではないと思うのです。この辺は議論をしていただきたいなというふうに思っています。

それと、第22条の住民投票ですが、すべてを次の住民投票の別の規定の審議にゆだねるという逃げ方はだめだと思いますね。それなら、当然セットで出していないことには、私どもとしては理解ができないというふうに思います。当初、この住民投票についてご説明いただいていた中で、これは公式だったか、非公式だったかはわかりませんが、この条例をそのままいって発議というのなら、これはいつでも発議をされれば投票をするというふうな考え方になるというふうに聞かせていただいておりますので、これが次の投票条例の中で検討するということになると、これは非常におかしいのではないかなと思います。

例えば、労働組合なら労働組合を新たに設立しようとしますと、規約と一緒に選挙規程、この2つはセットでないことには労働組合が設立できない。それと一緒にですね、この住民投票の問題については。これはセットでないとなかなか難しいのではないかなというふうに思っていますので、いつごろということは今聞かせていただきますと、制定して以後検討するというようなことでしたので、方向が決まらないままで決めることになるのかなというふう

なことを思います。また委員会で議論していただきたい、このように思っています。

それと第29条の問題ですが、この条例を、最高規範性を持った条例ですので、ころころと変えるということはできないわけですよ。できないですね。大幅に変えるということはできない。やはり今の憲法改正の手續の中でも、非常に時間をかけて議論をされています。そういうことだと、市長がこう変えてやろうかということで、4年ごとに見直しが決まっているのだからもう変えようかということで諮問されて変えていくというようなものでもないわけですから、これは一つのまちの方向性を決めて、そして市民の皆さん方がどのようにまちづくりに参加をするかという仕組みを決めていることですから、その仕組みを大幅に変えていくということは非常に難しいわけですね。これはやはりもう少し違う形で、まち全体をどのようにまちづくりをしていくのだという、総合計画も含めた議論の中で考えていかなければならないし、そういうことになりましたと、当然我々議会としてもその内容を含めて市民の皆さん方のご意見を十分聞かせていただいて、議会でこのまちづくり基本条例をどのような方向にしていくかということを経験していき、ここのまちづくり委員会の皆さん方は、総合計画にも国土利用計画にもすべてこのまちづくり基本条例はリンクをしていくわけですから、逆にここが変えられたらすべてが変わってくるというような大きな危険性をはらんでいる委員会です。

だから、私はやはり二元性をきちっと守っていき、我々議会は当然このまちづくり基本条例を機に、市と議会とがどのような形で政策が決まっていくというプロセスを市民の皆さん方に明らかにする中で、市民の皆さん方の負託に応えていかなければならない、そのような使命を負っているわけですから、そういうきちとした二元性を維持していく中で、必要ではないのではないかというふうに思っておりますので、先ほどからご説明いただいているのがわかりにくいので、もう1点突っ込んでご回答いただきたいと思います。

それと、第16条に戻ります。第16条の情報公開条例で、情報公開につきましては、情報公開条例にのっとってやるということでやられました。まちづくり基本条例の一番大事なところがこの情報公開です。どれだけ透明性を確保していくかということなのですね。今回も私どもはこの基本条例の勉強会をさせていただきまして、いろいろ市に対しまして、この条例に対する意見も述べさせていただきました。そして、この条例の提案になったわけですが、当初は検討委員会の案と私どもに市長が出されました条例の原案ですが、これを出されまして、その比較正誤表をいただきながら検討しておりました。その中で、市長の条例に対する責任というものが非常に小さいのではないかなというような思い

もしておりましたが、おととい実はこの野洲市まちづくり基本条例の中で、例えば財政運営第24条、市長は前条の評価を踏まえ財政の健全性を確保しますと。これが最初は、市は前条の評価を踏まえ、財政の健全性を確保しますということになっていたのです。市長か市かという、非常に考え方が私どもも違います。こういうふうに訂正されています。

会派の勉強会が若干議案が多く、その前に私どもの会派では十分勉強させていただきましたので、今回ここはカットしていただいていたんですよということで申しあげましたので、これについてこの提案された条例に修正された箇所の説明がありませんでして、この説明を違うところから聞いてこういうふうになっているのだということで、え、そんなに変わっているのですかと非常にびっくりしました。担当に聞きますと、共産党の勉強会では直したところを申しあげましたが、私どもやネットさん等については修正した箇所の報告はしていませんということでした。

やはり、一つの会派に説明をきちっとしたのなら、当然抜けている分についてはその他の会派、また他の議員にも同じ情報を渡していくということをしなければならないのではないかとこのように思っているのですが、このような基本の条例を審議する中で、私どもが勉強していなくて発見できなかったというなら申しあげないのですが、実際にこの議案の内容を見るよりは自分がいっぱい持っている今までの検討委員会、また市長の案、その辺を中心に勉強して議論を今までしてきましたので、変わったことは変わったで言っていたかなければならない、このように思っているのです。非常に残念なのです。

このような情報の透明性、これが一番大事でなければならぬまちづくり基本条例を提案されるのにこういう、大きなところでないかもわかりませんが、我々にとっては非常に大きな修正があるにも関わらず報告されなかったということに対して、その点についても一緒にご回答いただきたいと思います。

以上です。

議長（田中栄太郎君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 藤村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、第20条の4項についての問題点でございますが、この件につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、私どもの方では行政サービスの向上を図るために広報広聴制度を充実させていくという考え方の中で、先ほども説明させていただきました今現在の広報広聴制度の中で、いただきましたご意見等を市政に反映させていただいて、その結果行政サービス自身が向上する、よりよいものになっていくという考え方でございます。

ますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

そして、第22条関係について、基本条例と別に定める投票条例をセットで提案すべきであるというご意見でございますが、この件につきましては、今第22条関係につきまして委員会の中でもご議論いただきまして、まず住民投票権、16歳以上の住民を原則として定めていくという形でのご意見をいただきました。そういう集約をしていただきました。その他の面につきましては、とりあえずこの基本条例を発足し、そしてその後に議論しながら細かいことを定めていくという形でのご意見をいただいておりますので、その線に沿って進めさせていただいているという状況でございます。

確かに、自治体によってはこれをセットで提案されている自治体もございます。しかし、大多数のところにおいてはまず基本条例を定められて、その後投票条例という形になっております。私どももそういうような形での作業手順で、今までもご説明させていただきましたし、今後そのスケジュールに沿って、先ほどもお答えさせていただきましたように進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

そして、第29条につきましても、先ほどもお答えいたしましたように、あくまでこの委員会については市長の諮問機関という形で位置付けております。この委員会での意見は市長が、先ほど議員が言われるように基本的な条例でありますので、ころころと変わることはおかしいということと言われるわけでございますが、もう1点、やはりこういう社会状況の中で、自治体を取り巻く情勢、状況というのは大きく変わり始めております。変動しております。そういう中で、この条例を一遍定めたらそのままずっとというのではなく、やはり市民の方のご意見、また市議会のご意見等々を踏まえながら、必要な改正については行っていくという、守り育てるという形でこの条例でも規定されているわけでございますが、そういう形で育てていくという観点もございます。そういう中で、市長の諮問機関として委員会を位置付けておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

そして、第16条の情報公開の関連でございます。先ほども議員からご指摘がございましたように、私どもの方は委員会の方から提言を素案という形でいただきました。そして、その素案をもとに行政内部で協議いたしまして、まずとりあえず条例原案という形で、行政内部で策定いたしました。そして、それに基づきまして市議会の各会派の協議会でご報告、またご意見を賜りました。そして、また先ほども申しましたようにパブリックコメントでご意見をいただきました。そういうのを踏まえまして、条例案という形で今回提案させていただきます。

条例案については、各会派の協議会でご説明させていただくという形で私どももその形で臨んだわけですが、若干いろいろ諸事情がございます、その辺の説明ができなかった部分もあることは現実でございますので、認めております。ただ、これは協議会のときに申し上げましたが、あくまで提案させていただく条例ではないと。原案という形で作成させていただいたと。今後会派の意見、またパブリックコメント等を踏まえて条例案で提案させていただくということを申し上げておりましたので、そういうふうな形のスケジュールで進ませていただいたということで、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） おはようございます。昨日京都で会議がございまして、いわゆる淀川水系の流域委員会で、野洲川の関係で意見をということで意見陳述を申し上げまして、頑張り過ぎまして若干のどを痛めましたので、ちょっとお聞き苦しいところがあると思いますが、お許しをいただきたいと思います。

ただいま、基本条例の関係で藤村議員の質問で部長がお答えを申し上げました。若干補足を申し上げたい部分がございます。

言葉を固持し過ぎておいでではないかなという部分もございます。例えば、第20条の4で広聴制度の充実、これは字で書くと広聴、公に聴くということですね。ところが、我々は広聴制度というものは情報を住民の皆さんから聞くことも聞くのですが、発信することも含んだ広聴制度、こういうように受けとめて取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

第22条関係で、常設なのか個別法なのかという議論でございまして、なぜ同時に出さないのかということでございますが、これはやはり重要なことでございますから、まずこの基本となる条例をお認めいただき、これが施行できた段階で議論に入る。これは私の考え方でございますから、お許しをいただきたいと思います。常設するのか個別法にするのか、これは皆さんの意見を聞きながら検討していきたいと思います。

このことが第29条の諮問に関わるような言い方のご意見でございましたが、それは別個のもの、またそうなるかもわかりませんが、私はこのことは住民の皆さんの直接請求に関わることでございますから、我々のサイドで決めていきたいと考えております。

それと、委員会の話が出るのですが、この諮問委員会というようなものは、非常に重要

な委員会ではございますがそう簡単に私は諮問をする委員会ではない。だから常設の委員会ではないと思いますよ。言うなれば、この基本条例の改廃をするかしないかぐらいの重要なときにこの委員会に諮問するぐらいの重要な案件を諮問する、こういうふうに考えております。

字句の訂正があったではないかということでございますが、申しわけございませんが、今提案しております条例が正案でございますから、この提案いたしました条例でご審議をいただきたい。過去には訂正もいたしました。あるいは字句の追加もいたしました。あるいは削除もいたしました。しかし、今提案しております条例が皆さんに審議していただく条例でございますので、どうぞよろしくご理解をいただきたいと思います。

以上、補足を申し上げておきます。

議長（田中栄太郎君） 次に、第1番、三和郁子君。

1番（三和郁子君） 第8章からなる30条、議第3号野洲市まちづくり基本条例についてお伺いいたします。

野洲市の最高規範と位置付けられる野洲市まちづくり基本条例が今議会に提案されたことは、まちづくり基本条例の早期制定及びパブリックコメント条例、寄附条例の制定を提言してまいりました私としまして、関係各位の労に敬意を表させていただきます。と同時に、違和感のないよりよいまちづくり基本条例の施行を望みながら、今議会に臨んでおります。

さて、まちづくり基本条例策定にあたっては、パブリックコメントを求める努力を払いつつ策定作業が進められた経過は、反省点があるとは認識しますが、一定の評価ができるものと考えております。しかし、野洲市の最高規範と位置付けられる重要な条例を定めるにあたって、会派への説明や総務常任委員会付託のステップがあるとはいえ、原案の成文化前に十分議員の意見を求める機会や、全議員に統一した説明がない、その意思が示されないまま議決を求められる手順には、いささか戸惑いを感じております。また、今議会で議決を得るということは、今議会で発せられる意見が検討や反映される機会はあるのか、疑問もあります。

さて、提案の条例には、重要な部分において今少し議論を尽くすべき事柄や不備があるのではないかと私は思料しております。

このことにかんがみ、その中の幾つかについて質問をさせていただきます。

第1点、前文に「ほほえみときめき条例」と称することができると規定があります。野

洲市の最高規範、いわば野洲市の憲法とも言える普遍的な条例に、2つの呼称の存在は紛らわしく違和感があります。その根拠を申しますと、「ほほえみときめき」という語句の意味を客観的かつ歴史的に見れば、一時期心の動きや感じ方を形容する語句であったり、スローガンやキャッチフレーズとして用いられている語句と考えるのが妥当ではないでしょうか。野洲市を普遍的に表す意味合いとして位置付けるには違和感がありませんでしょうか。また、意識的に使い分けられる不合理も含んでいるのではないのでしょうか。

私は以上の根拠により、「ほほえみときめき条例」の別称は削除するのが適正ではないかと考えます。所見を伺います。

第2点、第22条3号「住民投票権は、16歳以上の住民を原則とし、住民投票に関する必要な事項は、別に条例に定める」の条文について3項伺います。

1、年齢規定は野洲市民もさることながら、社会的にも極めて高い関心が寄せられています。また、多くの市民の方から説明を求められますが、明確な答えが返せないのが現実です。わかりやすいよほどの根拠が示されない限り、理解が得られにくいものかもしれません。投票年齢16歳以上とした検討委員会の検討内容とその結論付けの根拠、及び行政トップとして16歳以上と最終判断された市長の考えを伺います。

2、「16歳以上の住民を原則とし」の原則の解釈を伺います。

3、16歳以上と原則の条文上の整合性を伺います。

第3点、第2条及び第22条に関連して伺います。第22条は権利条項であり住民に対する用語の意義を第2条で明確に条文に規定しておくのが適正、かつわかりやすく親切ではないのでしょうか。住民に対する国籍の取り扱いを含む所見もあわせて伺います。

第4点、基金の設置、第26条について。

1、見出し表記が基金の設置だけでは違和感があります。限定された目的基金であることから、例えば寄附基金の設置と表記すれば明確になります。所見は。

2、条例策定過程では、同条3号として、基金の運用など、必要な事項は別に条例で定めるとの規定が考えられていたと認識します。定められなかった根拠は。

第5点、この条例は10月1日施行予定の提案ですが、別に定める関連条項に関する条例の策定スケジュールは。

以上、質問といたします。

議長（田中栄太郎君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 三和議員のご質問にお答えいたします。

1点目の条例の呼称については、先ほども藤村議員でお答えしましたように、委員会から条例を親しみやすくするために「ほほえみときめき条例」という愛称を提言いただいたもので、この「ほほえみときめき」というフレーズが合併時の新まちづくり計画にも使用されてきた経緯、また市の最も基本的な計画であります総合計画の基本構想にも位置付けされていることなどからも、この呼称が今後も市民の皆さん方に浸透し、市民に定着していくものと判断しております。

次に、住民投票についての投票年齢16歳以上ですが、検討委員会での内容ということでございますが、検討委員会では大別して2つの要因から判断されたもので、まず第1点は地域の生活実感、例えば一昔前までは青年团组织がありまして、おおむね16歳の入団が多かったこと、そしてまた地域のことは地域で考え行動していたという地域の実情に基づく生活実感があったということでございます。さらに、義務教育が終わると地域でも家庭でも大人の一員として責任を芽生えさせるような仕組みがあり、こういった市民としての生活実感からの判断材料をもとに決められたものでございます。

そして、また2点目の要因といたしましては、16歳以上の若者に主体的にまちづくりに関わっていただきたいという強い思いから判断されたもので、大きくこの2点で決定されたものであります。

また、市といたしましてはこの提言を受け、市政に関する重要事項に関して、直接住民の意思を確認するときにはできるだけ幅広い年齢層から意見を聞くという基本的な考えに立ったものであります。

次に、原則の解釈でございますが、住民投票については住民投票権を16歳以上の住民を原則として、市政に関する重要事項の案件の内容によっては、投票年齢を引き上げるという選択制も考えております。詳細につきましては、別途条例で定めるものであります。

次に、条文上の整合性であります。今申し上げましたとおり、「16歳以上」ということであれば、すべての案件の住民投票権は16歳以上の住民とするものであります。原則は住民投票を16歳以上の住民を原則として、先ほど申しましたように市政に関する重要事項の案件内容によっては投票年齢を引き上げるということであります。

次に、3点目の住民に対する用語の意義でございますが、まず第2条では市民を広い範囲でとらえており、市内で働く人や学ぶ人、活動する人、団体、事業者も含んでおります。一方、第22条では市内に住所を有する人ということで、住民として使い分けているもので、また住民に対する国籍の取り扱いについては、別に定める条例の中で議論させていた

だきたいと考えております。

次に、4点目の基金の設置であります。まず2点目の別に条例で定めるとの規定の件でございますが、この件については委員会提言の素案でございました。しかし、上位法であります地方自治法第241条で条例の定めるところにより基金を設けることができると規定されていることから、上位法で規定されているということで、今回この条例では省略させていただいたものです。また、この基金設置の条例制定の際には、この基金の名称も決定されるものでございますので、今回は基金の設置とさせていただいたものでございます。

次に、5点目の関連条項に関するスケジュールであります。条例制定後検討に入ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 三和郁子君。

1番（三和郁子君） 今の答弁から再質問させていただきますけれども、全国で制定されている住民投票条例を検証してみますと、投票資格年齢は18歳もしくは20歳以上がほとんどでありますね。野洲の16歳を規定する例は、これはレアなケースと言えます。私自身は16歳もあるかなと思う一人ですけれども、私のところに寄せられております意見、市民の方の話では、違和感を抱いておられる方が多いように私は感じております。これは、いまして議論すべき余地があるのではないのでしょうか。

3点ほどお伺いさせていただきますけれども、第22条について、原則という言葉には必ずしも限定されるものではないとの一般通念があるように思います。広辞苑には「原則とは多くの場合に適用される根本の法則、原理」と書いてありますが、16歳以上と限定する意味合いになるのか、よくわかりません。「原則」の言葉の解釈の仕方によっては、市民の誤解や不安にもつながります。投票権年齢16歳の是非は別といたしまして、限定するのであれば野洲市の最高規範の位置付けにある条例でもあり、これは毅然とした限定的でわかりやすい表現でなければならないというふうに思います。この観点から、「原則」は削除するのが適正と考えますが、所見をお伺いいたします。

2点目ですが、16歳の表記は常識的に満16歳との解釈でしょうか。厳密に言えばみなし16歳、数え年16歳の解釈もあるように思います。16歳イコール満16歳とは言えないとも考えます。公職選挙法や他の自治体の条例などの表記は、判を押したように満年齢16年と社会的に認知された簡潔であいまいさのない表記となっております。資格要

件は明確に満年齢16年以上と表記するのが適正と考えますが、所見をお伺いいたします。

第26条についてですが、行政のお考えは今お聞きいたしましたけれども、市民の皆さんが第26条を読んで、今の答弁の背景があることが理解できるでしょうか。やはり、このままでは、この条文のままでは基金が使えない。基金の管理、処分はどうするのかという疑問や不安が生じます。また、第26条には不備があると市民の方が思われても仕方ありませんよね。地方自治法第2編の第4款基金、第241条で基金の管理及び処分に関し、必要な事項は条例でこれを定めなければならないというふうに例規があります。これは私も承知しております。ホームページの検討結果コメントにもありましたが、「地方自治法第241条の規定があるから、基本条例には基金の運用、管理、処分に関する条文は必要ないのです」、これはホームページでパブリックコメントのところから私が見させていただいたのですが、こういうコメントではそれを聞かないとわからないし、地方自治法第241条を市民の何人の方が理解しておられるでしょうか。行政の皆さんは行政のプロですから、こういう上位法の中の241条の件については周知しておられると思いますが、市民の皆さんはそうではありません。

第26条の3として、例えば、基金の管理及び処分については地方自治法第241条の規定により別に定めますとすれば、市民の皆さんの納得と理解が得られるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。こだわることではないと思いますが、所見を伺います。

パブリックコメントの検討結果をホームページで読ませていただきました。勉強されたコメントが5件寄せられています。パブリックコメントが考慮された形跡が見当たりませんでした。原案ありきのコメントの印象で、少しがっかりいたしました。役所の論理ではなく、パブリックコメントを真摯に受けとめ、市民にやさしくあってほしいものと私は感じました。

第22条で、地方自治法第241条に関連したパブリックコメントの検討結果の返事をするのであれば、市民の方は地方自治法第241条を知っておられないはずだから、基金の管理、処分について規定しておかないといけないな、パブリックコメントを考慮しようとの考えを返事するのが適正ではなかったでしょうか。パブリックコメントを求めた意図が本当に生かされているのか。このホームページで出したパブリックコメントを見ますと、私は本当に生かされているのかなというふうに感じました。また、今まさに決めようとしているまちづくり基本条例第21条の精神が理解されているのかなというふうにも感じました。

いささか心配になりましたので、以上3点お伺いいたしますので、漏れのないようにご答弁をお願いいたします。

議長（田中栄太郎君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 三和議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず第1点目は、住民投票に関する「原則」の表記を削除すべきではないかというご意見でございますが、先ほどもご説明申し上げましたように、重要な案件を住民投票にかけられるわけでございますけれども、一律的に16歳以上ということで「原則」を省きますと、何もかも全部16歳以上同様ということになりますので、委員会でも議論されまして、その中でやはり案件によっては18また20、そういうような形も出てくるというようなことで、提言にまとめられましたときも16歳を原則としてという形でございますので、そういう形です。

いずれにいたしましても、この投票に関しては別に条例を定めるということになっておりますので、その中でどういう案件について16歳になるのか、またどのような手続によって16歳以上になってくるのかを定めてまいりたい。それにつきましては、やはり重要なことでございますので、先ほど市長が申しましたように十分な議論、またご意見等で検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の16歳は数え年か満年齢かということでございますが、これも1点目にお答えさせていただきましたように、別に条例で定めますので、そのときにはやはりもっとうたい方が、投票日の2カ月前に満年齢とか、そういううたい方にもなってきますので、それは疑義の生じないようにきちっと定めていかなければならないと考えております。

そして次、第26条について、パブリックコメントの回答が、説明が不十分であるというご指摘をいただいたわけでございますが、一定私どもは限られた中でございまして、市民の方々にそういう形での気持ちを持たれたということについては、今後やはり説明責任を果たすということで、十分な説明を果たしてまいりたいと考えております。

そして、このことに関しまして、当初素案で別に定めるという条項があったのに原案、また今の条例案の中ではその条項がないと。そういう中で3項で表記してはどうかというご意見でございますが、これについても先ほど申しましたように、上位法で定まっておりますので、市民の方々にご理解いただいたり、今後啓発をしていくときにはなぜこういう形になったかということは十分力点を置いて説明をしたいと思っておりますが、いずれにいたし

ましても法で条例を定めなければならないという規定になっておりますので、この条例施行後速やかに、今の状態であれば住民にわかりにくいというようなこともございます。当然そうでございますので、別途条例を定めて市民の方々に明確にしていくという考え方でございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 三和郁子君。

1番（三和郁子君） 今、私がお聞きしたところで何点か明確な回答が得られていないのですが、例えば16歳の是非は別として、ここに明記される満年齢16年以上というふうに表記するのがいかがかということを私は今尋ねたのですが、そういう答弁も入っておりませんし、何点か私の意図するところが伝わっていないところもありました。

時間的な部分もありますので、最後に質問をさせていただきますけれども、冒頭申しましたが、私は違和感のないよりよいまちづくり基本条例の策定、執行を望みながら、また審議にあたっては通常の議案審議とは違った位置付けを認識しながら今議会に臨んでおります。私は提案の条例案には幾つかの検討すべき事柄があるのではないかと思料して、意見や提言をさせていただきました。他の条例や施策の指針となる自治体の憲法と言えるからです。ですから、いろいろなことを提言させていただいております。また、この発言は、市民から議会審議を付託された議員としてパブリックコメントしたつもりでもございます。理事者の皆さんの答弁の「ご理解いただきたい」との結びでは、一般質問等でよく「ご理解いただきたい」「検討します」という言葉等々が出ますが、これにつきましては、私はこの条例審議の始末は着かないように思います。

通常の施策であれば、いろいろの考えがあり「ご理解いただきたい」のレベルで審議は終われるかもしれませんが、この条例の審議は理事者も議員も特別な位置付けで考えております。考えなくてはいけないと思っております。私は決して批判やだめ押しをしているわけではありません。市民の皆さんにわかりやすく、そしてかつ16歳の少年にも理解されるものに仕上げたい、仕上げなければならない、その一念から発言してまいりました。

確認させていただきます。今議会でのこの条例に関する発言に対して、検討あるいは反映される機会はあるのでしょうか。これは、先ほどの答弁で今後の中で検討していくというお話も出ておりましたが、もう少し明確に答弁いただきたいと思っております。もし、この条例に反映の機会がないとすれば、私自身今無意味な議論をしたということにもなりかねませんので、いかがでしょうか。

最後にですが、ご提案いただいたこの条例案が今議会で継続審議への道が開けて、そして十分な審議をまず議会、議員全員が統一した理事者側からの提案が受けられた中で、6月議会に再提案される手順になりますことを私は切望いたしまして、質問を終わります。

議長（田中栄太郎君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 三和議員の再々質問にお答えさせていただきます。

満年齢の件につきましては、明確な表記をというご提言をいただいているわけですが、先ほどご説明申し上げましたように、投票条例については別途条例で明確に決めていくということでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

そして、議会の方でどのように審議されるかというのは私どもの意見を述べるものでございませぬので、それは議会の中で十分ご議論の方をよろしく願いいたします。

そして、私が先ほど回答の中で申しました、今後この条例が制定されました以後、その他別に定める条例、また規則等々がございます。それについては十分市民の方のご意見、また議会のご意見等を踏まえながら速やかに決めていくということで反映させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 次に、第9番、本田章紘君。

9番（本田章紘君） 9番、本田章紘でございます。

議第3号野洲市まちづくり基本条例について、今まで質問のあった内容と重なるところもございませぬが、重ねて質問いたします。本条例は、野洲市が存在する限り存続する重要な条例であるとの観点から伺います。

今回上程のまちづくり基本条例は、残念ながら議会において不十分な審議状態のまま、また私たち議会会派のネットワーク野洲の参画していない常任委員会で審議、議決を図ろうとされていますが、なぜ結論を急がれるのか。10月施行であるならば、9月議会において上程し、議会や住民と内容を決定する前に十分対話することが大切であると判断いたします。先進市の神奈川県大和市の事例からも、市民フォーラムやキャラバン等のPR活動を幾度も行うことが大切であり、結論を急ぐ必要はないと感じております。以上の観点から、以下質問いたします。

この条例が最高規範と定義しているが、他の条例との体系はどのように定義されているのか、見解を伺います。

次に、本条例と同等の重要性で作成される総合計画が条文のどこにも規定されておしま

せんが、どのような判断をされているのか。またどのように位置付けされているのか、お伺いいたします。ちなみに、他市では条文の中で明確に定義付けられています。

住民投票の年齢を満16歳とされておりますが、その根拠を重ねてお伺いいたします。また、こういった年齢を決めるにあたって、該当者の子どもたちの意識調査等が行われたのか、お伺いいたします。

住民の皆さんには、条例が決まってから内容を説明するのではなく、条例を決める前に意見を聴取することが大切と考えますが、見解をお伺いします。

この最高規範と言われる条例の中には、教育行政や福祉行政、まち全体に大きな影響を与える財政の問題、こういった内容が条例でありながら定められておりません。そういった中で結論を急がれるのはいかなる理由によるものなのか、お伺いいたします。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩いたします。

（午前10時26分 休憩）

（午前10時45分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 本田議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点の本条例と他の条例との体系についてであります。この条例はまちづくりの基本的な事項を定め、まちづくりという観点に立って、その行動や判断の基準とするものであり、本条例の第27条において、本市のまちづくりにおける最高規範と位置付けております。また、条例には上下関係はございませんので、他の条例、規則の制定、改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重することを規定しております。このことによりまして、他の条例との関連性を整理しております。

次に、2点目の総合計画が条文に規定されていないことについてであります。総合計画は行政運営の基本構想として、本市が将来の目指すべき方向を示すものであります。総合計画の実効性を高め、推進していく仕組みがこの条例の役割でもあります。総合計画は地方自治法に基づき規定されていることから、重複規定を避けるため、本条例では規定していません。

次に、3点目の住民投票権の年齢を16歳にしている根拠についてでございますが、先ほどもお答えしましたように、市政に関わる重要事項の意思決定には、若い人も積極的に参加してまちづくりを考えるきっかけになるという判断であり、幅広い層から意見を聞く

という基本的な考えに立っています。なお、16歳は義務教育を終了した年齢であり、義務教育は社会の形成者として必要な資質や公正な判断力を養うことを目標としており、民主主義社会の一員として十分な政治的判断力を身に付けることを目指しています。16歳となれば、社会的意思決定に参加できるだけの条件がそろっており妥当であるという判断により、16歳以上を原則として位置付けているものでございます。

次に、4点目の住民の皆さんからの意見聴取についてでございますが、市においてはこれまで委員会の検討状況を市のホームページでお知らせすると共に、委員会委員による協働キャラバン（出前懇談会）や公開フォーラムの実施により、約1,000人の市民の皆さんと意見交換を行うと共に、市広報紙では、昨年11月号で条例の骨格試案も全文掲載し、また返信用はがきにより意見を募集いたしました。また、今年の1月号では、特集記事を掲載しまして、条例の趣旨や目的等について全戸への周知を図ってまいりました。また、条例原案に対するパブリックコメントの実施については、市内の公共施設やJR野洲駅などに条例原案を備え置くと共に、市のホームページにおいても周知を図り、ご意見を募集したところであります。なお、条例制定後もより一層の周知を図るため、平成19年10月1日から施行することとしております。

次に、5点目の結論を急ぐのはいかなる理由かというご質問でございますが、この条例は、これまで多くの市民の皆さんのご意見をもとに検討が重ねられたものでございます。また、今までの野洲市の歩みの中から、市民活動等の実践を検証し、その成果を生かし、広げていくことという視点で形づくっているものであり、その制定を期待する多くの声を受けとめ、今議会に提案するものであります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 本田章紘君。

9番（本田章紘君） まず、条例の位置付けが私を感じている部分と今の答弁の内容では違っている。まちづくりとは、教育行政、福祉行政、すべてを含むものがまちづくり、そうではないでしょうか。だからこそ、まちづくりの基本条例とされている。ちなみに、今一番、提案されております条例でまとまっていると判断されるのが、神奈川県大和市の自治基本条例であります。これも同じくまちづくり条例なのです。そうした中には実は、ここに持っております。このように体系づけられているのです。この一番左端の方に、まちづくり基本条例と言われる自治基本条例があります。その条例の条文の中に、次に来るこの部分、条文が書かれております。そして、それに伴うそれぞれの我がまちにもあるい

ろんな条例が体系付けられている。こうしたことによって、すべてのまちづくりを包括してこの条例で方向付けている。こうでなければいけない。その部分が欠落していることが大きな問題であると感じております。

ちなみに、大和市では、教育に関する部分というのは、子どもが健やかに育つまちと定義付けています。市民が安全に暮らせるまちと定義付けている。そして、市民の皆さんが地域において安全に生活できるような配慮すべき条例がその下部にきている。子どもの問題については、学校の問題、保育園の問題、すべてつながる条例として定義付けられているのです。最も大事な財政、まちづくりの根幹は財政をどうまとめていくかということにあるわけです。この部分についても条例の中で明確に規定されております。だから、まちづくりの最高の規範となっている。

私たちの今回提案を受けております条例は、大変残念ながら、ある一定の部分について集中的に協議されて、その部分をもってこの部分は最高規範ですよと定義付けられている。そのことがやはり大きな問題ではないか。もっとまち全体の行政の仕組み、まちづくりの全体を見て条例は制定すべきものである。特に基本条例ですからね。そして、最高規範でありますから、そのことが盛り込まれなければいけないのではないかと。

この条例の性格を位置付けるものとして、やはり最高規範というのが第8章第27条にきているところに問題があるのです。考え方がそうなってしまう。そうではない。本当は第1章のところ、これはまちづくりの最高規範ですよと、だからすべてのことを考える上でこの条例を参考にして下さいと定義付けなければいけない。この定義の誤りがあるのではないかと。やはり、こういった内容が漏れたまま、条文化されないまま制定することには大きな問題がある。このように判断いたします。

この件については、全体的な話になりますので市長の答弁をお願いしたいと思います。

それから、大和市の条例制定には3年間の日数を有しています。その間で会議された内容が、まとめる会議、修正する会議を含めてつくる会の会議が195回、市民、市議、市職員との意見交換が65回行われている。そうした中には、実は高等学校に出向いて高校生の皆さんとホームルームの時間や、特別にこういった時間を割いて協議して理解を深めているというような内容も盛り込まれております。

私たちのまちでは、先ほど答弁がなかったけれども、意識調査等もされていないですよ。ただ、観念的に昔、青年団活動もしていたよなどと、地域社会の活動に高校生の皆さんが参加していたわなど。こんなことを観念的に考えながら制定されたのではないかと。そ

れではやはり問題が出てくる。なぜか。16歳の皆さんが今、何を考え、どういう方向で勉強しているのかといったことを考えますと、16歳から18歳というのは本当に受験勉強のための勉強をしているのが中心ではないかと。クラブ活動等をやっている。そういった勉強の中心は社会的な勉強ではなくて、入試のための勉強が中心であり、活動の中心は、中にはアルバイトをして社会的な生活の中に身を置いている生徒たちもいるでしょうけれども、ほとんどが学校の中の活動に範囲が定まっている。こういったことではないでしょうか。

高校の教育というのは、県教育委員会によって定められておりますから、まちがああして下さい、こうして下さいと言ってもそれは届かない話です。実態調査をせずに決めることへの問題はやはりあるだろうと。先ほどの答弁の中でありましたけれども、案件によって投票年齢は変えていくんだと。これでは随分判断に迷う内容の条例ではないでしょうか。基本的に18歳以上として、逆に案件によっては16歳以上の投票も認める。そうする方が最も効果的な理解のしやすい方向性ではないか。門戸を開くことは大事です。それまで閉じるとは言いません。ただ、適用、運用も明確にしていかなければいけない。

そういった中で、この16歳の定義をどのように考えるのか、改めてお伺いしたいと思いますし、今後どうやってこういった子どもたちにその認識を求めていくのか、お伺いしたいと思います。

ちなみに、世界でどれぐらいの国が16歳から18歳までに投票の門戸を開いているかといいますと、世界181カ国の中で、15歳から17歳に投票の門戸を開いているのは8カ国です。18歳から19歳に開いているのが152カ国です。20歳から設けているのが20カ国です。なぜ世界の先進国が16歳でなく18歳なのかといったことも考えて対応しなければいけない問題ではないでしょうか。

大和市が16歳を採用した背景に、高校生がワークショップ等で活動している、そういった活動内容から、また学校に出向いているんな討議をした中から意識が高いと評価したと、後日この条例を評価されている文の中に書かれております。やはり、権限だけを与えるのではなく、責任と義務も同時に発生するのだということをしかりと教育しながら16歳以上に門戸を開いていく、そんな過程を取り入れるべきではないでしょうか。改めてお伺いします。

総合計画、条文にあえて書きませんでしたということでしたが、地方自治法で決まっていようと、最高の規範とするならばそこに条文として明文化しておかないと、引き出す索

引がないです。まちの中に、これが一番上位にくる条文ですよと設定しながら、総合計画を引き出す索引がない。これは問題であります。

同様に、先ほども質問しました教育行政の問題、福祉行政の問題、財政の問題、こういったことも条文化しておかないと、その責任と権限が明確にならない。そして、実行する条例はそれぞれにその下位に位置してくる。こういう体系をつくっていかねばいけないのではないのでしょうか。再度答弁をお願いしたい。担当部門で答えにくければ市長の答弁をお願いしたいと思います。

また、ホームページ等で公開しているから市民の皆さんには十分周知しているとおっしゃいますが、ではこの条例をホームページに掲載してから今日まで、アクセスした件数が幾らあって、その以前のアクセス件数と比較してどれだけ増加しているのか。この増加している件数が条例に対する関心度と評価せざるを得ない今の認識の状態ではないか。確認し得るぎりぎりの状態である。そのアクセス件数と、1,000人に説明したとおっしゃいますけれども、我がまちに16歳以上の方々が何人いらっしゃるのですか。1,000人で十分事足りりということなのではないでしょうか。各ご家庭に、本来なら私がもらっている内容と同等のものを配って、皆さんどうでしょうかと、各地域の自治会等で議論して下さい。そうしたことで本当に末端までの意見を集約する、そしてその内容を反映して議会上程する。これが最もよい方法ではないかなと。今は決めてから周知徹底するのだと、こういう方向性ですよね。これでは決まったものに何ら意見の言いようがないです。意見を反映するのは4年後だと、これではいけない。もっと早い時点で、そしてよりよい条例とするために、ぜひ9月議会までの日程の中で、今回決めずにいるんな議論をしていただきたい。ここにいらっしゃる議員の皆さんもいろんな思いを持っていらっしゃると思います。その意見も十分聞いていただきたい。

以上、再質問とします。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 基本的な質問がございました。決して私は、大和市の条例の云々は申し上げませんが、おっしゃるように私は何回かこの議会でも申し上げました。このまちづくり条例は理念なのです。施策ではないのです。だから、個々の教育、福祉何々と入れるのは排除します。それはおっしゃるように総合計画があるではないですか。だからわざわざここに総合計画を書かなくても、今期の議会に総合計画を提案しています。そうでしょう。そこからいくなれば、今質問されたことはすべてわかるではないですか。総

合計画を提案し、それだけを議決いただいて、この条例を提案しなければ、両輪のごとくまちづくりができないということです。総合計画を決めていただいて、総合計画を具現化するための理念の条例なのです、これは。だから、個々のことは書きません。法律に抵触すること、あるいは上位法があること、すべては一切この中には入っていないです。私は上位法を、法治国家ですからそれを守るべきであると思いますから、そのことは、繰り返しは絶対入っていません。まちづくりの理念だけが入っているのです。そういうことでご理解いただきたい。

もう1点は、およそ大和市の条例は、これは行政がつくっています。私も長年行政をやっていますからわかります。しかし、うちのこの条例は市民から上がってきた条例なのです、内容が。提言をいただきました。だから、先ほどの質問に、これは行政がやったのか、住民から上がったのかと。行政がお願いをしました。これは私が平成7年に町長に就任したときから発案していることですから、住民の皆さんの意見を聞こうと。協働したまちをつくらうではないかと。こうやってきましたから、何とかして理念を法制化したいというのが私の気持ちです。そこでご理解をいただきたいと思います。

16歳の問題については、いろいろ思いはあると思いますが、16歳を否定する要件よりも肯定する要件の方が多いのではないかと、こういうふうに思います。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 本田議員の再質問にお答えさせていただきます。

大筋におきましては市長の方からただいま答弁申しましたので、若干抜けている面で見られる部分でございますが、ホームページのアクセス件数については今把握しておりません。

そして、1,000人で事足りるかという、大和市の具体例を出されてのご質問でございますけれども、先ほどお答えしましたように、この形についてはこういう形で市民への周知を行ってきたということで、ご理解のほどよろしく願いいたします。

そして、自治会への末端の周知はどうかということでございますが、この条例は議会の方のご意見もいただきまして、当初まちづくり検討委員会には旧来の歴史がある自治会活動をやはり重点的に置いていかなければならない、新しい市民活動に置いてはだめだというご意見等もいただきまして、それぞれの学区の自治会長、7名の方に委員に入ってくださいまして、議論をしていただきまして、昨年秋に骨格、素案的なものがまとまってきた段階でそれぞれの学区での自治会長会での説明等もさせていただき、中には自治会での勉

強会、説明会を行われたというところも、先ほど申しました出前懇談会の中で委員会として対応されたということもあります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 本田章紘君。

9番（本田章紘君） 市長、大変失礼ながら、大和市は市民がつくった基本条例として日本全国にドキュメントとしてPRされております。行政がつくったのではないのです。そういう認識であるならば大いに問題であろうかなと、このように思います。市民の皆さんがつくったからこそ、議会との間でもいろんな問題があって、議決するとき16対11という、非常に拮抗した形で議決されているのですね。いろんな問題があった。議論されたのです。本当に率直に議論して反映された。市民の皆さんの声、議会の声、市の職員の皆さんの声、市長の声、そういったものを包含してスタートしたのです。先ほどの発言は訂正されておいた方がいいのではないかなと。本まで出ております。市民がつくったまちづくりの基本条例だという形で、高く評価されております。

それから市長、理念だとおっしゃいました。理念なら、教育に関する分の理念も入れて下さい。福祉に関する理念も入れて下さい。財政に関する理念も入れて下さい。そうした中から、今度は個別に行政を運営する皆さんの条例が出てくる。そういった個々の理念がないと引き出せません。理念であるからこそ盛り込んでいただきたいのです。これは市民活動を中心にしたまちづくり基本条例です。我がまちの中で行われていることはこれだけではございません。このことは高く評価します。漏れ落ちているから指摘するのです。盛り込まなければいけないのではないですかと。

先日の勉強会で、担当部門の方にホームページのアクセスはどれぐらいですかと確認しました。今日に至ってもまだ確認しておりませんということは、より多くの皆さんに多くの声を聞いたというのを全然把握していないということではないですか。言葉だけが走っている。形だけが走っている。これではいけないですよ、やはり。中身の濃いものにしませう。せっかく皆さんが頑張ってくつていただいたのですから、よりよいものになりたいという思いで発言しているのですよ。これは否定しているわけではないのです。何ら否定しておりません。ただし、抜け落ちている部分があるのですよ、この分はもっと確認しなければいけないのではないですか、意識のアップを図らないといけないのではないですか、こういう問いかけです。一番大事なことではないですか。もっともっと率直に皆さんの意見に耳を傾けるべきではないでしょうか。そのことが今日多くの議員の皆さんから

質問されていることだと、そのように思います。

また、教育行政では、県の教育との関係をどうされるのですかということが非常に重要なのですよ。学校でこういった機会をつくっていただけますかと。もしくは時間をいただいて我々が出向いて皆さんに一度意見を聞きたいというようなことをしなければいけない。それが一番条例をつくるにあたって、制定するにあたって、また運用するにあたって大事なことではないのですか。そこところが欠落しているのですよ。皆さんが一生懸命つくっていただいたものをどうしようかと。不足はないだろうか。そういった形で取り組んでいかないと、今後いろんな問題が出てくるのではないですか。特に、財政などでは、理念がなかったらどうやって決めていかれるのですか。最高の規範とすると書いてあるのですよ。財政の最高の規範をこの条例でうたっていると断言できますか。教育行政の最高の理念がうたわれていますよと、福祉行政の最高の理念がうたわれていますよ、市民の皆さんが安全に生活できる理念がうたわれていますよと。やはり一番上位に位置付けたいという思いがこの条例の中にあるはずなので、そういったことはぜひ盛り込んでいかなければいけないし、その時間は必要としなければならない。再度市長に答弁をお願いします。

それから、16歳の定義というのはいろいろございます。おっしゃるとおり、よしとする方向をとるのが、これがベターな方向でしょう。ただし、よしとする判断の中に間違っただけではないように、実態は率直に見なければいけない。今、国で選挙権を18歳以上にしようという形で取り組まれていますから、遅かれ早かれ18歳以上の選挙権というのは出てきます。定められると思います。そうしたときに、16歳という定義をしてどう判断していくのか、どう指導していくのか、どう意識を持ってもらうのか。また、まちの行政をどこでどのようにしてこの人たちにわかっていただくとするのか。手段を含めて考えておかないと判断を間違えることになる。このように思いますので、今後どのようにしてこの年齢層の方々への意識のアップを図ろうとされているのか、再度お伺いします。

決まる前にみんなで議論しましょうよ。それが一番大事なことだと、決める前にやりましょう。先ほど、皆さんは反映されるのですか、反映されるのですかということをお心配されている。何ほ意見を言っても、ここでは議決というのは修正案件を出さない限りはこのまま決まるわけですから、これに不足があるとしてみんな質問しているわけです。それが正しいか否かはそれぞれ判断していかなければいけないでしょうけれども、決めてしまっただけではいけない。これだけ多くの問題があるのだったら、やはり決める前に議論しましょう。決めてから議論しても無意味な話でございます。

以上、再度答弁をお願いします。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） ちょっと声が聞きにくいというご意見がございますが、勘弁いただきたいと思います。

私は、冒頭に批判はいたしませんと申し上げましたな。立派な条例ですよ。ただ、私の思いとは違うと申し上げているのです。ご了承いただきたいと思います。行政の理念なのです。施策の理念ではないのですよ。まちづくりの理念なのです。ご理解いただきたいと思います。

決める、決めないとか、どうかというお話ですが、これはやはり議会で十分議論をいただきたいと思いますよ。これは行政条例なのです。野洲市でただ1つの条例なのです。条例は固有事務、委任事務、機関委任事務といろいろあるわけですね。それには上位法があったり、国からの方針があったりいろいろあるわけですね。これはどこからも関与されない、監視されない、指導を受けない、いわゆる野洲市自身の行政条例ですから、十分な議会の議論を期待申し上げます。それは皆さんにお願いしているのです。私に言って下さってもこれはいけないわけですね。皆さんに議論していただく、こういうことでございますので、十分ご理解いただきたいと思います。

大和市の条例については批判はいたしません。ただ、私の思いとは違う。向こうは政策論を入れておかれませう。これも立派でしょう。しかし、私はまちづくりの理論だけでいくのだと、こう申し上げていますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩します。

（午前11時19分 休憩）

（午前11時20分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 本田議員の再々質問で、今市長の方から答弁をいたしましたので、若干漏れている面でございますけれども、アクセスの件については、先ほどお答えさせていただいて把握はしておりませう。若干確認しているのですけれども、ちょっと難しい状況もあるというので、ここではお約束はできないということでご了解をお願いします。

そして、今後この条例を議決いただきまして制定されましたら、市民にどのように周知

されるのか、特に16歳の部分を含めてということでのご質問でございますが、いろいろ方法論、大和市のやり方もございますし、その辺はやはり市民周知、施行までに行っていくということで、最大限の努力を重ねてまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 次に、第16番、野並享子君。

16番（野並享子君） 4点にわたって質問いたします。

議第3号野洲市まちづくり基本条例につきまして、野洲市のまちづくり基本条例は内容的には一般的に言われています自治基本条例です。他都市でもつくられつつありますが、県下では2番目であり、マスコミも注目しています。何よりも憲法と地方自治法にのっとり、その中で野洲市として行政と市民が協働しまちづくりを行うことであります。この基本に立って、何点が質問いたします。

1、この条例案をつくるにあたって、条例が必要と思い立ち上げたのは市民でしょうか、行政でしょうか、どちらでしょうか。

2、条例をつくるための委員は23人ですが、100人委員会がつくられたところや公募の人数が多かったために300人ぐらいで構成されたところなどがあります。また、数年かけて内容を練り上げたところもあります。野洲市の場合、半年ぐらいで条例案が決まりましたが、性急な感がします。野洲市の憲法というべき基本条例でありながら、この条例に必要な関連の条例や推進委員会の規定や住民投票の条例など、一連のものをまとめて議論し、施行日から条例に基づいたことを実践し、その中で不備な点などを4年以内に見直すということが基本ではないでしょうか。骨組みだけの条例では絵にかいたもちになってしまいます。この点についての見解を求めます。

3、条例の中身で、人権と環境が土台になっています。憲法でうたわれている人権は、すべての国民にとっての基本的な人権です。しかし、野洲市の場合は部落差別をはじめとするあらゆる差別ということで、一部の運動団体の活動方針と結合した内容の人権であります。野洲市の基本的な条例とするならば、憲法に沿った人権の規定が必要ですが、見解を求めます。

4、住民投票が第22条に規定され、住民、市議会、市長の発議で住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる項もあり、評価できます。しかし、投票に関する必要な事項は別に条例で定めずとなっており、どのような条例が検討されているのが明らかにすべきです。

5、4年以内に条例の見直し、必要な措置を講じるとありますが、その見直しを検討する委員会の規定は別に定めるとあります。どのような組織、運営をされるのか、明らかにする必要があります。

6、市民の定義が個人だけでなく団体及び事業者も含まれており、これは問題ではないでしょうか。普通、市民といえば個人一人です。なぜ個人一人でなく団体も市民にしたのか。さらに、なぜ事業者が入るのか。事業者は営利を目的とした人です。市民活動を業者が展開したときに、要らぬ誤解を与えるのではないのでしょうか。見解を求めます。

2つ目が、議第4号野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。

私が高校を卒業し働いたときに、勤務時間は拘束されている時間を勤務時間として、拘束8時間、休憩1時間、実働7時間という状況でした。繁忙期には時差勤務となり、8時半出勤と12時出勤、1週間交代、そして夜さらに2時間の残業がありました。休憩時間は午後が長くなりますから、15分ぐらい午後に小休止がありました。12時出勤のときには夜8時まで勤務して2時間の残業、夜10時になりましたが、毎日会社はタクシーで家まで送ってくれていました。当然残業代は払われていました。

その当時、教師や保育士などは、公務員には育児休業が1年間だけありました。私が働いていたところは合化労連に加盟していましたから、その当時でも育児休暇は無休でしたが1年間ありました。私は無給では生活できないため、半年だけ育児休暇をとってその後働き、時差勤務から日勤の勤務に変えてもらい、子どもが1歳になるまで30分ずつ授乳がとれるため、授乳時間を後ろに回して3時半で退社し、保育園に迎えに行っていました。これが40年前の私の労働条件でした。

その後、労働基準法も改悪され、専門職だった派遣労働が全職種に規制緩和され、またフレックスタイムなど労働条件が多様になり、女性の深夜勤務の禁止も撤廃され、生産現場で女性が深夜も働いている状況もあります。また、最近問題になっているのが偽装請負、昔問題になった人貸し業で、法律違反であります。

民間企業の労働条件はこの40年ぐらいでよくなるどころか、労働者を使い捨てる過労死が世界の共通語になっています。さらに、財界は今残業代をゼロにするホワイトカラー・エグゼンプションの導入を求めています。労働時間は長時間過密になり、心を病んでいる人もふえ、大企業で精神科医を配置しているところもあり、今異常な状況となっています。

このような民間の労働条件に公務員の労働条件を合わせていけば、ますます全労働者の

労働条件は悪くなります。労働条件の引き下げ合戦をするべきではありませんが、見解を求めます。

また、最近地方自治体で偽装請負がされていたと問題になりました。こういった偽装請負やホワイトカラー・エグゼンプションについての見解を求めたいと思います。

議第9号国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。

今回の条例改正は、国民健康保険税介護保険分の税率を改正しようとするものであり、ご承知のように国保加入者の介護保険料は国保税と一緒に徴収されますが、その介護納付金課税額は示される介護給付納付金額から算定されます。その額を国、県、そして被保険者が負担するものですが、適正な算定が行われているかどうかであります。

本市の平成19年度の介護保険納付金課税額の算定にあたり、国の示す19年度の概算額、加えて平成17年度の精算額を踏まえて決定されると思いますが、その中で今回平成19年度の税率改正は引き下げることです。引き下げられるということは、それはそれでいいと思うのですが、正確な算定がされたかどうかということでもあります。

しかし、これを逆に考えますと、市が税率を算定するにあたって、国の示す諸係数を市としてそのまま当てて、過大な介護納付金をしたということもかんがえられます。つまり、今回の引き下げは、見込み違いにより過年度において徴収が過大であったと思われるのですが、以上、算定見込み違いによる引き下げなのか、見解をお尋ねします。また、今回の引き下げは1人平均額幾らなのかをお尋ねいたします。

議第15号野洲市工業振興条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。

今回の条例改正は、平成20年3月31日までに期限を限定する内容であります。この間資本金の大きい体力のある企業に助成するのではなく、もっと零細業者にも助成する必要があると発言をしてきました。今回、来年3月までの期限となりますが、今後どのようなことを考えておられるのか、見解を求めます。

第2点目は、これまでこの条例により助成した金額は幾らなのか、その助成は費用対効果としてどのような効果があったのか。

第3点目、分割で助成するということも言われていました。今年度予算では6,600万円計上されていますが、今後どのように推移していくのか。

以上、3点にわたって質問いたします。

議長（田中栄太郎君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 野並議員の野洲市まちづくり基本条例についてのご質問

にお答えさせていただきます。

まず第1点目の、条例を必要と思いつち上げたのは行政か市民かというご質問でございますが、この条例はさまざまな成果が見られる市民活動の知恵と力を生かし、まちづくりに反映し、さらに広げていくものであり、市民の成果を条例として形付けようとするものであります。こうした意図のもと、立ち上げたのは行政であります。

次に、2点目ですが、今回まちづくり基本条例制定にあたっては、検討委員会の開催や協働キャラバン、広報紙やホームページなどによるパブリックコメント、また公開フォーラムの開催により市民の意見を集約させていただいたものであります。この条例により、まず動きだし、市民と共にこの条例を育てていき、野洲のまちをつくっていかうとする機運が大事であり、その機運を醸成しようとするものであります。関連する条例、規定につきましては、条例制定後検討に入りたいと考えております。

次に、人権の定義につきましては、野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例の第1条の目的に定義しているものであり、決して一部の運動団体の活動方針と結合したものではありません。

しかし、本市の人権問題に対する取り組み姿勢と同じように人権問題に積極的に取り組みをしている団体等が同じ方針を掲げられても、何ら問題はないと考えております。逆に、こうした団体がふえることが望ましいことであります。

次に、住民投票に関しては、先ほどもお答えしましたとおり、条例制定後検討に入っていきたいと考えております。

次に、まちづくり基本条例推進委員会の組織運営に関する件につきましても、条例制定後検討に入ってまいりたいと考えております。

次に、市民の定義ですが、第2条では市民を広い意味でとらえており、市内で働く人、学ぶ人、活動する人や団体、事業者も含んでおります。これは市内の市民活動団体や自治会、事業者も当然まちを構成する主体として考えており、まちづくりに際してはその目的を共有し、それぞれの特性を生かしてよりよいまちをつくっていくパートナーとして位置付けていることによるものであります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 私の方からは、議第4号についてのご質問にお答えをさせていただきます。

公務員の労働条件につきましては、公務員の労働基本権が制約され、人事院勧告制度が代償措置とされており、国家公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、社会一般の情勢に適応するように措置を講じております。民間準拠の理由は、職員の理解と納得を得ながら、納税者である国民の理解を得る客観的な指標でございまして、労働条件の引き下げ合戦をしているものではございません。

次に、偽装請負とホワイトカラー・エグゼンプションについての見解でございますが、まず偽装請負については、業務委託契約を結んでいるものの、発注者が請負事業場の労働者に直接作業指示をしているという実態派遣の事例がございまして、労働条件や安全管理面での責任の所在があいまいになり、労働条件をめぐる紛争や労働災害を引き起こす要因にもなっていることから、請負業務についての発注の適正化を図っていくべきと考えております。

ホワイトカラー・エグゼンプションにつきましては、国において議論されているところでもあり、動向を見守っていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、議第9号の野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてのご質問にお答えいたします。

議員のご質問のとおり、介護給付費納付金につきましては、介護保険の給付に要する費用の一部を医療保険者として負担するもので、毎年、社会保険診療報酬支払基金を通じて負担金額が通知されてくるものであります。

この負担金額の算定にあたりましては、ご指摘のとおり、当該年度の概算の納付金と2年前の納付金における精算金との合算額を納付する仕組みとなっております。これら負担金額を算定する上での係数につきましては、法令で定められているものでありまして、国におきましては、国全体で要する費用金額を介護保険の第2号被保険者の総数で割り戻した金額が1人当たり金額として毎年国より示されております。

この国から示されます介護給付費納付金を納めるために、国民健康保険に加入されている介護保険の第2号被保険者にご負担いただく税率改正を毎年行い、対処しているところであります。つまり、一定のルールに基づいた算定によるものであります。

なお、今回の引き下げの要因であります平成17年度分の概算の納付額と精算額の差が大きかった点につきましては、野洲市の17年度の第2号被保険者数の推計人数が、合併

等の要因もありまして、実績人数よりも高かったものによると判断をしております。その差は267人であります。

また、2点目につきましては、今回の改正によりまして、1人当たり約年間3,100円の引き下げになる見込みであります。

以上、お答えいたします。

議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 工業振興条例についてのご質問にお答えいたします。

当市の工業は、地域経済の自立的な発展の基盤であり、地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、その強化を図る必要があると考えております。来年3月末日までとなります工業振興条例以後の支援策につきましては、県や近隣市の施策の取り組み状況をとらえながら検討していく方針であります。

なお、質問の中で零細企業にも助成する必要があると言われておりますが、現在の制度でも従業員数の要件は設けておらず、投資額が5億円未満の事業所についても対象としておりますことを申し添えておきます。

次に、これまでの助成金額であります。平成17年度では1億3,162万円を交付しております。平成18年度では当初予算額で4,400万円、9月補正で4,638万円、12月補正で5,565万円、計1億4,603万円を交付の予定としております。なお、平成19年度以降では約10億円の助成金の交付が必要と見込んでおります。

効果といたしましては、固定資産税、法人市民税等の増収、雇用の創出、また市内事業者への波及効果等も得られるものと期待しております。

続きまして、3点目の助成金交付の今後の推移であります。先にお答えしましたように、平成19年度以降、約10億円の助成が必要と見込んでおります。平成17年、18年度の実績を踏まえて、おおむね5年を基本として交付をしていく方針であります。

今後の交付にあたっては、景気動向を背景とした税収等の状況を見据えつつ、行政改革と財政健全化計画の進捗を勘案しながら、助成金交付に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 野並享子君。

16番（野並享子君） まちづくり基本条例につきまして、1点目は行政が立ち上げたというところにおいて、行政が立ち上げて半年で素案をつくって条例にしていくというのは、これは余りにも性急なところ、周知徹底することができない。施行は10月というこ

とですから半年、こういうような形では、条例をつくってもどんな内容があってそれに住民がどう参加をしていくかというのがまちづくりとしては非常に大事な、私は過程が大事だと思うのです。ですから、どんなにいい条例ができたといって喜んで、住民の方がそれを受け入れ、納得し、いい条例だと思ってくれるような状況にならないと、本当に絵にかいたもちになります。

三鷹市でも、これは99年に市民から立ち上げられて、行政が2004年に条例案をつくって、5年も経過してようやく条例がつくられ、そして2005年9月に議会で可決して10月公布、施行は2006年4月、去年4月に施行されているのですが、そのときにはすべての条例、規則、要綱がきちっとこの間に、公布されて施行されるまでにすべてが整って去年4月からスタートしているのですよ。それが私は必要、本当に長い期間もみにもんだというのが必要ではないかと思います。

機運が大事だとおっしゃいましたが、この半年やそこらで機運は出ていないでしょう。あちこち出前をしたとか、先ほどの答弁でも自治会で説明をしたとか、パブリックコメントが5人あったとか、これではまだ機運というような状況ではないと思います。こういう中において、条例が今後つくられてからすべてあとの条例を決めるとおっしゃいましたね。何を聞いても制定後検討するということで、何も答えておられない。そういう意味におきましては、条例の制定をするという中身、今後重要な事項を住民投票ですということになっていますが、重要な事項というのは何なのでしょう。列挙して下さい。どういうことが重要な案件ということになっているのか示して下さい。最低そのぐらいは必要と違いますか。行政として何を考えておられるのかというのがわからない。行政が立ち上げたというのなら、そういう部分も明らかにしていただきたいと思います。

あと、住民投票の部分におきまして、常設でつくられる住民投票の項がせっかくありながら、先ほどのご答弁では議会の議決が必要とか、それかいつでも投票できるというようなことにするのか、2つの方法があるみたいなことをおっしゃいましたね。こんなことだったら、議会で議決をするというようなことが想定されているとしたら、今の地方自治法と何ら変わることはありませんね。直接請求ということができのですから。どこにも拘束されない野洲の憲法だと市長がおっしゃるのでしたら、そういった意味ではどこにも拘束されないような、市民とそれぞれ第6条で対等な関係というふうなことをおっしゃっているのですから、市も市民も議会もすべて対等な関係だということをおっしゃっているとしたならば、発議が行われればそれに基づいて住民投票はするというのが当然でしょう。

その認識を、第6条との関係で当然そういう結末になると思っていたのですが、前段の方の答弁を聞いていると、いや、そうではないのだと、対等な関係ではないのだというような思いをいたしましたので、この点をご答弁お願いいたします。

野洲市の基本的な憲法だと言われる。憲法以上に16歳から投票ができるということなことで、これはマスコミも注目している内容ですが、そこで本当に投票できるのかどうかというのが重要案件でしょう。その点をきっちりと、今出していってみんなで議論をしないといけない中身だというふうに思いますので、制定後、制定後ということで、そういった情報を公開しないような密室の中での協議を押し付けてくるようなことにならないように、答弁をお願いいたします。

それと、条例の人権の問題ですが、野洲市の場合、人権ということで、条文の概要ということで解説が出ておりますね。人権の尊重という3条のところ、野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例を制定しています、それに定めているところでということで書いていますし、相互に助け合い、認め合い、実践につなげていくことにより基本的人権が守られるとかいうふうなことが条文の概要として載っていますね。

野洲市の人権尊重のまちづくり条例というのを見てもみると、ここは第1条で部落差別をはじめとするあらゆる差別のない野洲市の実現ということで、第3条では市が実施する施策に参画する、差別を助長する行為をしないように、第4条では関係機関、団体と連携しながら啓発活動の充実に努めということで、こういう形で野洲市の人権尊重のまちづくり条例というのがつくられております。当然、関係団体というのは野洲の場合は部落解放同盟でありますね。それを置いておいて、行政の方向と団体が同じだということで、行政の方向と団体が同じではなくて、団体の方向と行政が同じというような状況だと私は思うのです。同和行政に関しては特別法もなくなり、他の行政ではもうどんどんやめていっている。そういった行政がどんどん生まれてきている中で、まだ差別があるということで主張しているのが部落解放同盟ですね。ですから、その野洲の同和の部分においては、いまだに差別があるから永遠にというふうな形になっていますから、運動団体の方向と行政が同じだということで、言われている内容が私は逆だというふうに思います。

ですから、基本的な部分におきまして非常に、説明文がなければこの3条の部分ですつと読めば、ああそうだなというふうに思うのですけれども、条文の概要をずっと読んでみたら、これはちょっと受け入れられないような内容が入っているというふうに思うのです。これを規範として最高の条例とされるのでしょうか。それだったら、きちっと憲法に基づい

た基本的人権の項の部分でとどめておくべきなのです。

そういう意味におきまして、この位置付けそのものが、やはりもっともっと議論をしていかなければならないというふうに思いますので、この点のご答弁をお願いいたします。

事業者を入れているということに関しまして、それぞれの特性があってまちを構成しているということをおっしゃいました。事業者といっても、本当に一人で仕事をされておられる本当に零細な、家族だけでやっておられる事業者もおられますし、人を雇い手広く利益を上げておられるそういう事業者もありますね。こういう事業者をすべて同じ事業者ということで市民活動というところ、市民として定義付けるということに関しては、やはり無理があると思うのです。いろんなところの条例を見ても、事業者というのは事業者の役割という形では出てはいますが、市民の中の規定の中に事業者も入れているというのは少ないのではないかと思います。それは、やはり何かをやろうとしたときに、営利を目的としているがために、あそこの商売を大きくするために、もうけるためにというあらぬ誤解が私は入ってくるのと違うかなという意味で、私はここは抜くべきだと思います。事業者は事業者としての役割として、そのまま置いておけばいいと思います。下にずっとそれぞれ規定がされていますから、それはそれで置いておけばいいと思うのですが、第2条の部分で(1)の市民の中の団体及び事業者というこの事業者は、やはり私は抜くべきというふうに思います。

市民活動に参加をしていくというのは、それは当然だと思うのですよ。当然事業者が自分のところの営利だけでやっていく問題ではありませんので。行政の意思決定をする、そういうところに参加していくということが問題になるのではないかと思います、その危険性があるのではないかと考えますので、ご答弁をお願いします。

議第15号の工業振興条例の改正の部分で、県と近隣を見て今後考えていくということをおっしゃいました。近隣の中で今大問題だと思うのが、守山でキヤノンを誘致するにあたってこの工業振興の助成を、今まで2億円だったのを7億円に引き上げて、草津につくろうと思っていたのを守山に引き込んだのですよね。そういったのが今近隣にあるのです。だから、今後近隣を見てというのがどういう方向を持っておられるのかということ、ちょっと出していただきたいと思います。

それと、零細業者にも助成する道を開いていると。5億円以下、零細業者はそんなたくさんのもうけもないし資金もないし、なかなか大変な状況の中ですから、これでまちで八百屋さんを営んでおられる方がこの資金を借りて環境とかいろんなことができるかといっ

たら、ちょっとそこまでの資本を持っていてできない状況もあろうかと思imasので、いろんな意味におきまして、助成ですから、それでもあと残りは借金しないといけませんのでね。100%助成してもらわなければならないので、投資金額に対しての助成ですから、投資する金額のある一定の部分は、やはり自己資金を持つなりしないと、100%の助成ではありませんので、そういうことも含めて今後こういった部分をどう考えておられるのかということをお尋ねいたします。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩いたします。

（午前11時58分 休憩）

（午後1時00分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） 5点ほど質問をされましたが、まずその中で、早過ぎるではないかというようなご意見がございました。私は、むしろ平成7年から住民の皆さんの参画を得て協働のまちづくりを進めますよということで、もう既に旧野洲町時代に団体も200ぐらいの団体がありまして、いろんな取り組みをなさっていたのです。その取り組みの原動力としているんな活力があったわけなのですが、それをどのように市民活動に結び付けていくか、まちづくりにどう結び付けるかということをかねがね考えておりまして、平成17年、合併後ですが市民活動促進委員会なるものを立ち上げて取り組みをスタートいたしておりました。だから、6カ月とおっしゃいますけれども、言うなれば足かけ2カ年ぐらいの時間をかけていろんな議論をしてきて、いよいよその法制化、条例化になったのが去年6月ごろと、こういうことですから、その内容は早くから取り組んでいたということでご理解いただきたいと思imas。

あとは部長の方でお答えを申し上げます。

議長（田中栄太郎君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） それでは、2点目の住民投票における市政に関する重要事項についてのお尋ねでございますが、先ほどからお答えさせていただいておりますように、住民投票については別途条例を定めるということでございますので、その中で十分な検討を行っていきたく思imas。しかし、どういうことが考えられるかということをおっしゃっておりますので、先進地事例等々を勘案いたしますと、大体のところ定めておますのは、市民生活に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要事項が対象と考えら

れております。しかし、対象から除外する内容を規定する方法が考えられております。全体で重要事項と、しかしこの部分は外しますよという形が大体のパターンでございます。どのような形を外すか。例えばとしましては、市の機関の権限に属しない事項、そしてまた法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項、特定の市民、または地域に関する事項、市の組織、人事、または財務の事務に関する事項などが考えられます。

3点目の住民投票を実施する場合の具体的な制度については、先ほどから他の議員でお答えしていますように、今後検討していくものでありますので、現時点での答弁は差し控えさせていただきます。

4点目の人権に関するお尋ねでございますが、先ほどお答えしましたとおり、一部の運動団体だけではありません。本市の条例、基本計画に基づき、差別がある限り行政の主体的な取り組みを行政の責務として推進しております。部落の解放のために取り組んでおられる団体は、同和問題解決のために取り組んでおられます団体は、野洲市の人権啓発推進協議会、また学区の人推協、そして企業人推協など、多くのさまざまな団体で取り組んでいただいております。人権問題に積極的に取り組んでいる団体と行政が協働で取り組むことも大変重要な取り組みでもあります。今後も部落差別をはじめあらゆる差別の解決に向けた取り組みにより、一日も早い差別のない、人権が尊重されるまちづくりを目指していきたいと考えております。

続きまして、5点目の事業者の件でございますが、議員が指摘されますように、事業者につきましても、事業規模の違いはあるものの、まちを構成する主体としてまちづくりに参加して、先ほどもお答えさせていただきましたように、まちづくりに際しては重要なパートナーであると認識しておりますし、さまざまな形での地域の貢献が期待されておまして、広い意味での市民に位置付けさせていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 野並議員の野洲市工業振興条例に関する再質問にお答えさせていただきます。

まず、先ほどの私の回答の中の5億円という数字について補足説明をさせていただきます。先ほど5億円未満の事業所も対象にしているというふうに申し上げました。現在でも、例えばISO14000を導入したいのでその経費ということで数万円の助成とか、事業拡張に伴いまして、新規雇用を2名行いたいということで助成20万円といったような規

模でのご利用もしていただけますので、その旨補足させていただきます。

それから、今後どうしていくのかということでございますけれども、助成金を導入いたしまして、当時は税の優遇が多い中、他市町に先駆けて導入した方だと思っておりますけれども、おかげさまで市内で用意しておりました工業用地等はほぼなくなるといったような成果を上げていると考えてございます。ご指摘のとおり、最近では他の市町村でも助成金がかなり多くなっている状態でございます。また、国や県においては特定の産業分野や産業構造に対して重点を置いて支援してきたという方向でございます。また一方で、工業会とか勤労者の懇談等をしておりますと、交通はもとより従業員の生活環境でありますとか防災対策でありますとか、行政の対応のスピードといったようないろいろなご意見をいただいているところでございます。私どもといたしましては、そういったいろいろな声を聞きながら、今後野洲市としてどういう振興策をとったらいいのかということは、また議会をはじめいろいろな場でご議論いただいて考えていきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

以上で回答とさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 野並享子君。

16番（野並享子君） 答弁で漏れていたのと違いますか。住民投票の問題で6条との関係で対等な関係であるとするなら、住民発議で行われたときには議会にかけるのではなくそのまま住民投票をすることにするべきだということをしたのですが、その問題に対してはどのような回答だったのか。今の回答ではちょっとわからないのですが。

憲法では主権は国民にあると。このまちづくりの条例では主権は市民にあるという理念だと思っております。その理念に基づいていくなれば、当然市民の発議では議会にかけるというのではなくて、そのまま住民投票すべきであろうというふうに思います。

今、もう一つ言われた、重要案件というのは案件を上げずに除外する内容ということをおっしゃいました。法令でできることは除外するということですから、地方自治法でも住民投票はできますね、法律に基づいて。そうなったら、すべて法令に基づいてできるではないかと、地方自治法に基づいてできるではないかということになるのではないのでしょうか。合併に関してとか、都市計画税を取るとか、今野洲は取っていませんからね。市民全体に大きく影響するような内容とかさまざまな部分があると思うのです。そういう意味では、今の内容ではそういうことの住民投票が市民の発議でできるのかどうかというのがあまい、わかりません。もう少し明確に、16歳から住民投票ができるということをお

しゃるせっかくのいい条例をつくろうとしているのならば、もう少しそこら辺ははっきり明確にしていくべきだと思います。

最後に言いました事業者の部分ですが、市民活動に大いに参加してもらおう。これは事業者も市内で営業活動されているのでそれはそれで当然だと思いますが、ここで参画をしてくるわけですね、企業として。相互に知恵を出し合いとか、まちづくりをしていくというふうな、そういう形で参画してくる場合において、企業の社会的な責任を果たすという、地域社会への貢献とか、事業者の役割、第11条は当然だと思うのです。しかし、参画をしてくるときに、本当に自分のところの企業の営利のことを脇に置いてそういうことができるかどうかというのは、何かややこしい話ですけれども、そこら辺を懸念するのです。その明確な規定というのか、何かがないかなと思います。お答えをお願いします。

議長（田中栄太郎君） 質疑の時間がきましたので打ち切ります。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） 第22条関係は重要なところでございますので、私の方でお答えを申し上げます。

そもそも、発議という言葉は私は住民の直接請求と、こう置きかえております。地方自治法第74条によって直接請求ができる。これはもう公然としてできる。しかし、住民投票をしましょうということを今決めているのですね。住民投票ができますよと、こういうことについてはやりましょうと、大きく前を開いているわけですね。

そこで、住民投票の方法については、今現在私の考えている中では4つぐらいの方法があるのですね。やっぱり第74条の規定でいけば、20日以内に議会に付せよと、こういうことですね。これは当然だと思います。しかし、おっしゃるように住民の発議による場合、これも方法としてはあるのですが、そうして考えるのに、議会の議決を得ないのかと。全国的に見てかなりハードルの高い方法を考えておられますね。その場合には。だから、これは今後の検討課題と、こういうふうに申し上げておきたいと思います。

それと、企業が社会的責任で地域の活性化のために働く、市民として自分の利益になるためにまちづくりに参画してもらおうものではございませんので、その辺の誤解がないように。例えば、災害が起きたときに、やはり企業として出てもらうときには、生命、財産を守るために、我々にはこういう資材がありますよ、こういう薬剤がありますよ、こういう建物がありますよ、ここへ避難して下さいと、それもやはりまちづくりに参画したという

ことではないのですか。金もうけのためにやってもら、そんなことではないです。

以上、お答えいたします。

議長（田中栄太郎君） 次に、第17番、小菅六雄君。

17番（小菅六雄君） 議第10号野洲市公民館条例の改正についての質問を行います。

今回の改正は、中主公民館の別館を廃止しようとするものであります。その理由は市内全学区にコミュニティセンターが整備されたことや、また公民館別館の耐震上の問題も指摘されています。

そこで、今後のために確認しておきますが、1点目、廃止後、今後の用途、管理についてどうされるのか。

2点目、現在使用の団体、あるいは個人への了解と周知は。

3点目、今後の公共施設のあり方の問題ですが、合併後相次いで公共施設を建設されました。当初から施設のあり方についても指摘もしてきたところですが、コミセンの建設についても、市民の皆さんから建設の是非について一部意見も出されていきました。施設が必要でふさわしい利用があるかという意見であります。

私は、このような意見の背景には、合併後市全体の施設のあり方や活用について市全体としての方向が見えないからだと思います。例えば1つの例として、旧中主町役場の3階部分、とりわけ議場においても適切な活用がされているとは思いません。これらの点も踏まえ、今後市内全体の合併後の公共施設のあり方についてどのように考えておられるのかをお聞きいたします。

議第14号野洲市敬老祝金条例の改正についての質問であります。

条例改正案は、これまで88歳で2万円の祝金支給を1万円に、また100歳では50万円だったのが、これを30万円に減額するというものであります。2つの点で市の考えをお聞きいたします。

1点目は、そもそも敬老祝金は長寿を祝い、何よりも長年にわたり社会や地域の発展に貢献されたことへの敬意と感謝を表すものであります。この点で、その立場からこの祝金制度を実施してきたものであります。にも関わらず、このままでは対象者が増加し、財政上、また行財政改革の観点から減額するというのは筋違いと考えます。この点、祝金制度なるものは、そういう意味で減額するのであれば、これまでその程度の考えで実施されてきたのかと思います。また今日、高齢者への増税や医療費負担が強化される中、私は一層高齢者をないがしろにするものと考えます。この点どのように考えておられるのか。私は

減額でなく、少なくとも現行制度は維持すべきと考えます。見解をお聞きいたします。

2点目は、この祝金制度にしましても、今議会で提案されています予算などでは、例えば国保の人間ドック補助制度の補助の減額も言われていますが、私はこのような後退は合併協議の調整と約束にも反すると考えます。サービスは高い方に、負担は低い方にとというのがこれまでの約束でありました。合併後、わずか2年でこれを後退させるのは問題と考えますが、見解をお聞きします。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） ただいまの議第10号野洲市公民館条例の一部を改正する条例につきまして、小菅議員からのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の廃止後の用途、管理についてでございますが、当面は埋蔵文化財発掘調査で出土いたしました遺物の復元兼整理事務所として使用する計画でございます。これは、現在上屋地先にありますプレハブの文化財遺物整理事務所の老朽化が著しく、今後復元作業を行うための適切な場所の確保が必要となっておりますことから、当分の間この施設を遺物復元及び整理事務所として利用しようとするものでございます。

したがって、当施設の管理につきましては、文化財保護課を主管として管理をしてみたいと思っております。

また、現在この施設に事務所を置きますさざなみスポーツクラブの事務所につきましても、移転先が見つかりますまでの間、当該施設の使用を認めようとするものでございます。

次に、2点目の利用団体等への了解と周知でございますが、現在中主公民館別館をご利用いただいております各種団体、文化協会所属の団体等につきましては、先般オープンいたしましたコミュニティセンターひょうずを積極的にご利用いただきますよう、案内をしているところでございます。当条例改正を議決いただきました後には、広報等によりまして市民の皆様へ周知を図ってまいる予定でございます。

また、3点目の今後の公共施設のあり方についてでございますが、合併に伴います施設整備は、本市のまちづくり計画に基づくものでございまして、本市が目指します行政運営を進めるためには必要不可欠なものと考えております。こうした施設を有効な施設といたしますためには、その運営におきまして市民の皆様にご納得していただけるものとなるよう、努力をしていかななくてはならないと考えております。また、財政が厳しい状況でありますことから、行政改革大綱あるいは財政健全化計画に基づきまして、今後類似施設の統廃合や各施設の有効利用、そしてその施設のあり方を検討していく考えでございます。

以上、お答えいたします。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、小菅議員の議第14号野洲市敬老祝金条例の一部を改正する条例についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の敬老祝金の見直しにつきましては、提案理由のとおり、財政健全化の視点と近隣市町や他県の市町の支給額も参考にしながら、適正な支給額を設定する方向で検討してまいりました状況からでございます。今後とも、市全体で長寿を祝い、高齢者の社会貢献に対し、心から敬意を持ち続けることにつきましては何らかの変わりはないと確信しております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） ただいま部長が答えたような理由ではございますが、ただ合併協議について云々という質問がありました。その部門を僕に言えと、こういうことのようにございます。

合併協議の結果、これは持続をしていこうということで確認をいただきました。その後、3年ほど経つのですが、今まではその方法で取り組んできたわけではございますが、何はともあれ、国の三位一体の改革、または地方交付税の減額、税収の減、いろいろな悪条件がそろってまいりまして、今後の財政運営上検討するならば、今まで差し上げておりましたが、この辺においても一つのメスを入れていって、ご理解をいただかないといけないと。だから、合併協議で約束したこともこういう時代の反映をいたしながら取り組んでいかないといけないと。だから、合併協議になかったことも新たに取り組んでいるということもご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 小菅六雄君。

17番（小菅六雄君） 議第10号の公民館の件であります。今公民館そのものは教育委員会の所管ということで答えていただきましたが、その中で3点目の問題は教育委員会も含めて市内のすべての公共施設の今後のあり方についてお聞きしたわけですが、それで、先ほど旧中主町役場の3階についても、私は適切な活用がされているとは思わないのです。例えば、甲賀市は5町で合併しましたが、やはり同じ問題を抱えておられて、とりわけ旧土山町ですか、1階部分は当然使っていますけれども、それ以上、上はほ

とんど有効活用されていない問題があるのですけれども、ある意味ではこの野洲市以上に問題があるわけなのですけれども、だから例えば、ちょっと外れますけれども、旧中主町役場の議場を、練習的なミニコンサート会場にするなど、そういう利用も含めて施設全体の市の方向を考えないといけないと思うのですね。そういう意味で、教育委員会が答えられましたけれども、総務部関係も含めて今後の方向をどう考えているのかを私はお聞きしたかったです。もちろん、この公民館も含めてですけれども、そういう意味でもう一度市全体としての方向を確認しておきたいと思います。

それと、コミセンができたということで、そちらの方のご利用を今後周知徹底をお願いするということではありますが、引き続き公民館別館でぜひ利用したいという意見、声も聞くわけなのですけれども、その点もう既に協議に入っておられるのかどうか、ちょっと確認しておきたいと思います。

それと、敬老祝金なのですけれども、市長は言われましたが、しかし合併の前提としては当時市民の皆さんに、基本はサービスは高い方に、負担は低い方にということで進められたわけでありまして、この時点でももちろん財政問題はあるのでしょうけれども、合併わずか2年で後退させるのは、私は問題だと思うのですね。やはり市民に対する約束違反だと思いますので、これは指摘しておきたいと思います。

それで、今後の問題なのですけれども、以前は中主町も旧野洲町も独自の制度を持って、今回のみならず何回かに分けて、年齢的にも、あるいは金額的にも、言葉を変えれば後退させてきたわけなのです。それで今回こういう状況なのですけれども、これはいわゆる長寿への祝金制度ということで補助金制度ではないのです。祝金という性格から、減額するのは私はいかがなものかということなのです。だから、一方で、今市民の皆さん、対象者の皆さんも、この制度に対していろんな意見があるのも事実なのです。この祝金制度をこれまでの社会貢献とか長寿に対する祝いとして、市の方からいただくことについて、楽しみで待っておられる方も確かにあります。一方で、今後こういう金額に関わらず、新たな制度を希望される方もあります。そういう意味で今後の方向、先ほど少し言われましたが、私は単に減額するだけではなくて、新たな方向も含めてこの財源、原資を活用して、そういうような方向も考えたらどうかなと思っているのですけれども、そういう考えの意向はあるのかどうか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

議長（田中栄太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 公共施設の今後のあり方についての再質問ということでござ

います。

現在、合併によりまして、本市には類似の公共施設があるというのは十分承知をいたしております。現在、各施設の統廃合や有効利用の検討をしております。指針を策定中でありまして、最終調整を行っているところでございますので、できるだけ早期に明らかにしていきたいというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） 小菅議員の再質問にお答えを申し上げます。

利用団体との協議につきましては、正式にはこれからという形になりますが、一部混乱を避ける意味からも、事前にお話をさせていただいておりますところによりまして、3階のホールをダンスでご利用いただいております。また、2階の和室を舞踊の団体にご利用いただいておりますが、舞踊の団体につきましては和室を希望されておりますが、コミセンの和室ということになりますと、若干広さの問題があるようですけれども、今、豊積の里総合センターの集団指導室など、じゅうたんの部屋をご紹介させていただいているところでございます。また、ダンスにつきましては床の関係もございまして、コミセンにも幾つかのホールが、多様な床材を使ったホールがございまして、そちらの方でご利用いただけないかなど、このように思っております。また、さざなみスポーツクラブとは3月14日には打ち合わせをしていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 小菅議員の、敬老祝金に対して今後新たな資源を活用して新たな事業を起こすということについての考え方でございますが、旧野洲町につきましても、この敬老祝金は平成10年に大きい見直しを行っております。その見直しの資源を使いまして、各地域で高齢者のサロンを開催したり、循環バスの無料乗車により社会参加を促すというようなことを新たに考えて、この敬老祝金を見直したという経過がございます。

そういう経過もございまして、今後につきましては、高齢者にとって健康で生きがいのある生活が維持できるような事業につきましても、当然考えてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 小菅六雄君。

17番（小菅六雄君） 最後ちょっと確認のためにもう一度お聞きしておきたいのですが、今総務部長は今後公共の施設のあり方について、早期に案といたしますか、方向を検討して明らかにしたいと言われましたが、先ほど少し言いましたように、例えば合併の前に当然両町に保健センターがあったわけなのですけれども、そのときに、例えば乳幼児健診を旧野洲町一本にするという話がありまして、しかしそれは問題ということで当時議論になりまして、一応旧中主町の保健センター、それと野洲の保健センター2カ所で行っているわけなのですけれども、言いたいのは、今後の検討にそういうサービスの後退があってはならないので、その点どう思っておられるのか。今後の方向策定にあたって考え方の基本を確認しておきたいと思います。

それと敬老祝金、私の基本はとにかく新たな事業を実施せよと、それに代えてしまえと言っているわけではないのですね。基本はさっき言いましたように、社会や地域の発展に貢献されたこととか、長寿を祝う、これは単なる補助金ではなくて行政としての祝金ですので、そういう意味で後退があってはならないという意味なのです。基本は一番はじめの質問で言いましたように、少なくとも現行制度を守れというのが質問の趣旨でありまして、それを踏まえていただきたいのですけれども、同時に検討してほしいと言ったのは、楽しみにしている人、一方でこれにかわる新たな制度を求める人がおられるのも事実なので、後退の中で新たな制度を考えるという意味ではないですね。現行制度を守った上で新たな制度も含めて検討したらどうかということを行っているわけでありまして、部長は意味をわかっていただきましたか。その質問についてもう一度お聞きしたいと思います。

議長（田中栄太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 再度のご質問でございます。

公共施設の関係ですが、サービスの後退にならないようにというご指摘でございます。もちろん、念頭に入れながらでございますが、費用対効果等々勘案しながら、最終的な結論を出していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 再度のご質問でございますが、これからどんどん高齢化が進んでまいりますし、高齢者の人口もふえてまいります。そういう中で、やはり高齢者のニーズも変わってくるというふうに思っておりますので、今後はやはり3年に1回

介護保険事業計画を策定するにあたりまして各調査を行っておりますので、その中でも高齢者のニーズをとらえた必要な事業について十分検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（田中栄太郎君） 次に、第10番、田中良隆君。

10番（田中良隆君） 私も今の小菅議員に続きまして、敬老祝金の条例の改正についての質問でございます。

小菅議員から新たな仕組みとかそういうのがありましたが、この条例改正を見たときに、何か味気ないなという思いがしましたので、提案も含めまして質問をさせていただきたいと思いますが、この条例の目的は先ほど出ていますように、敬老の意を表し、あわせてその福祉の増進を図るとあります。対象予定者がふえたから予算の関係で88歳2万円を1万円、100歳を50万円のところを30万円にするという、言ってみれば単純な条例改正であります、何か味気ない、そんな思いがします。

88歳の方が148人、100歳の方が6人で、このまま放っておいたら596万円金がかかる。今条例改正をすると260万余り減額できるということで、328万円というのが当初予算に載っておりますが、何か夢のない改正だなということがありまして、私ももし市長であってこういうのを提案するのであれば、100歳の50万円の50万円はそのままにしておいて、対象年齢を108歳の茶寿にする。もちろん100歳は改正案どおり30万円としまして、もっともっと長生きをしてもらおうというそんな願いを込めまして、118歳に天寿という節目がありますが、それに100万円、あるいは一番最終的には再還 2回目の還暦ですね 121歳、これには300万円を支給しますよぐらいを条例でうたう方が、夢のある条例ではないかなという、そういう思いがしております。当面予算は要らないと思いますが、夢があり長寿社会への対応としても、先ほど来部長からもいろいろ答弁がありましたけれども、そういう社会情勢の変化も踏まえた大義も立つと考えるが、どんなものか。そういう質問でございます。

整理して言いますと、88歳では1万円、100歳で30万、108歳では50万、茶寿と言いますけれども、118歳天寿で100万円、121歳再還で300万円。恐らく121歳まで長寿祝金を支払いますというような条例を制定しますと、マスコミも来ているでしょうけれども、話題の一つになるかと思いますが。ちなみに、当市の最高齢者は105歳だそうでございますし、滋賀県では110歳、世界最高というのがたまたま日本の福岡の方で114歳だそうでございます。いかがでしょうか。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、田中議員の議第14号野洲市敬老祝金条例の一部を改正する条例についてのご質問にお答えをいたします。

今回の敬老祝金条例の改正につきましては、提案理由にありましたように、財政健全化の視点と近隣の状況を勘案して見直しを行おうとするものであります。

長年高齢者福祉事業に取り組んできまして考えますには、高齢者にとって高齢になって日常生活で支援が必要になったとしても、生きがいを見失うことなく、住み慣れた地域で家族や近隣の人たちとふれあい、支え合いながら、豊かな日々を送ることができる地域支援体制の構築が今後の長寿社会に大切な政策であると考えます。したがって、高齢者が元気で長生きできる地域福祉の推進や介護予防事業を重点的に取り組んでまいります。

議員ご質問の対象年齢の拡大と祝金についてですが、金額は別といたしまして、121歳の再還を迎えられる方が表れることを信じて、夢の長寿社会を描ける貴重なご提案として受けとめさせていただきます。

以上、お答えいたします。

議長（田中栄太郎君） 田中良隆議員。

10番（田中良隆君） ありがとうございます。

今、野洲市で、先ほど言いました105歳が1人、102歳が1人、101歳が2人、100歳が4人おられるそうなのですが、2月末現在で、100歳といたしますと明治41年生まれぐらいかなと思いますが、当面予算は要らないわけですから、恐らくこの中にももらわれる可能性のある方がいるのかどうか疑問ですが、いずれにいたしましても、先ほど来出ています「ほほえみときめき」そんな敬老祝金条例になるのではないかなという気がしますので、ご一考いただきたいと思います。

それと、ちらっと聞いた話によりますと、何か今まで過去の前例として、その祝金をもらっているけれども、全額社協に寄附しているという、そんなパターンもよくあるという話を聞きますし、どうしても1人が寄附されると、では前の人はどうされたのかと聞いて、家の者はやっぱり寄附しないとぐあい悪いだろうなということでそうになってしまうケースもよくある話でございますので、こういう趣旨によりまして、できるだけそういうのは、別に寄附しなくてもいいですよ、自分で使いなさいよというのを強く指導してあげる、そういうことも大事かなという思いがしましたので、付け加えておきたいと思います。

以上、終わります。

議長（田中栄太郎君） 次に、議第18号から議第28号までの各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第1番、三和郁子君。

1番（三和郁子君） 平成19年度野洲市一般会計予算、款2総務費、東海道新幹線新駅設置負担金2,400万円予算計上についての説明を求めます。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） ご質問にお答えする前に、若干今までの経過について説明をさせていただきたいと思えます。今まで説明をいたしておりません。新聞紙上で見ていただいたぐらいの認識で、私自身も余り、どうなっているのと頭の中で整理がしがたいような事実が出ていますので、流れを追って皆さんに説明を申し上げたいと思えます。

昨年末12月15日に、促進協の正副会長会議が開催されました。これは、10月期に支払いをするべき額を県が留保していたこと、JR東海に対する支払いが滞っておったことを「10月期工事支払いの特例的な猶予に関する覚書」を交わすために、この審議をされたということございまして、それはそれとして済んだわけですが、これを受けまして、12月18日、滋賀県の知事さんと栗東の市長さんがJR東海を訪れまして、知事、栗東市長、促進協議会の会長、これがややこしいのです。知事さんとして行かれたのか、促進協議会の会長として行かれたのか、ちょっとその辺が、同時に1人が行っておられますので、これは四者会談というふうにいるのですが、この覚え書きを交わされております。

年が開けまして、1月19日には県から新駅を凍結した場合の地域振興策、湖南地方がこういうことでまちづくりをしていこうと、栗東市から新駅を設置した際の地域活性化策の再確認がそれぞれ説明されました。また、この場で大幅なコストダウンの方策についても議論されました。そこで、地域振興策については、それはお粗末なものであろうということにとどまってしまうと、そこで新駅の建設について大幅なコストダウンの方策を見出していったらどうだというような議論をいたしまして、これをJR東海へ要請をしていただくということの確認をいたしました。これも当時、新聞紙上で報道されました。

これを受けまして、2月14日に知事さんと栗東市長がJR東海を訪問されました。協議会で言った大幅なコストダウンの方法について、削減案についてアドバイス等の協力を要請されました。ところが、JR東海としては現行の協定がある以上、それには関与しない、認めないということになりました。そこで、知事さんと栗東市長がお行きになったの

ですが、促進協議会で決めたことですので、これを持って帰って促進協議会の了解を得ないといけないということで、結論を得るためには10月ぐらいまで期限を伸ばしてくれと、こういう猶予をいただくことを確約されました。

ところが、それ以降に正副会長会議が開催されておられません。2月27日に、県が10月期の負担金3,600万円、2月に負担すべき1億800万円、大津市の負担金を県が支払う分の4,000万円、そして10月分を延滞したために発生した利息、もう既に約250万円かかっています。それを合わせて約2億2,500万円の支払いをされました。

県が負担金を支払ったことから、栗東市では翌28日に総額4億1,000万円をJR東海に支払われました。この4億1,000万円の中に、我々が払いました、5市が払った7,700万円、本市が支払った1,200万円を含んでいます。これは、協議会の事務局を持つ栗東市に5市はお支払いをしました。そこで、一旦県が払うまではとめておこうという約束事がありました。しかし、県が払ったのだから、栗東市は会長である知事の命令に従って払ったと、こう我々は解釈するのですが、その辺が若干我々から言うなら、一言相談があつてよかったのではないかと、こんなふうに思うのですが、会長である知事さんの命令によってJRに払われたと、こういうことですので。

18年度負担金については、野洲市におきましても協定書のとおり1,200万円払っていますから、県の支払いの留保分と実質的には合わせて払われたのですが、今現在工事はとまっております。今後、やはりこれは精算をしてもらわないといけない。この辺の議論になったときにどうなっていくのかなということが、今現在我々が考えているところでございまして、県が払った分よりも我々5市が負担した分を最優先に返還してもらわないといけないだろうと、こんなことも思いながら、今後正副会長会で協議をしてみたいと。今の実態はそういうことですので、どうなっていくのかなという思いをいたしておりますが、お互いに今は3月の議会の最中ですので、正副会長会議が開催しにくいと思います。だから、どうなっていくのかなと、こんな思いをしているのが現状のありようでございますので、これ以上このことについてお尋ねをいただいても、ちょっとわかりませんのやということになりますので、報告にとどめさせていただきます。

そこで、ご質問にお答えいたします。

負担金を計上いたしております。2,400万円。これは、今現在の基本的な協定がある限り、現段階においては立場を変えることなく予算を計上していこうと、こういうことですので、計上していこうということですのでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 三和郁子君。

1番（三和郁子君） 今、市長の方から答弁がありました経緯、これが議会前に説明があればよかったなと思います。また、この経緯につきましては、一覧表を求めておきますので、今市長がお話しされたことが全部頭の中には入りきれませんので、よろしく願いいたします。

新幹線新駅設置推進に関しましては、これは本当にますます高いハードルに、ハードルがたくさんふえてきております。四面楚歌の状態と言えますね。ちなみに、そのハードルを挙げてみますと、これは順不同なのですが、今市長の方からも幾つか答弁がありましたけれども、まず1つは県の凍結方針、2つ目には19年度県予算に負担金計上なし、3つ目にJR東海の工事費減額案拒否、4つ目に推進か中止かの結論を10月末へ持ち越し、5つ目に市民の理解が得られないとの判断から、2月7日工事を着手しない方針を栗東市が表明、実質凍結状態に、6つ目、JRから工事が進んでいないためかなりの額を返金するとの県への打診、7つ目に、建設推進への民意は依然として低い、そして最後に、新聞紙上によりますと、建設工事費充当の起債一審、二審とも違法判決と、このように数え切れないほどのハードルですね。

19年度当初予算で負担金2,400万円を配慮しなければならない要件は、客観的に見て何も見当たらないと思いますが、今現在基本的な協定がある限り予算計上していくという市長の答弁がございましたが、昨日、栗東市議会で新駅反対派3会派より新駅関連の経費を削除した修正予算案を3月議会最終日に議員提案することを決めたと、新聞紙上に報道されております。

私たち議会においても、今市長の説明がございましたが、このようにマスメディアを通じてしか詳しいことがわからないのですね。6月議会でこの2,400万円の返上補正を行い、そして先々推進が決定し、負担が適正と判断される状況になったときに改めて予算措置されてはいかがでしょうか。この形が市民に受け入れられる正常な姿ではないでしょうか。

以上1点、所見をお伺いいたします。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 再質問の前段の部分は、先ほど申し上げたとおり、残念ながらお答えするだけの内容を持っておりませんので、栗東市が何かそういうような動きがあ

ると。それから、本田さんもあと質問が出てまいります。そういうことですので、関知しないということにして、2,400万円は、今現在協定を結んでいます。県がどうであろうと、栗東がどうであろうと、我々は筋論として計上していく。こういうことでご理解いただきたいと思います。

議長（田中栄太郎君） 三和郁子君。

1番（三和郁子君） この新駅設置にあたっては、市長も促進協議会に出向くときかなり気が重たい気持ちで出席されているのではないかなという心理はお察しいたしますが、新幹線新駅設置の件は、推進是非の見直しや予算化の適否の状況判断もあいまいな中で、人のうわさも75日まではないですが、真剣に考えることの鈍感力が強まっていくのではないかと私は心配しながら、この質問を終わらせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 次に、第9番、本田章紘君。

9番（本田章紘君） 9番、本田章紘でございます。先ほどの三和議員の内容と重なるところはありますけれども、議第18号平成19年度一般会計予算中の款2総務費、項1総務管理費中、東海道新幹線新駅設置負担金2,400万円について伺います。

栗東市においては、東海道新幹線新駅の関係する予算修正案を、23日の議会に議員から提出するとのことですが、このことをかんがみ、市長の見解をお尋ねいたします。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 三和議員にお答えを申し上げましたとおり、私もこのことは新聞等で拝見いたしまして、大変なことだなと、こんな思いをしているのが実感でございますが、いまだその内容が本当に明らかになってございませんので、特にコメントは差し控えさせていただきたいと、こういうふうに考えております。

工事費は先ほど三和さんにお答えしたとおり、工事協定が存続する限りは筋論として計上しておきたいと、こういう思いでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

議長（田中栄太郎君） 本田章紘君。

9番（本田章紘君） 市長がおっしゃるとおり、この負担金というのは促進協議会からの負担金ということでございますので、栗東市においてどのような事態が起ころうとも計上していかねばならない、これは当然の状態かなと判断いたします。

ただ、先ほどの市長の説明にもありましたように、また他の議員の質問にもありましたように、新幹線新駅については非常に曲折しております。栗東市において、今回修正提案

されますのは11名の議員が修正提案するというございますので、20名の定員の中で見ますと、可決されることは必至であろうと予測いたします。そうしますと、その事態を考えた上で判断しておかねばならないだろうと考えるわけです。

予算上程はよしとしても、私がここで市長にお尋ねしたいのは、執行について、23日の状況を見ながらやはり執行は凍結しますよと、そして事態が大きく変遷して工事が促進される状態になったときには、これはやはり負担をしましよと決めたものを再度議会に提案して了承を得ると、こういうステップを踏んではいかがかと思っておりますので、市長の見解をお尋ねしたい。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 18年度の負担金も協議会の事務局までということで、あとは会長である知事さんがどういう思いで払われるのか、こういうことなのですが、今おっしゃるように、この事業の240億のうち、県が117億、48.8%、栗東市が100億で42%、両方合わせると90%までが県と栗東が負担されるので、我々5市は9.1%、22億、おっしゃるようにこれは県と栗東の課題なのですよ。ちょっと発言が変かもわかりませんが。そこで、そういう動きがあるということですから、これは私は、予算全体の統括を図る市長は、おっしゃることは十分に吟味しながらやっていきたいと、こういうように考えておりますので、今後の動向に合わせてそういうことを皆さんに報告しながら理解を得ていきたいと思えます。

よろしくをお願いします。

議長（田中栄太郎君） 本田章紘君。

9番（本田章紘君） 先ほど11名というのは、もう会派別の中で理解いただけたのではないかと思いますけれども、けさの新聞紙上でも出ておりますように、過半数を占めることは必至でございますので、当該市の方でこのような混乱が起こっている状況下においては、適切な判断をしていただきたいと思いますし、この19年度予算というのは、このことだけで反対すべきものでもないだろうという判断もする観点から、やはり凍結といったことが一番いい形ではないかと。使うときにはもう一度議会に提案して判断を仰ぐといった形で進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

意見としておきます。

議長（田中栄太郎君） 次に、第17番、小菅六雄君。

17番（小菅六雄君） 議第18号野洲市一般会計予算についての質問を行います。

一般会計の当初予算は、市長の政治姿勢やそれに基づく事業の推進が明らかになる重要なものであります。その立場から、予算案の基本点についてお聞きします。

市長は施政方針や予算方針で、またこれまでの議会答弁で、小泉内閣から現在の安倍内閣が進めるいわゆる財政構造改革、つまり三位一体改革に基づく税源移譲などの方針について、基本的には容認の立場を表明されていると思います。さらに、現在の国の経済、財政状況の分析でも、施政方針では企業収益の改善、設備投資の拡大等により、所得税、消費税が増収となり、財政環境は明るい兆しを見せ、民間需要中心の緩やかな回復が見込まれると分析されています。

しかし、この分析は、市民の置かれている暮らしと生活実態、実感からはかけ離れています。この間、議会のたびにも言ってきましたが、市民の置かれている現状は、自民党・公明党の財界大企業優先の構造改革により、大企業、大資産家には減税、庶民には増税です。また高齢者をねらい撃ちにした税制、定率減税の廃止、また国保などの医療制度、介護保険制度、障害者福祉制度など相次ぐ改悪でサービス切り捨て、負担強化、さらには年間所得の減少、雇用では非正規の増大など、あらゆる分野で暮らしが脅かされています。その結果、格差と貧困の広がりは今、深刻な事態であります。生活保護世帯や就学援助世帯の増加、税や公共料金滞納の増加などを見ても明らかであります。

それで、1点目に、このような実態を認識した上で、これまでどおり安倍内閣が進める大企業優先と優遇の財政構造改革、三位一体の改革を引き続き評価されるのかどうか、お聞きいたします。

2点目には、今言いましたように、市民の置かれている実態は格差と貧困の広がりが示していると思いますが、市長の認識をお聞きいたします。

次に、市財政に及ぼす影響の問題であります。

先に言いましたように、市長は財政環境は明るいと分析していますが、同じく予算方針では、三位一体の改革と税源移譲により、歳入では個人住民税が5億6,969万円あるものの、一方、歳出面では、所得譲与税廃止で3億6,900万円、定率減税廃止で地方特例交付金が1億5,750万円、また地方交付税が1億円減収など、全体として税源移譲と言いながら、収支ではマイナスであります。加えて言いますと、合併による補助金も減り、市の財政、予算の編成はこの意味では困難を余儀なくされていると思います。

そこで、3点目に、税源移譲による歳入歳出の差し引き額、つまり影響額についてお聞きいたします。

4点目に、市長はこのような影響を受ける三位一体改革、税源移譲について、実際今回編成された予算案から見て、どのような見解をお持ちなのか、また次年度以降の見通しをどのように認識されているのかをお聞きいたします。

次に、予算案について具体的な点で総括的にお聞きいたします。

以上述べましたように、市民の置かれている暮らしの現状は大変であります。それだけに、予算は市民の立場に立ち、税金の無駄遣いをやめ、暮らし優先の編成が求められています。もちろん、予算の中には今年1月から乳幼児医療費無料化制度を入院で中学校卒業まで拡充されたこと、また教育と子どもの安全の面では、中学校のパソコン更新や小学校児童の机更新、あるいは不審者・災害情報メール配信システムの整備など、一定市民の願いに応える予算施策があると思います。しかし、問題は全体を見た場合どうなのかという点であります。

その点で、税金の使い方、また無駄の排除と不必要な予算、事業廃止などの問題です。

先に話がありました新幹線栗東新駅への負担金、「新駅は必要ない、負担するな」が引き続き圧倒的な市民、県民の声であります。その結果が先にも話がありましたように、各自治体、栗東市含めて動き、経過があります。また、ごり押しを進める中で、2日の大阪高裁の控訴審判決でも、起債は違法という判断が示されました。つまり、市民、県民世論も、法律的にもノーの審判が引き続き下されているのであります。にも関わらず、協定がある限り負担するというのは民意に反しています。

また、これも以前から主張しておりますように、同和関係予算も同様であります。これまでの議会でも各議員から同和行政終結すべきの立場からの質問もありました。市長は検討すべき時期にきているとの答弁もされました。しかしながら、私が本予算を見る限り、昨年度の予算と事業をほぼ踏襲しているのではないかと考えます。これでは、市民の意思は反映されているとは思いません。

暮らしに関わる予算についても同様であります。現在の市民の生活実態から見まして、暮らし優先の予算編成は必要であります。しかし、本予算では、例えば職員給与の面にしましても、引き続き引き下げの継続や、予算には表れませんが、同じく職員の休息時間の廃止、市民には先ほど言いました敬老祝金の減額、また特別会計であります、国保の人間ドック補助廃止など、あらゆる分野で暮らしを脅かす内容にもなっています。私は、これらの施策、予算の後退は許されないと考えています。

以上、市予算全体を見ました場合に貫いているものは、これもはじめに言いましたよう

に、一定願いに応える部分もありますが、全体として税金の無駄遣い、また不必要な計上と市民への負担と犠牲を進めていると考えておりますが、市長の見解をお聞きいたします。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 19年度予算についての中で、三位一体改革の評価についてというご質問でございますが、地方自治の自主性と自立性を高めよう、地方の責任で地方自治体を運営すべきである、こういう考えのもとに立った改革という意味で、基本的には必要な改革であると考えております。現状、国庫補助金の削減、あるいは地方交付税の削減、国の財政再建を主眼に置いたものとはいえ、地方財政を圧迫する内容であり、十分なものではないとは考えておりますが、今後真の地方分権改革につながる内容となっていくように期待をいたしておりますが、今のところもう少し、おっしゃるとおりの状況でございますので、今後に大いに期待をしていきたいと考えております。

2点目の、格差と貧困の広がりについてでございますが、全国的に景気の回復が国民にはなかなか実感できないという声が非常に多くございますし、実態もそうであろうと思えます。このような中ではありますが、国のみならず本市の財政状況も悪化しておりまして、この状況を乗り切るためにも、多少の市民生活への影響は否めない、こういう思いでございます。行政改革及び財政の健全化計画の実行を進める上で、特に無駄をなくして限られた財源を有効に使っていききたい。特に、私は市民生活の中でも教育と福祉には重点的に充用していききたいと、こういう思いをいたして、予算の全体はどうだとおっしゃるのですが、そういうことについてはかなりの重点施策を盛り込んだと、こういうふうに考えております。

税源移譲による影響額でございますが、まず減額となりましたのが地方特別交付金の2億350万円、地方交付税で1億円、税源移譲によりまして、所得譲与税が3億6,900万円、合計で6億7,250万円の減額となりました。増収となりましたのは、個人市民税のフラット化によります定率減税の廃止により、個人市民税が5億6,969万円増収となったのですが、これを差し引きますと、おっしゃるように1億281万円の減となったと、こういうことが言えると思えます。

三位一体の改革と税源移譲についての見解ということでございますが、1点目で答えましたように、基本的には必要な改革であると私は考えております。しかしながら、現状では国と地方の役割分担の明確化と権限委譲、また国と地方の二重行政の解消、地方交付税及び国庫負担金の見直しとあわせて、地方分権を支える地方税の充実のための国と地方の

税比、これが1対1の現実になったと、こういうことでございまして、地方交付税が地方固有の共有財源とする地方共有税の導入、地方に関する政府立案事項への地方の意見を反映させる仕組みの構築等の問題等、今後真に地方分権を実現するために、全国市長会等を通じまして、地方の声を関係機関等に、また国に対して大きく声を発信していかなければいけないと、こんなふうに考えます。

税金の無駄遣いとか同和関係の予算の問題についてでございますが、これはおっしゃるとおり従前にのっとりまして予算計上をいたしております。

暮らし優先の予算についてでございますが、言うまでもなく暮らし優先の考え方に立って、限られた財源の中で総合的な観点から施策を考え、予算計上をいたしております。非常に厳しい財政状況の中ではございますが、今後も限られた財源の中で、市民の立場に立って必要な施策を見極め、必要な予算配分をしていきたいというふうに考えております。

全体的に予算をながめましたときに、特に公共的な大きな事業は盛り込んでおりませんので、市民の皆さんの生活優先に結び付く、内容としては充実した予算であろうと、こういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 小菅六雄君。

17番（小菅六雄君） 詳細についてはまた委員会でお聞きしますので、もう一度総括的にお聞きしておきたいと思っておりますが、国の三位一体の改革なり税源移譲との関係では、今市長が改めて認識を明らかにされましたが、基本的には今国の進める改革が必要であり、今後十分なものになっていくよう、そういう認識だと思っておりますけれども、しかし期待していくということではありますが、私とそこがちょっと違うと思うのですね。そんなことを言っている相場ではないのですね。今市長が言われましたように、単純プラスマイナスしていいものかどうかという議論はあるでしょうけれども、税源移譲と改革との関係で1億280万円ですか、19年度ではマイナスということなのですね。

これはやはり、余り根本議論しても仕方がないのですけれども、小泉内閣そして安倍内閣、ここで進めてきた財政構造改革なるものが、基本は財界、大企業優先の中で法人税、金持ち減税、一方で地方と国民に対する負担増なのですね。その根本政治、仕組みを変えないとだめなのですから、そこからくる財政構造改革でありまして、そこは市長と政治的立場は違おうとしても、地方自治体と住民の立場から、やはりそういう観点からもう一度市長が分析していただきまして、国に意見をはっきり述べていただくよう、これはもう

そう言うておきます。

それで、問題は具体的市予算なのですけれども、もちろんこれまで市長自身が、私は福祉、教育を重点的な方針にしていると。一定わかるのですね。例えば県下2番目で乳幼児医療費の無料化も、入院の場合中学校卒業まで実施されたことについては、先ほど言いましたように大いに評価しておりますので、そういう一定市長の方向はわかるのですけれども、しかし全体を見た場合、やはりそうではない。税金の無駄遣い、新幹線問題、同和関係予算を含めて、そういう市の予算も限られた財源の中で考え方を変える中で福祉、暮らしが守られる施策を伸ばせる部分もあるのですね。そこはやはり、それは市長と立場が違いますが、以前にも言いましたように、たしかいつかの議会でも言いましたように、今市民の置かれている実態は、例えば生活保護で、5年ほど前の平成13年度と比較すると、平成13年度が生活保護の野洲市の世帯が75、現在では100前後になっていると思うのですね。それと、小中学校の就学援助も平成13年がたしか131人ですか、そうお聞きしているのですけれども、平成17年度、18年度ぐらいでは約2倍の240件前後、ふえているのですね。それと、いつもよく言いますが、国民健康保険でも滞納がふえる、あるいはそれに基づく資格証明書の発行がだんだんふえる。

このように、全国的な傾向なのですけれども、野洲市でもやはり今、国のこういう政治のもとで、本当に暮らしが大変な状況が、先ほど言いました格差と貧困の広がりですね。実際野洲市内でも起こっているのですね。だからこそ、市長は先ほど言われましたが、私は無駄な新幹線問題、あるいは同和問題の終結など、本当に今、この19年度は取り組むべきだったと思うのですね。それがなされていないというのは、やはり先ほど言いました国の基本的な三位一体の改革なり構造改革を容認しているということの、国の方向と同一になってしまうのですね。

だから、言いたいのは今言いました市民の置かれている実態を含めて、改めて無駄の問題、今後見直すべき問題、そういう課題は今回には表れていないかもわからないですけれども、今当局として検討しておられるのがあるのかないのか。これは1つお聞きしておきたいと思います。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 特に同和対策事業について絞ってご質問されたのですが、同和対策審議会で議論いただきました結果については、これはやはり率直に受けとめまして事業を進めるべきですが、このことも今進めます行財政改革、財政の健全運営のための検

討、あるいは行政評価システムの中に含んで検討していくと、こういう方法で考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（田中栄太郎君） 次に、議第29号から議第36号までの各議案に対する議案質疑通告書は提出されておられません。

暫時休憩いたします。

（午後2時26分 休憩）

（午後2時50分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第37号から議第46号までの各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、これを許します。

それでは、第16番、野並享子君。

16番（野並享子君） 議第37号第1次野洲市総合計画基本構想を定めることについて質問をいたします。

合併後2年余りが経ちました。地方自治法には第2条4項において、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないとしており、その規定に従って今回計画案が出されました。

地方自治法では、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならないとしています。地方自治体は憲法でうたわれている諸権利を前提に、住民の暮らし、権利を守り、市民が安心して暮らすことを保障することです。

しかしながら、小泉内閣の三位一体改革により、国からの補助金や交付金は削減され、地方分権と称して権限は移譲されましたが、お金は付いてこない状況で、どの自治体も大変な状況となっています。また、国は地方自治体に対して指定管理者制度や市場化テストなど、官から民へ、小さな政府とあって行政の縮小と公務員の削減を押し付けています。

その一方で、多国籍企業を支援するために規制緩和を行い、社会保障を根本から解体して、強い者がさらに強くなる状況となっています。年収200万円以下の世帯が400万世帯、10世帯に1世帯が低所得者となっています。本来は所得の再配分、累進課税が原則ですが、税率も保険料、利用料なども応能ではなく応益割が主流となり、低所得者には過酷な負担となっています。格差社会は一層深刻となり、憲法25条の最低限度の生活も

保障されなくなっています。しかも、再チャレンジなどと安倍首相は言いますが、低所得者の方々はその層から浮かび上がれず、生存の自由、転職の自由、教育の自由など、自由が奪われる状況です。

憲法15条で、公務員は全体の奉仕者と位置付けされており、社会的弱者を含む住民全体に奉仕することが仕事であり、戦後最悪の格差社会の中で、地方自治体が住民の奉仕者となって専門的な知識を踏まえ国の悪政から守る必要があります。

この立場から、今回提案されています総合計画案について質問いたします。

第1点目、野洲市民の5,000人を対象にしたアンケート調査では、まちづくりのキーワードとして「自然・環境」「健康・安心・安全」を挙げる人が多く、市が力を入れて取り組むべき内容も、「自然環境の保全」「福祉・保健・医療の充実」が各年齢層で多いと書いてあります。この思いを施策に反映する必要があると書いてあります。しかし、今回14年間の長期計画が出されましたが、住民が望んでいる地方自治体の姿になっていません。

第2章で、人々が支え合う安心なまちで、地域福祉の推進が掲げられています。地域団体の形成へ、支援と拠点の充実において、社会福祉協議会、民生委員、ボランティア、NPOとの相互協力により、地域の潜在力を引き出すことが出されています。全市的に見た場合、かなり難しい地域もあります。出入りの激しいところや高齢化の高い地域やひとり暮らしが多い地域などあります。また、多くの人たちが集まるのではなく、少人数の気心の知れた人の集まりなども求めています。施策の成果指標では、自分が福祉課題に直面した場合でも、地域住民が総合的に支える意識を持っていると考えている市民の割合を、現在37.1%から60%にする計画になっています。相互扶助の意識啓発がポイントとなっています。自力で乗り越えよという発想ではないでしょうか。見解を求めます。

2点目、まちづくりの基本理念が人権と環境ということで、すべての問題をこの2つのフィルターで検証されています。しかも、同和問題解決の施策の成果指標では、同和問題や部落差別に対して、正しい認識を示して行動することができることと考えられる市民の割合を、現在の28.2%から14年後には95%にすることが設定されています。野洲市の同和行政は、差別落書きがあれば行政に報告し、事件化することが正しい認識と行動とされています。このようなことを実現するために、個人、団体、企業で取り組み、すべての場面をとらえて促進することになっています。地域改善特別対策法が終了し、今後一般施策に移行し、自立を求めていく方向ということではなく、14年後においても行政が部落を固定化する計画となっています。14年間の総合計画であるなら、部落を固定化し、

個人施策を続けていくのではなく、なくしていく計画を立てるべきではないでしょうか。見解を求めます。

3点目、計画が14年間となっていますが、どこの自治体も見ても10年計画ぐらいとなっています。なぜ14年間とされたのでしょうか。

4点目、行政を経営的視点から見直し、行政運営の効率化を図るとあり、さらに多様な雇用形態による人材の活用や、民間委託や指定管理者制度など、外部委託を積極的に進めるとなっていますが、どのようなところを計画されているのでしょうか。今でも保育園、幼稚園では非正規雇用の職員の割合が多くなっています。総合計画では幼保一元化の推進としか出されていませんが、具体的にはどのような計画なのか、見解を求めます。

5点目、地域を支え、まちを活性化させるのは商業、農業、農林漁業、観光です。この業種はどこも高齢化と後継ぎがないことが共通しています。この分野の連携を図る必要があります。生計が立てられれば、後継者は生まれます。それぞれで対応するのではなく、もっとダイナミックなまちおこしをすべきですが、見解を求めます。

議第38号野洲市国土利用計画（第1次野洲市計画）を定めることについて質問いたします。

第1点目、野洲市土地利用の基本計画において、都市拠点として野洲駅周辺の居住機能、商業機能の高度化を進めるとなっていますが、これは民間開発の現在の延長線上です。現在、野洲市では駅周辺に高層マンションが次々と建設されていますが、再来年には野洲小学校の普通教室が足りない、運動場も体育館も満杯状態と言われています。2001年10月の全員協議会で、野洲小学校の建て替え問題が出されたとき、10年後には800人を超えるため、特別教室を普通教室に変える、また分校も考えなければならないと言われていました。しかも、その当時40人学級で計画されており、その時点で破綻は明らかになっていました。当時の予想よりスピードが早く、8年後の2009年で800人を超える状況です。さらにマンション建設は続いており、このような民間任せの開発は子どもたちにしわ寄せがいくのではないのでしょうか。

国土利用計画の宅地の14年後は、祇王地域でプラス44ヘクタール、中里地域でプラス31ヘクタール、篠原地域でプラス30ヘクタール、北野地域で21ヘクタール、野洲地域でプラス14ヘクタールとなっていますが、宅地がふえれば当然人口もふえます。現時点より9,000人ふやす計画です。

学校の建設は、土地も含めれば30億円ぐらいかかります。現在、野洲中学校の建て替

えでさえ計画2年、建設3年と言われていましたし、篠原小学校、三上小学校の耐震改修も迫られています。中里地域では、宅地を31ヘクタールふやし、市街化の拡大を計画しています。現時点でも中主小学校、中学校はほぼ満杯の状況です。さらに、祇王地域も44ヘクタールの拡大が計画されています。中里や祇王地域の市街地の拡大は、保育園、幼稚園、学校建設を伴う必要があると考えますが、財政的な見通しとあわせて、今回の総合計画はつくられたのでしょうか。見解を求めます。

2点目、さらに野洲市として教訓にしなければならないのが、近江富士団地の開発であります。600戸の開発により、三上小学校は満杯で増築されました。30年、40年経てば、近江富士団地はシルバータウンになっています。40年後の小篠原は同じような状況になるのではないのでしょうか。しかも、高層化されたマンションは建て替え時に困難を来します。千里ニュータウンでは、高層化してその分を売却し、建設資金に投入しています。野洲市の場合、このようなことをしようと思えば、現在の200%の容積率でなく、400%で高さ制限なしで20階以上の建築にしなければなりません。

今回、駅前のD地区における開発について、都市計画審議会で容積率400%、高さ制限なしの地区を認めました。この開発は、上は分譲マンションが予定されています。それぞれに所有権が発生しますから、建て替えるときにはさらなる積み上げが求められます。野洲市民は将来40階建ての高層マンションの駅前を望んでいるのでしょうか。このような点も含めて見解を求めます。

3点目、図書館から栄までを宅地にするということになっています。ここを宅地にしようと思えば排水処理が必要ですが、その目処が立っているのでしょうか。その計画は国土利用計画のどこで明らかにしているのでしょうか。

4点目、篠原学区の日野川と光善寺川の間が宅地の計画になっています。この地域は日野川改修が行われているため、水つきにならないと言われていますが、光善寺川の平地河川工事が必要です。その計画の目処は立っているのでしょうか。

5点目、篠原地域の森林が削減されています。その他の利用ということになっています。レクリエーション用地と考えますが、これは以前リゾートネックレス構想で大篠原の山手開発が計画されていました。この計画を復活するのでしょうか。この地域には貴重な動植物があり、里山を歩いておられる方から開発はせずに山を守ってほしいという声を聞きますが、見解を求めます。

議長（田中栄太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） それではまず、野並議員の議第37号総合計画基本計画についてお答えをいたします。

従来、福祉施策については高齢者福祉、障害者福祉など、分野ごとに施策展開を行っていたところですが、これらの施策を独自に展開するだけでなく、自分たちが居住する地域でお互いに助け合いながら、あらゆる福祉施策が身近に行われることを目指した地域福祉の考え方が提唱されるようになり、総合計画においても地域福祉の推進施策として取り上げたもので、行政が担うべき事柄については確実に実施しながら、住み慣れた地域で身近に福祉サービスが受けられることを目指していくものでございまして、決して地力で乗り越えよという発想によるものではございません。なお、数値目標につきましては、現状値を把握するアンケートで、思わない、どちらかといえば思わないと否定的に考える人の割合が36%ございました。主にこの部分の半減を目指して指標を設定しているものでございます。

2点目の同和問題解決の施策についてでございますが、まず議員からご指摘のあった差別落書き事件をはじめとする差別事象に対する認識につきましては、一般落書きであってもそれは犯罪行為であり、差別落書きや差別発言は人権侵害にもつながるものでございます。こうした認識から、本市では差別事象に対する取り組みフローに基づき、事件の概要と要因背景を調査し、そこから見えてくる課題、問題点について関係者と協議等を行い、学習を積み重ね、事件を教材化し、差別事件が発生しないための市民への啓発につなげることでございます。

また、同和問題の早期解決のためには、市民をはじめ関係機関、団体等と連携しながら、行政と協働で啓発活動に取り組みことが大変重要であり、徐々にではございますが、その成果も得られております。

次に、一般対策への移行についてお答えを申し上げます。同和地区住民の自立支援として必要な施策は、今後も引き続き対応してまいります。一般施策の実施状況や同和地区の現状を踏まえ、同和行政全般にわたり検討すると共に、一般施策の有効かつ適切な活用を図るよう、検討することが必要であると考えております。

また、部落の固定化ということですが、本市の各施策は部落に対する固定観念や偏見を払拭するための取り組みを進めているものでございまして、決して固定化するものではありません。

3点目の計画期間についてでございますが、今回野洲市における土地利用の方向性を示

す国土利用計画、都市計画マスタープランを同時に策定しております。これらの目標年次は、県や湖南圏域の動向を踏まえながら、平成32年といたしております。計画期間の整合を図る意味で、総合計画についても目標年次を32年と定めたものでございます。なお、長期にわたる計画であるため、構想期間を前期と後期に分けまして、前半部分について基本計画を策定したものでございます。

4点目の行政運営の効率化についてでございますが、各種行政サービスの提供にあたりましては、多様化する市民ニーズに対し柔軟に対応する必要があり、効果的、効率的な行政運営を行うことが求められております。このために、優秀な人材の確保や事務事業の実施方法や運営方法を常に見直す必要があり、市民の皆様方に満足していただける行政運営を目指すものでございます。民営化や民間委託につきましては、今後市民や関係者との十分な協議を踏まえて、その環境が整ったところから切り替えてまいりたいと考えております。

次に、幼保一元化に向けた計画でございますが、平成18年2月に乳幼児保育のあり方検討委員会からの幼保一元化に向けての報告の中で、現行制度の中で一元化を進める場合、保育所と幼稚園の併設で日々交流保育の実施、幼稚園を基本に預かり保育を実施するとの報告を受けております。

これを受けまして、保育所、幼稚園の連携を推進するため人事交流をしておりますし、中主、三上両幼稚園では預かり保育を実施しております。また、乳幼児保育年間指導計画に基づいて、統一した内容で保育をしております。そして、近い将来には組織の一元化を図り、乳幼児保育、教育を担当する課を設置していく計画でございます。

5点目の地域の活性化についてでございますが、総合計画の地域資源を生かした観光の振興施策において、農場、里山、漁場などを地域の観光資源としてとらえ、農林漁業に携わる市民の協力を得る、あるいは農林漁業者、商業者、観光事業者との連携により、地域の特産品を名産品として観光資源に高めるなどのように、業種をまたがる連携によりまちづくりを進めていくことが必要である旨表現をしておりますので、これらの産業の振興に努めたいと考えております。

次に、議第38号野洲市国土利用計画を定めることについてのご質問でございます。

まず1点目でございますが、大津湖南都市計画では、都市地域全体の観点から、人口、産業などの将来の見通し等を踏まえ、住居、商業、工業、その他の用途及び密度の配分を定めることになっておりますが、これらの前提条件として、上位計画の各市の国土利用計

画にそれぞれが符合していることが必要となっております。

具体的な開発を行う場合は、この大津湖南都市計画の用途地域に従うこととなりますが、草津駅や栗東駅周辺の人口が急増している草津市、栗東市の市街化区域が大きく拡大を認められたことから、旧中主町及び旧野洲町の国土利用計画は、大津湖南都市計画の用途地域として十分に反映されておらず、このため今回の計画では旧町の計画にあった中里地区、祇王地区の住宅地等の面積はそのまま野洲市の計画に引き継いだものでございます。

よって、議員がご指摘の面積の大きさはマックスの数字でございまして、今後変更を余儀なくされる可能性がありますことから、新たな公共施設の建設は考えておりませんし、財政的な負担増は計算いたしておりません。

次に、2点目のご質問でございますが、建築物の高さについては都市計画法で定める容積率の規制によりまして、敷地面積との比率により制限されるものでございます。議員ご指摘の40階建ての高層マンションは、現状での同一条件では許可されないものでございます。今後迎える高齢社会においては、多くのサービスが複合した都市づくりが必要で、駅周辺は利便性も高く、高齢者が生活していく上では好ましいと考えられます。野洲駅周辺については、野洲市の中心としての都市機能の充実も誘導していくべきと考え、都市計画法等の規制により、周辺の景観に配慮しながら一定規模の高さは容認いたし、高度化利用すべきと考えるものでございます。

また、地元との意向を踏まえながら、適切な開発指導を行っていくもので、この地域を民間の資金を最大限利用した市の玄関口にふさわしい、景観に配慮した、付近と調和した誘導を図りたく考えております。

続きまして、3点目でございますが、図書館から栄までの土地、いわゆるサブゾーンの計画についてでございますが、この土地は電車基地内を含む下流部についてはほとんどの河川が断面不足であることから、排水対策が問題となり、これまで農業投資を含めて公的な計画を具体化しておりません。このため、平成13年度に約50ヘクタールの区域について基本調査したものをベースとして、雨水排水計画の再構築をする必要があると考えております。

次に、4点目でございますが、一級河川光善寺川の平地化及び河川改修の工事は、河川管理者である滋賀県により取り組まれるものでございます。しかしながら、現在のところ、その改修計画は具体的には立っていない状況でございますが、当該事業につきましては、その実施を市といたしまして地元要望を踏まえ、今日まで県に対しまして要望いたしてい

るところでございます。ただ、現在実施中の日野川改修事業とこの光善寺川の事業は連動いたしますので、日野川改修事業の進捗を勘案しながら、今後は要望活動を強めていきたいと考えております。

最後に5点目でございますが、篠原地区の森林面積が大幅に減っていることに対するお尋ねでございますが、旧野洲町にあった琵琶湖リゾートネックレス構想は現時点では白紙の計画であるわけでございますが、現状では滋賀県の計画としてまだ生きている計画でございます。野洲市に引き継がなければならないものでございますので、この計画面積の森林面積のすべてをその他の面積としておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 野並享子君。

16番（野並享子君） 第1点目の野洲市の福祉施策の部分ですが、自分が福祉課題に直面した場合でも、そういう支える意識を持っていると考えているというその設問、その設問の部分はそういう形で評価して達成率を出しているところもあるのですが、福岡市を見てもみると、とらえ方が違うのです。同じような項目で支え合い、生き生きと暮らせる健康福祉のまちとなるという目標が掲げられている中で、高齢者の活動のところで、ボランティア活動を行う高齢者の割合ということで、今回調査をしたのが16%、2005年が16%だったと。2015年には50%にするという、自分がボランティア活動をやっているというのか、やろうとしているというふうな形のとらえ方と、地域住民が支える意識を持っているというふうな形と、ちょっと何となくニュアンスが違うのです。しかも、そういう意味で60%にするというのは、もっと行政としてのサポートが必要だし、先ほど私が言いましたように、少人数でやるというような状況が今起こっていますね。1地域に1ふれあいサロンではなくて、あっちこっちで民家を使いながらされている。これからの団塊の世代は多分そういう方向が出てくるのではないかというような思いがいたします。だから、14年先の総合計画ですから、もう少しそういった部分が必要ではないか。この計画を見ているとそういうところが読み取れないです。説明を求めたいと思っております。

2点目の人権の部分ですが、今言われた部分、これは同じように福岡でもそういう項目があります。人権を尊重し、人の多様性を認め合うまちとなるということで、そのとらえ方が、ここもやはり違うのです。一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合というふうなことで、野洲の場合は正しい認識を示して行動することができると考えられる市民の割合なのですね。行動するという、こっちは感じる、自分が尊重されている、一

人ひとりの人間が尊重されていると感じる市民の割合というので、2005年の調査で55.2%ある。それを2015年には75%にするという、こういうとらえ方なのです。野洲はとにかく行動することのできる割合を95%にするというのですから、本当に何かもう啓発、啓発でがんじがらめになってしまう計画と違うかというふうな、読んでいて他の地方自治体のこういった総合計画と比べて感じたのですけれども、そういうとらえ方としてはどうなのでしょうね、野洲の場合の。私はもっとみんなが感じられるという形にとらえていかないとだめなのと違うかと思うのですが、見解を求めます。

それと、自立は必要だということをおっしゃいますが、この14年の計画の中で、そういうふうな方向は全くありませんよね、読んでいますと。これは産業も就労もとにかくそのまま網羅されていますよ。教育対策の推進、福祉保健の推進ということで、福祉保健だったら同和保育の方針に基づくでしょう。今でも保育料を減免していますね、同和地域のところでは。教育の部分でも通学のための交通費、3分の2補助していますよね。そういうふうな部分を、14年間においてどういうふうにしていくのかということが出ていない。総合的な推進の部分もずっとこのまま、とにかく市民意識調査や地区実態調査を実施し、それに基づいて総合的に進めるということで、延々と続けられる内容ですよ。これどうして自立を求めるということが、今言われたところとは整合性がありませんが、どう整合したらいいのでしょうか。もう一度説明を求めます。

あと、行政運営のところ、民間委託とかそういう部分を協議が調ったところから実施をしていくというような話ですが、いったい何を、どう協議を想定されているのでしょうか。お答えをお願いします。

あと、地域の活性化をさせるのに特産品を名産品にしていくという、そういう部分はいったい何を想定してどういうふうにもちこしをしていこうとされているのでしょうか。言いましたように、どの業種も後継ぎがない。農業もあと10年か15年もすれば担い手がない。林業も同じです。やはりこれで生計が立てられれば後を継ぐのです。だから、そういう生計を立てられるようなことをやらない限り、地産地消のそんな程度では生計は立てられないのではないのでしょうか。もう少し、14年の長期にわたるビジョンを読んでいましても見えてこないのです。このまま推移してしまうのではないかという思いをいたしました、計画そのものをどう本当にみんなが夢あるようなことをされようとしているのか、ご答弁をお願いします。

土地利用計画の部分ですが、今言われましたマックスの数字だからということですが、

これまで上げていたから財政的な負担は計画には入っていないと言われましたが、9,000人からふやす計画なのですよ、人口。9,000人をふやそうと思えば、それだけ人がふえれば、保育園、小学校、中学校、当然人がふえるのですから必要ですよ。今のキャパではいけないということでしょう。篠原や三上は若干余裕はありますし、いけると思いますけれども、三上の方の地域ではそれだけの宅地開発になっていません。祇王で膨らみ、中里で広がり、もう中主小学校、中学校、保育園、幼稚園、見ている間にいっぱいになるのと違いますか。財政的な部分との関係が今、大変、大変と言いながら、14年の計画なのですけれども、どう整合しているのでしょうか。この部分では、財政的な負担はないというのは、ちょっとわからないのです。当然、これはそのままいく必要があると思うのですが。

次の駅前の部分ですが、今回D地区の400%で高さ制限なしでしょう。40年ぐらいしたら建て替えんならんね。今、千里ニュータウンとかそこら辺でされている開発は、本人負担なしで5階建てぐらいの住宅を10階以上という形で建て替えが進んでいるのです。そうでないところ、1,000万からの負担をしなければならないようなところは進んでいないのです。そうすると、上に積み上げて買い取ってもらって入っていくということで建て替えが進んでいるのです。野洲の場合、本当に今駅前、小篠原はたくさん6階建てやらいっぱいマンションが建っていますでしょう。そういうマンションが建て替えをしていかなければならない時期になったら、上に積まない限りそのままになってしまうのですよ。そういうことも考えて、駅前のそれだけの、民間資金活用というふうなことをおっしゃいましたが、民間資金活用というのは、民間が好きにもうけられるように建てるということでしょう。地域との何かいろいろおっしゃいましたけれども、そんなの40年、50年先にそれがどうなるかと、もう売ってしまったら、もうそれでもうけてしまったらそれ以上考えないのですから。行政はそういうところも含めて、1つの大きなショッピングセンターとか、一企業がされるのであれば、そこを全部解体してまた違うものを建てるということとはできる。けれども、上を分譲にされたら、全部所有権が発生するのですよ。そういうことを14年の計画だからということ置いておけない。私は死んでいないかもわかりませんが、40年先に野洲のまちが本当にこんないいまちに引っ越してきてよかったなと自分たちは住んできたのに、草葉の陰から涙を流さなければならないようなまちになったらどうするんですか、本当に。

そういう意味で、土地利用計画というのはそこまで考えてつくり、高さ制限がなく今

とにかく業者が求めているからということで許可をするというような、そういうやり方をやったら、もう次は目に見えているのです。5年、10年先の話じゃないのです。けれども、そこまでやっぱり考えるのが行政と違うのでしょうか。民間の活力を使うなんていうのは、結局行政がまちづくりに手を離してしまうことになるのですよ。先ほどからまちづくり、まちづくりと午前中いっぱいありましたが、そういう意味ではもっときっちりとしたものを持っていただきたい。この計画を見ていてそういう心配をしました。

次の排水対策にしても、再構築する必要があるのに宅地の部分があるでしょう。目処が立っていないのですよね、50ヘクタールの宅地にしようと思えば。そんなのがないまま出しているとか、篠原の光善寺川の平地河川も県が行うから要請していると。14年間の間に目処が立つのですか。そうでしょう。

最後の琵琶湖リゾートネックレス構想で出していた、これは県の計画だから野洲で引き継がなければならないと、そんな形で出さないで下さい。そんなの引き継がないでもいいですよ。何で引き継がんならんのですか。まちづくり条例をつくる野洲市として、野洲市のまちづくりを考えていかないといけないのと違うのですか。こういったところでは、そのまま森林をなくしていくような、そういう部分になっていますから、これはもう一度ご答弁をお願いいたします。

議長（田中栄太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

済みません、大変項目が多かったので少し漏れがあるかも知れませんし、また細部にわたりましては関係部の方からお答えをさせていただく場合もありますので、あらかじめご理解をお願いしたいと思います。

まず、それぞれの項目を上げていただいてご指摘をいただきました。福祉施策の関係で小さなふれあいサロンの関係を例にとって、10年先、14年先が読み取れない。それから人権の関係につきましても、自立は必要と言うが、その方向付けがないということでございましたし、民間委託につきましても何を今協議しているのかということでございました。それと、特産品とは何を指すのかというようなことを例に挙げて、後継者の生計が立てられるような方策を立てたらどうかというようなことでございましたし、総合計画についてはこのようなことでございました。

総合計画につきましては、ご承知のとおり総論を挙げさせていただいておりまして、基本構想でございます。19年度年度当初にあたりまして、それぞれ関係部局でそれぞれの

施策についての実施計画を定めます。この実施計画を3年間の年次計画として定めてまいります。それを各年度終了後に評価をいたしまして、また改めて次の3年次のローリング計画を立てるといってございませう。この中で、それぞれ実行する施策を立てていくわけでございますので、この総合計画の中にはその細かな実施計画は入っておりませんので、その点ご理解をいただきたいと思ひます。今後の施策のあり方にかかってくると思ひますので、その点は今後十分にしっかりとした計画を立てていきたいというふうにおもっております。

それから、国土利用についてでございますが、ご指摘の方、マックスの計画で財政負担等は入っていない、それから駅前の問題で40年後のことを考えるべきだと、それからリゾートネックレス構想については県計画を引き継ぐ必要はないというようなことでございますが、これにつきましては今後の大津湖南都市計画の見直しに係る問題でございますので、今現在大津湖南都市計画の見直しの基礎調査をやっておりますので、これらを踏まえまして考えていきたいと思ひます。

なお、この国土利用計画につきましては、ある程度大き目でないといふ段階に進めないということですし、特に2032年まででございますので、都市計画の見直しは今度は平成22年の予定とされておりますが、その後また七、八年後に見直しをされるということでございますので、これらすべてに対応しようと思ふと少し大き目の計画になるということでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩します。

（午後3時30分 休憩）

（午後3時45分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野並享子君。

16番（野並享子君） 今、部長の方から答弁いただきましたが、細かな部分に関して確認をもう一度きっちりとされるのかされないのかということですね。自立に向けてということで、この部分を読んでみますと、そういった文言はありません。個人施策の見直しということは、今までからも市長もおっしゃっています。それはいったい14年もかかってやるのかどうか。以前、固定資産税の減免とか個人施策の見直し、10カ年計画で順番に下げていくというふうな形で、あれは途中でとまったのですよ。だから、それこそあ

と何年でそういった部分をやっていくのか。実施計画でということをおっしゃいますから、どういうふうに思っておられるのか。具体的に答弁をお願いします。

それと、国土利用計画の財政的な部分、9,000人ふやすということに関して政策的な部分が5,000人、4,000人はふえていくということです。そうしたら、やはりそれも祇王の新駅をつくるということに対してあそこの地域になっているのですから、学校の建設、幼稚園、保育園の建設、そういったものも必要です。そういう財政的な部分はどういうふうにされるのか。それも実施計画ということですから、実施計画をいつ出していただけるのかということ。

それと、駅前の開発、民間の部分でやるということですが、本当にその問題は、どういうふうにまちづくりをしようとしているのか。今回出ている3月議会の3本のまちづくりと総合計画と土地利用計画、これは3つ一緒、同じような内容なのです。これ一体ですべてを考えて将来構想を立てなければならない。そこをきちっとみんなに納得いく、将来見通しが持てるような、そういう内容を出していただきたいと思います。

市長、お願いします。

議長（田中栄太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 再度のご質問でございます。

まず、自立支援の関係でございますが、特に個人施策についてお尋ねでございますので、個人施策の考え方といたしましては、見直しをするということは以前から市長が申しておりますし、その方向で進むということは間違いございません。まだ、現在のところ施策は続けておるわけですが、一般施策の実施状況や同和地区の現状を踏まえ、同和行政全般にわたり検討をしていくというスタンスは持っておりますし、一般施策の有効かつ適切な活用を図るよう検討するという思いでございます。現在の個人施策につきましては、同和対策審議会において、個人施策のあり方につきまして意見を求め、改善が必要なものはその都度検討、改善してまいりたいと考えております。ですから、その時点、時点での修正、改善があるということですので、何年までにすべてどうなるということではございませんので、その点をご理解いただきたいと思います。

それから、国土利用計画、人口が9,000人ふえると、当然財政的な負担関係も出さべきであろうというご意見でございます。自然増の4,000人につきましては、現在のままですと32年までの期間ですので、少し財政的な見通しが立てにくいということがございます。あと、政策的人口として5,000人見込んでいます。この人口分に対しまし

ては、特に新駅設置に伴うものというご説明をさせていただいていますので、その新駅設置の見通しが立った時点、それ以前になろうかと思いますが、その話を進める時点で財政的な負担についてもお示しができるかなというふうに思っておりまして、現時点ではこれが何年先になるかというのはわかっておりませんので、たちまち現在の基本計画等につきましては、最初に申し上げましたように前期、後期の前期の部分でございますので、これはお含みおきいただきたいと思えます。

あと、駅前関係につきましては、申しわけないですけれども、都市建設の方からお願いいたします。

お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） 野並議員の駅前整備についての考え方でございますが、やはり市といたしましては、市の中心ということでございますので、都市機能の充実を誘導していくと考えております。そうした中から、都市計画法の規定に基づく周辺の景観にも配慮しながら、一定規模の高さは容認しながら、高度利用化を図るべく考えております。そうした中で、現在建設されておりますマンション、建物につきましては、容積率、建ぺい率等も課しておりまして、14階建てを計画されておりますので、そうした形、例えば1,000平米の敷地に建坪400平米を建てられますと10階までいけるということでございまして、そうした規制もかけておりますし、また新たに先ほどDブロックと言われましたが、Cブロックにつきましてはそれぞれ地区計画もしておりますので、地元とそれぞれ話をしながらよりよいまちづくりを進めていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上といたします。

議長（田中栄太郎君） 以上で、通告による質疑は終結いたします。

これより議案質疑に対する関連質疑を許します。

関連質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中栄太郎君） ないようでございますので、これにて関連質疑は終結いたします。

ただいま議題となっております議第1号から議第46号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託い

たします。

(日程第 4)

議長 (田中栄太郎君) 日程第 4、請願第 1 号及び請願第 2 号 (中学校卒業まで医療費の完全無料化を求める請願他 1 件) を一括議題といたします。

ただいま議題となっております請願第 1 号及び請願第 2 号は、会議規則第 9 2 条第 1 項の規定により、請願文書表のとおり文教福祉常任委員会及び環境経済建設常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第 5)

議長 (田中栄太郎君) 日程第 5、これより代表質問を行います。

代表質問通告書が提出されております。その発言順位は 1 番、ネットワーク野洲さん、2 番、公明党さん、3 番、日本共産党野洲市議会議員団、4 番、豊政会。

以上の順位により発言願います。

それではネットワーク野洲、第 1 8 番、鈴木市朗君。

1 8 番 (鈴木市朗君) ただいま議長からわざわざ「さん」付けをしていただきまして、心より何と申しましょうか、議長の温かいお心に感謝を申し上げて代表質問させていただきたいと思います。

今日の新聞報道によれば、県民所得の順位が出ておりました。自ずと東京は断トツの 1 位ということで報道されております。しかるに、我が滋賀県におきましては、製造業のますますの発展、あるいは I T 関連企業の好調により、滋賀県は 4 位といううれしい報告がなされております。この県民所得と申し上げますのは、県民一人ひとりの所得ではなしに、企業の所得もその中に含めた所得であるということでございます。

さて一方、株式関係に目をやってみますと、上海市場の株価の暴落により、その影響がアメリカ、また日本へと波及しております。この株式市場においても、今後予断を許さないような状況であると私は思っております。

さて、我が国経済は原油価格の高騰や鉄鋼関連の値上がりなど、経済を圧迫する要因はあるものの、I T 関連産業、自動車産業など堅調な伸びもあり、今までに類を見ない好景気と政府は発表しています。しかしながら、私たち市民にはその恩恵を実感できていないのが実情であると私は思います。

一方、本市の財政状況は、平成 1 9 年度末起債残高、これはあくまで見込みでございます 2 5 3 億 1 , 2 0 5 万 5 , 0 0 0 円、公債費率、当初予算ベースで 2 1 . 9 %、経

常収支比率は18年度予測で93.4%（ちなみに17年度は92.5%）と報告されています。

このような厳しい財政状況の中、平成19年度予算編成においては、本市の基本理念を踏まえ、行政評価制度により、行政改革の推進と財政健全化計画のもと、効果的、効率的に策定されたものと判断しております。本年度予算については、市債14億1,070万円、基金取り崩し9億1,500万円をもって、163億6,300万円の編成となったものです。

特に注意しておかなければならないのは、起債の償還と平成20年度から合併特例債の元金償還が始まることです。予算方針で本市は財政構造硬直化が進み、過去に例を見ない危機的な状況になっていると表現されています。この対策については、方針の中でそれぞれ対応策を講じておられますが、今後の見通しと詳細をまずお尋ねいたします。

次に、市長の施政方針、6本の柱についてお尋ねいたします。

まず、豊かな人間性をはぐくむまちの中で、女性を機械扱いされた柳沢厚生労働相の「女性は子どもを産む機械」という発言についての市長の見解を尋ねます。

次に、少子化対策としてさまざまな施策が打ち出されていますが、政府の医療体制の不備から、お産難民という言葉が生まれ、社会問題化している。本市としての現状と今後の対策を求めます。

次に、同じく小児科医師不足も同様の課題があります。本市の医師確保の対策と現状をお尋ねします。

次に、少子化対策としては、第1に労働施策、第2に地域の子育て支援、第3に経済支援の大きく3つの柱があります。政府が設置する「子どもと家族を応援する日本重点戦略検討会議」の詳細と男女共同参画社会の実現についての見解を求めたいと思います。

大きく2番目として、人々が支え合う安心のまち。

連日、目を覆いたくなるような犯罪報道ばかりで、日本の社会はどうなるか不安になります。近年、本市に係る犯罪報道もされている中、合併して3年目を迎え、さらに安心、安全のまちを築いていかなければなりません。その方策をお尋ねいたします。

交通弱者と言われる老人、子どもたちの安全対策、特に交通事故の多い場所での信号機設置対策は、第18次交通安全計画との整合性をどうされるのか尋ねます。

次に、本市では昭和40年代より急速に大型団地が形成され、それぞれの団地においては、地下配管によりプロパンガスが各家庭に供給されています。先般、北海道北見市で、

地中配管の損傷によりガス中毒死がありました。本市での地中配管の実態と安全対策について詳細を求めます。

大きく3点目といたしまして、美しい風土を守り育てるまち。

私の風土の概念は、風は人であり、土は言葉であり、人々が集まり新しい文化が形成されることが風土という言葉だと思っております。

として、平成17年4月より、市が環境基本計画の策定作業に着手され、計画策定委員会と市、またNPO法人環境市民パートナーシップによって、立派な環境計画が誕生しました。いよいよ19年4月より「命の水、育む緑、安心のまち」と題してスタートします。私たちも期待し、市民の皆さんと共にその実現に向かって努力しなければなりません。この計画実施に向けた年次別、19年から20年度の計画を尋ねます。

次に、計画での市民の役割と行政の役割との区分を尋ねます。

大きく4点目として、地域を支える活力を生むまち。

として、市の活性化と税収確保につなげる工業振興助成について、今後の税収シミュレーションと雇用についてお尋ねいたします。

次に、商工業の振興助成補助制度の効果と実績について尋ねます。

次に、富士サミットと地域の活性化はどのように推移すると考えているのか、お尋ねをいたします。

大きく5番目といたしまして、潤いとにぎわいのある快適なまち。

まずこの施策は、精神生活を豊かに楽しくし、人々がにぎわい、すべてが繁盛することであると私は思います。

このような観点から、野洲市総合計画、基本構想、基本計画案や国土利用計画（第1次野洲市計画）案、あるいは都市計画マスタープランが作成され、いよいよ実行に移る時期になりました。旧町のことを振り返りますと、私たちが関わってきました第4次総合発展計画や都市計画マスタープラン等が策定されましたが、ハード部分については全く進展していなかったのが実態でありました。

湖南行政組合の第9次消防計画で、構成4市の都市開発マスタープラン（平成20年から24年）これは24年までの計画の提出あるいは事前協議中のものを指しておりますので、誤解のないように考えていただければありがたいと思います。構成4市の開発規模を申し上げますと、4市全体で157.6ヘクタールとなり、特に大規模ショッピングモールの予定もあります。詳細を説明いたしますと、草津市が101.1ヘクタール、守山市

が15ヘクタール、栗東市が36.4ヘクタール、野洲市がわずか5.1ヘクタールとなっています。

総合計画マスタープラン等で示されている均衡ある土地利用の推進や人口、世帯数、これは平成32年、野並議員がおっしゃっていました人口5万9,000人、世帯総数2万5,000世帯となっています。本市においてはさまざまな制約がある中、目的遂行が可能なのか、目的に向かって進捗させる手だてがあるのか、説明を求めます。

また、長期にわたる事業が持ち出されております。これは古い話を申し上げますと、祇王、篠原が野洲に合併したときからの懸案事項でありました祇王駅のことですね。合併特例債充当による祇王駅構想の今後の取り組みの説明を求めます。ちなみに、合併特例債16億を充当しているものと私は認識しております。この祇王駅構想につきましては、既に旧町のときにA地点、B地点、C地点と3地点をもとに基本調査をされて、その中で最良の場所というのがそこそこ案として示されております。ちなみに参考例を見てみますと、南草津駅の駅改良と周辺区画整理事業に要する経費は、最低60億はかかるということを私は聞いております。その中で、いかにして民間企業、民間ディベロッパー、その起用をどのように求めていくかということが大事なわけですね。すべてが行政主導でやっていくものではなし、やはり民間ディベロッパーを起用して新しいまちづくりを形成していかなければならない。そのためには、ぜひとも祇王駅が必要だと私は確信しております。その件についての所見をお伺いしたいと思います。

6項目目として、市民と行政が共につくるまち。

市民活動サポートセンターの設置やコンビニでの税金収納サービス、総合計画の推進状況調査や外部委員会を設置するなど、行政改革大綱、財政健全化計画、それぞれ市民の理解を得るための施策について一定の評価はできると私は思います。

しかし、人・もの・金・情報の活用をどのような手段を用いて行われるのか、また市職員のプロ意識の高揚をどのような手段を用いて行われるのか、説明を求めます。

次に、教育長の教育方針に関してお尋ねしたいと思います。

奈良時代前期に、山上憶良という九州へ行った防人の歌がございます。この歌の一節をご紹介申し上げますと、「瓜食めば子ども思ほう、栗食めばまして偲はゆ、何処より来りしもの、眼交にもとなりかけて、安眠し寝ささぬ」。これは、瓜を食べると子どものことが思い出される。栗を食べれば一層子どものことがいとおしく思われる。いったい子どもはどこから来たものなのか。目の前にしきりにちらついて私に安眠をさせないという、こうい

う歌でございます。山上憶良です。

そういう親の気持ちも子どもはなかなかわかってくれないということ、私もひしひしと感じております。そういうことで、近年青少年の犯罪が増加の一途をたどっておりますし、その原因は、今申し上げましたように、私たち大人社会が今まで気付かなかった社会現象が顕在化してきたのではないかと私は思っており、反省もいたしております。

そこで、教育方針、政府の教育再生会議では、ゆとり教育の見直し、安心して学べる規律ある教室、規範意識の徹底、教員の資質の向上、信頼される学校づくり、教育委員会のあり方、社会総がかりによる教育の7項の提言がありました。今、この7項にわたる見直しをなぜ行わなければならないのか、詳細について教育長にお尋ねをいたします。

次に、教育長は学習塾の存在をどのように思われるのか、お尋ねしたいと思います。私の知っている限りでは、80%から90%の子どもが何らかの形で塾に行っております。塾に行かなければ高校に進学できないというような風潮が何か表れているような、1つでも上のランクの高校に行きたいという、その気持ちがそういう塾通いに発展させているものだと思っております。教育長は塾についてどのような所見を持っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

本市には、昭和56年新建築基準法制定以前に建築された校舎がたくさんございます。生徒の安心、安全確保のため、今後どのように対応されていくのか。財政面も踏まえてお尋ねをしたいと思います。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 代表質問にお答えをいたします。重要な質問だと思っておったのですが、時間がかなり遅れておりますので、非常に申しわけないと思うのですが、元気を出してお答えを申し上げていきたいと思っております。

「ネットワーク野洲さん」と議長は「さん」をお付けになりましたので、私も「野洲さん」を代表されました鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

まず、財政の見通しについてでございますが、本市の昨今の財政状況の厳しさは、施政方針で申し述べましたとおりでございますが、このような状況から一刻も早く脱却し、自立に向けた磐石な財政構造を構築するため、昨年10月に第1次行政改革大綱と財政健全化計画を策定したところでございます。

この計画に基づき、平成18年度においては未利用市有地の売却や財政調整基金への積

み立ての増額などを、また平成19年度当初予算においては、特別職の給与や職員の手当の削減、さらに職員数の削減や補助金の一部見直し、市債の発行の抑制などを行ってまいりました。その結果、現時点では、昨年5月に作成した財政見通しよりは若干好転をしている状況でございます。今後は、当計画の実行にとどまることなく、さらに可能なものは削減に努めると共に、歳入の確保についても積極的な行動に移してまいりたいと考えております。

また、市債の関係につきましても、合併特例債の借り入れにより、一時的に市債の残高が増加しますものの、今後の借り入れを毎年18億円程度に抑制することにより、平成17年度末と比較し、平成23年度から残高が減少傾向に転じるものと予想しております。なお、合併特例債については、ご承知のとおり普通交付税算入があることもご理解いただいております。

本市が提唱している6本の柱についてのお尋ねのうち、まず豊かな人間性をはぐくむまちの第1点目の、柳沢厚生労働相の発言についてであります。女性に対する不適切な発言であるにとらえております。

つぎに、2点目の少子化対策についてのご質問でございますが、産婦人科医師の不足に伴い、産科医師が分娩の取り扱いを中止し、妊婦が自宅から遠方の医療機関で出産を迎えなければならないといった状況が、現在全国の各地で問題となっております。

本市における分娩場所につきましては、平成17年度の年間出生件数485件のうち、市内で分娩された件数は161件で、出生数の35%になり、次いで守山市内、栗東市内の順になっており、比較的生活圏域に近い医療機関で分娩ができていると考えております。また、市内の産婦人科の充足についてであります。新たに産婦人科が1カ所開業される計画があると聞いております。

したがいまして、本市におきましては、当分の間安心して出産が迎えられと考えております。

次に、3点目の小児科医師の不足についてでございますが、現在、市内の小児科医は開業医の2名と野洲病院の2名で計4名の状況であります。医師1人当たりの年少人口は1,880人で、近隣市と比較しますと最も高い状況にあります。特に、小児科医の不足は今後ますます深刻になると予想いたしますことから、先に申し上げました産婦人科や小児科の開業等への協力や、野洲病院が小児科医を確保することを必要に応じて支援してまいりたいと考えております。

また、医師確保は広域対応が必要なことから、平成19年度より県が取り組みます医療確保総合対策事業に大きな期待を寄せるところでございます。

続きまして、4点目の「子どもと家族を応援する日本重点戦略検討会議」と男女共同参画社会の実現についてお答えをいたします。

政府は、2月27日に「子どもと家族を応援する日本重点戦略検討会議」の基本戦略分科会の初会合を開催し、少子化対策の再構築に向けて実質的な議論に入り、今秋以降に本格化する税制改革議論を見据えつつ、少子化対策に必要な財源の確保や子育て期の所得保障策を中心に検討するという情報を得ていますので、今後の国の動きを注視しながら、男女が共に子育て期に所得保障の確保ができるよう支援していきたいと考えております。

次に、野洲市が目指します男女共同参画社会の実現につきましては、あらゆる分野に男女が平等に参加できる社会の実現を目指して、合併と同時に策定いたしました男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、市民、事業者、教育に携わる者、市が協働して取り組むことであります。

しかし、家庭や社会に今なお根深く残っております慣習や制度に基づく固定的な役割分担意識等、女性の主体的な生き方を阻んでいる現状が依然として見受けられ、真の男女共同参画社会の実現には、まだまだ多くの教育、啓発と積極的な推進が必要であります。

こうした市の状況に応じた具体的な施策につきましては、昨年男女共同参画審議会の答申と市民の皆さんからの意見をいただき、策定いたしました男女共同参画行動計画（プランやす）に基づき、総合的、体系的に推進をしております。

続きまして、人々が支え合う安心のまちに関する質問でございますが、1点目の安心、安全のまちについてでございますが、本市では犯罪のない安全なまちづくりの実現に向けて、各学区ごとに自主防犯活動団体を立ち上げていただくよう、年次的に安全なまちづくり自主活動団体の育成事業を進めてまいりました。来年度、篠原学区で実施されますと、すべての学区で取り組んでいただいていることとなります。

今後はこれらの団体に守山野洲防犯自治会が実施する研修会等への参加を呼びかけ、またモデルとなる取り組み事例の紹介を行うなど、活動内容の一層の充実に向けて支援を行ってまいります。

さらに、平成19年度予算には、野洲市内で発生した児童・生徒への声かけ事案等の不審者情報や犯罪情報を、希望される市民を対象に携帯メールへ情報を発信するシステムの経費を計上いたしております。このシステムの導入により、広く市民の犯罪情報の共有化

を図り、市民の方に有効な防犯対策を講じていただくと共に、自主防犯活動団体の取り組みにおいても活用いただけるものと考えております。

次に、2点目の信号機設置対策についてお答えをいたします。交通事故の多い場所での信号機の設置対策につきましては、第8次野洲市交通安全計画を基本に、地域住民の方々のご希望や交通事故の実態等を把握し、安全で安心な道路環境の確保のため、守山警察署を通じて滋賀県公安委員会に要望してまいりたいと考えております。

第3点目のプロパンガスの地中配管の実態と安全対策指導についてのご質問でございますが、市道地中配管の実態につきましては、平成19年2月現在で11業者に対し、ガスの市道への占用許可をしております。そのうち、LPガスにつきましては10業者、延長4万1,087メートル、都市ガスは1業者、延長2万538メートルとなっております。占用に際しましては、占用許可の基準が我々のサイドでは道路関係法令により道路の安全を確保することを目的としておりますので、道路の安全を確保するよう指導はしておりますが、安全対策の指導につきましては、規模によりますが、滋賀県総合防災課あるいは経済産業省近畿経済産業局がおのこの監督官庁として指導されておりますので、このことについては早速そうしたものの上申を申し上げていきたいと考えております。

ただ、おっしゃるようにこれは私は非常に危険を感じております。埋設されて40年から35年を過ぎるのではないかと、こういうふうに感じますと、北海道のあの事故がまさに野洲市にも起こる可能性があるのではないかと。これはプロパンガスの問題なのですが、ただ埋設されております管がネズミ鋳鉄管ではないかと、こういうふうを考えます。今はダクト鋳鉄管に皆変わっておりますので、この辺の材料を一遍調査する必要があるのではないかと。そのことにおいて試験をしないといけないと、こういう思いでございまして、こういう質問をいただきまして、我々もはっというような感じを受けておりました。早速そういうことを上申して検査をしていただくようにしていただきたい、このように考えております。

次に、美しい風土を守り育てるまちの、第1点目の環境基本計画の実施計画に向けた年次別計画についてでございますが、平成17年8月の諮問に基づき、環境基本計画策定委員会及び環境審議会において、計画の検討、審議をいただき、平成19年3月2日、環境審議会から計画案の答申をいただいたところでございます。今後、内容の精査を行いまして、計画の確定をいたします。

年次計画については、取り組み内容により設定期間の違いはありますが、各プロジェク

トで段階的に定めており、計画の第1段階として、計画実践の組織づくりや啓発活動の準備段階を平成19年度から20年度、また第2段階として計画の実施を平成21年から22年以降において順次開始する予定でございます。第3段階として、取り組みを定着させる期間として平成23年以降を予定しております。

また、具体的な各年度の実施計画は、当該年度の前年度に作成する予定でございますので、平成19年度においては初年度であることから、年度計画と初年度の活動を並行して取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、計画における市民の役割と行政の役割の区分についてお答えを申し上げます。

計画では、現在の環境問題は日常のライフスタイルや事業活動などにより環境への負荷の増加に起因していることから、社会のあらゆる人がそれぞれの役割を分担し、自主的で積極的な環境保全に関する行動に参加する必要があると考えております。このことから、市民の役割、これは事業者も含むのですが、市民の役割としては、まず環境に配慮した行動に取り組んでいただくことが重要になります。それには、日常生活や事業活動における環境負荷の軽減、自然環境を保全する取り組みへの参加などが重要になります。

また、行政の役割としては、効果的に市民に行政のパートナーシップのもとに環境問題に取り組むことができるよう、活動主体を支援すると共に、各環境課題に全庁組織が横断的に対応することが重要と考えております。

次に、地域を支える活力を生むまちについてのご質問で、第1点目の工業振興助成についてのご質問にお答えをいたします。

お尋ねの今後の税収についてであります。主に新たな建築設備に対する固定資産税及び法人市民税の増収を見込んでおります。固定資産税については、建築設備の投資額のおおむね70%の額に対する算出により税収を見込んでおります。法人市民税については、同規模の事業所を参考に見込んでいるところであります。

また、雇用についてであります。現在申請予定を含め20社が対象になり、約67名以上の新規雇用従業員数を見込んでおり、市内事業者への波及効果も含み、市の活性化と税収確保につながるものと考えております。

次に、2点目の商工業振興事業補助制度の効果と実績についてでございますが、この補助については商工会補助事業と商業支援事業があり、商工会補助事業では主に経営改善普及事業と地域総合振興事業の支援であります。

経営改善普及事業では、経営指導員による巡回指導、窓口指導の他、講習会等の開催、金融のあっせん、記帳継続指導他、事務代行、普及啓発等が行われております。地域総合振興事業では、各部会の振興事業をはじめ、商工活動の広域化等に対応すべく、合併に係る調査研究事業、市内の未利用資源、観光資源等を活用すべく、地域振興対策調査事業などの取り組みにより、地域の活性化と商工業の振興につなげていただけたことと存じております。

3点目の富士サミットと地域の活性化についてでございますが、野洲市で開催をいたします第1回全国ふるさと富士サミットは、11月17日に予定いたしております。

サミットでは「近江富士から全国へ」を合い言葉に、各地域のふるさと富士を活用した観光物産振興等について話し合い、さまざまな活用方法等の報告や提案を交換することにより、互いの地域づくりを磨き、高め合うものにしていきたいと思っております。

特に、本市にとってはサミットの開催で本市の知名度を高めると共に、近江富士のすばらしさを再発見する機会ともなり、新たな活用方法等を市民、事業者、行政等が協働して、順次実現化に努めていくことが地域の活性化につながっていくものと考えております。

次に、潤いとにぎわいのある快適なまちづくりの中の総合計画や都市計画マスタープラン等で示されている均衡ある土地利用の推進や人口、世帯数についてのご質問にお答えをいたします。

市街化区域の拡大など、都市的な土地利用の進捗に関しては、現在のところ湖南地域で草津、栗東が中心となっておりますが、これは空閑地の状況や連担性が考慮された結果であると考えられます。

滋賀県の湖南地域は今後も人口が増加すると見込まれており、野洲市における都市的な土地利用に対するニーズは今後も高まると予想されます。したがって、総合計画の策定に関しましては、人口増を見込んでいるものであります。なお、目標人口5万9,000人のうち、5,000人はJR野洲駅篠原駅間の新駅設置のために必要となる新たな駅勢人口を見込んだものであります。

また、新駅の設置につきましては、昭和の大合併以来の課題ではありますが、実現に向けては市民の皆さんの十分な共通理解が前提となりますので、今後機運の醸成に努めてまいります。財源については合併特例債のみでなく、その時点で最も有利な制度を模索することとしたいと思っております。

次に、市民と行政が共につくるまちに関しては、まず人・もの・金・情報の活用につい

てのご質問にお答えを申し上げます。

経営の重要な資源である人・もの・金・情報につきましては、行政運営においてもこの資源の活用が適切に行われるかが地域の経営力を左右するものと考えております。人ともものを地域の中でいかに有意義に活用するか、そのための資金の調達と有効利用をどうすればよいのかを十分検討し、実行に移すことが重要であると思います。さらには、新しい情報を適時に入手し、その情報をもとにこれらの資源をバランスよく組み合わせることによって、地域経営が広がりを持つことになると考えております。

このため、本市においては市民との信頼関係の構築を基本として、市民協働を推進すると共に、職員の意識改革を行い、地方分権社会に対応のできる人材の確保と育成を図るべきであると考えております。また、本市が他に誇れる自然資源を有効に活用することも大切であります。そして、そのための資金確保、いわゆる財政基盤の強化も重要であります。

さらには、積極的な情報公開と広聴制度の拡充や多岐にわたる情報の収集を行い、時代の流れを的確に把握することも大切であります。これら4つの資源をバランスよく組み合わせることによりまして、市民との一体感を醸成し、活力のあるまちづくりを推進していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により本日の会議時間を延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中栄太郎君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

教育長。

教育長（大堀義治君） ネットワーク野洲を代表されました鈴木議員のご質問にお答えいたします。

教育再生会議第1次報告にあたっての基本的な考え方につきましては、公教育再生のために、子どもたち一人ひとりが充実した学校生活を送り、自ら夢と希望を持ち、未来に向かって多様な可能性を開花させ、充実した人生を送るために必要な力を付ける教育を目指

していると言えます。

ご質問の教育再生のための当面の取り組みとして出されている7項の背景には、今日の学校教育が持つ課題として、学力低下、未履修問題、いじめや不登校、校内暴力、学級崩壊、指導力不足の教員、学校や教育委員会の責任体制のあいまいさ、高等教育の国際競争力の低迷、保護者の切実な願いにきちんと応えていないといったことが挙げられていると言えます。

また、かつて家族や地域社会が持っていた温かい人のつながりが希薄になる中、家族、地域社会、企業、団体、官庁、メディアなどあらゆる層の人々が、自分たちも教育の当事者であるという自覚を忘れ、非教育的でさえあることが現在の教育荒廃を招いた大きな原因の一つであると深刻に受けとめていすとも述べられています。

野洲市教育方針におきましても、教育再生会議の報告書を真摯に受けとめ、子どもの生活と学力を高めて、一人ひとりの人格の完成を目指し、知育・徳育・体育の調和のとれた新しい時代にふさわしい教育を、市民の総意で創造していくことが大切であると考えています。そして、人権文化の創造など、本市における独自の教育課題に取り組みながら、国の動きを熟慮しつつ、着実に教育行政を進めてまいりたいと考えています。

次の、学習塾の存在についてですが、塾にはそれぞれの特色がございます。一般的には、いわゆる受験対策を主なねらいとしていると言えます。教育委員会としましては、小学校、中学校における義務教育で学校教育法に定められているそれぞれの目標達成のために教育推進を指導、支援していくことが大きな役割であると受けとめています。教育格差を生み出さないよう、すべての子どもたちが学校できちんとよい教育が受けられるように努力していくことが、最も重要な課題であると受けとめています。

3点目の、生徒の安心、安全確保のための校舎等の今後の整備についてのご質問にお答えいたします。

校舎の耐震化工事につきましては、平成18年度に実施した小中学校等の耐震化優先度調査の結果を踏まえた年次別計画により、財政事情を見極めながら順次整備してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 鈴木市朗君。

18番（鈴木市朗君） ただいまは、丁寧なご回答をいただきましてありがとうございます。さまざまな部分で質問をいたしておりますので、なかなか私自身も整理がつかない

というようなことをございますので、ちょっとまたお許しをいただきたいと思います。

まず財政ですが、端的に言いますと、平成19年度ベースで公債費率の関係、あるいは経常収支比率、18年度から予測で申し上げていますので、あとは若干変わってくると思いますが、そういうことにおいて、通常ですと公債費率というのは、21.9%というのは非常に高いですね。以前は公債費率も15%を超えるとちょっとなというような黄信号がついていたというようなことも、私も長年議員をさせていただいていますところ、そういう説明も受けておりました。それが、今やもう21.9%というような大きな数字、これは見込みなのですが、上がっております。当然、経常収支比率も、これは通常70%ぐらいが理想的な数字というようなことを私も思っておりますが、これも予測でございますが93.4というようなことで報告されておりますね。

市長は平成23年度から起債残高が減少するというような説明でございましたが、そういうような中でも、例えば、これは特別会計ですからこういう部分には入ってこないと思いますが、工業団地等整備特別会計、これは特別会計ですから普通会計ではないのでこの中には入りません。ちなみに歳入の部分を見てみますと、本年度の予算額が9,237万9,000円ということですね。これは当然財産貸付収入でございます。また一方、償還金及び割引料利子、これを見ますと4,625万4,000円というような数字に上がっているわけですね。そうした場合、差し引きしたら実質5,000万ほどしか残ってこないのですよ。ちなみに3,000万ぐらいの利子かと思って見ていましたら、前年度で3,967万8,000円というようなことで出てきて、年々上がってきていますね。こういったもののシミュレーションは一時期出していただいたことがあると私は記憶しているのですけれども、その利子における金額がだんだん上がっていったというようなことを感じているわけなのですが、一体この長期債の利子というのは何%ぐらいで借りておられるのか。そして、普通会計の方でさまざまな借り入れ、債務負担行為も含めてなのですが、そういう部分について、起債残高が19年度末で253億というような数字で上がっていますが、一般的に我々は、まず事業をする場合は、銀行と話をする場合はまず利子から入っていきますわね。そういう概念が行政の方がお持ちなのか。そういうものがわかれば、やはり我々としてはこの資金は何%で借りているのだということを、恐らくこの中の議員さんはほとんど掌握されていないと思うのですよ。そういうのをやはり具体的に示していただかないことには、この財政というものについては議論はできないと思うのですね。

市長は当然財政のプロですから、市長にかなうものはいないと思います。私もそういう部分では市長を尊敬しておりますが、やはりそういうものをさらけ出していただいて、そこで議論をしていく、これはやはり大事なことだと思いますね。そういう部分についてのお尋ねをまずしておきます。

それから、本題に入りまして、豊かな人間性をはぐくむまちに入りますが、これは私らなかなかわかりませんが、助産師さんのことがマスコミに書いてありましたが、医療機関などに勤務する助産師は全国で2万7,000人、これは05年の集計です。日本産婦人科医師会の調査では6,700人の助産師さんが不足、当然医師も不足しておりますが、こういうような結果も出ておりますね。だから、本当に子どもを産みたいという部分で、ただいま説明がありましたが、平成17年度では485件のうち161件が市内で分娩されたという、これは35%という数字でしたが、これは非常に野洲市としてはまあまあというようなところだと思いますが、その他1カ所市内で計画をされているということですが、実際私が申し上げたいのは、当然この産婦人科の医師もさることながら、08年から児童扶養手当の支給が5年を超える家庭の一部支給停止が始まるということが出ていますね。子どもを育てていくというのに、児童扶養手当が一部支給停止になっていく。これは私も申し上げましたが、いずれにしても、経済支援、これは大きく後退していくわけですね。この辺について、どのような支援策を本市としてはまず考えておられるのか。

そして、労働施策についても、工業振興条例の中で67人が、これは若い人が年とった人がちょっとわかりませんが、採用してもらえるとということですので、その辺は市としてはまずまずじゃないかなと思うわけですが、経済支援について、扶養手当がカットされる分はどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

次に、人々が支え合う安心のまちの中で、各自治会の中で自主防犯対策ということで防犯自治会が発足する。平成19年度予算の中で、不審者情報をいち早く流すために携帯電話を使うというような予算措置もとられています。こういう部分についても、犯罪というのはいつ、どこで起こるかわからないというようなことでございますので、万全を期して子どもたちを守ってあげてもらいたいと思います。

次に、交通弱者と言われる老人、子どもの信号機の設置対策でございますが、第8次交通安全計画との整合性について、県に信号機の設置を要望をしているということでございますが、優先順位としてはどのような形で要望されているのか、お尋ねをしたいと思います。

います。

次に、プロパンガスの地中配管でございますが、平成19年2月の調査でプロパンガス10業者、距離が4万1,870メートル、都市ガスが2万538メートルですね。先般北見市で起こりましたネズミ鋳鉄管による破損で死者が出たというようなことで、市長がただいま回答の中でおっしゃいましたけれども、恐らく当時の資材としては、やはりネズミ鋳鉄管だと思いますね。既にかかなりの年数も経っておりますので、この件に関して市の方の関与をいうのは、先ほどお聞きしたわけなのですが、延長距離等は説明願いましたが、どうこの団地にプロパンガスの集中配管がされるのか、お尋ねしたいと思います。

次に、美しい風土を守り育てるということでお聞きいたしました。環境基本計画の策定作業に着手され、市、NPOが立派な環境計画を立てておられました。本年度各プロジェクトを段階的に分けて、第1段階、第2段階、第3段階と順次計画を立てて進めていくということでございます。やはり何と申しましても、「命の水、育む緑、安心のまち」というのは、野洲市民として願うことでございますので、その辺はしっかりと押さえた計画、あるいは実行に移していただきたいと思っております。

次に、地域を支える活力を生むまちで、工業の助成、20社が67名の新規雇用ということで報告を受けましたが、これは固定資産税の算出ですが、私らにはちょっとわからないので、今後の見通しとして、はっきり税収シミュレーション、例えば平成19年度で受け付けは終了、20年度からは受け付けませんということで出ていますので、こういう部分について、当然シミュレーションはされていると思うのですよ。そういう部分についてどのように、数字で示していただきたいと思っております。それは当然数字はつかまえていると思うのですよ。数字をつかまえないで助成金をぼんぼん出しているというわけではないと思うのですね。当然、固定資産によって物事が変わっていく。それはよくわかります。そういう部分について税収シミュレーションを示していただきたい。

商工業振興事業補助制度でございますが、これはさまざまな商工会に対しての事業でありまして、地域総合振興事業、あるいは経営指導員、金融、事務代行というような形で出されておりますが、今野洲市を取り巻く商工環境を見ますと、何と申し上げましても、大型店舗が、西友、平和堂、あるいは和田地区にある丸善、ああいうようなところが集客を高めております。現実に一般の商工会の会員さんのお店というのは、本当にさびれる一方で、やはり何と申してもここで踏ん張ってもらわないといけないという思いをしています。そういう部分に関して行政の指導力、ここでもう一度出していただかないとだめだと思

ますね。その辺をお聞きいたします。

次に、潤いとにぎわいのある快適なまちについてお尋ねしたいと思います。野並議員がこの第1次国土利用計画の案についてマックスの数字を言われましたが、私はそういうようなことではなしに、例えば地域別に見てみますと、野洲、北野、三上、祇王、篠原、中里、兵主というような中で、今現在市街化区域の残面積はどれだけあるのかと。各学区別に示していただいたら、大体の想像もつく。新たにまた市街化区域に編入していくという数字もその中でつかまえていかなければならない。また、そこで一番私が心配しておりますのは、給食センターの件も野洲川関連の規制による問題で場所を変えざるを得なくなったというような縛りがあるわけですね。今、野洲川関連でその縛りを受けている面積はいったいどれだけあるのですか。その辺の報告を求めていきたいと思います。そうでないと、先ほど湖南広域行政の事前協議、あるいは開発申請による面積を示していただきましたが、何と申しましてこの野洲市というのは、大津湖南都市計画の中で見ると、まんじゅうの皮みたいになっていますので、何にしたってその割り当てが一番少ないというような思いもいたしますので、その辺の手だてをよろしくお願いしたいと思います。

そして、次に市民と行政が共につくるまちの中で、人・もの・金・情報という中で、人は何、ものは何、金は何、だからそこで情報は何という、この分野のジャンルの説明をしていただきたいと思います。

そして、前後いたしましてごめんなさい、合併特例債による祇王駅の構想、これは共通理解、有利な制度を使っていくということですが、やはりこれはもう30年、40年の懸案事項でございますので、この辺につきましてはある程度の方向性を出してかかっていかなければ、いつまで経っても国道8号線やそういうようなものの進捗状況が見られないような状況、こういうようなことが起こり得ると私は思っております。国道8号線バイパスもそうでしょう。いまだそういうものについては進捗されていませんね。そういうようなことと同じようにならないように、一日も早い計画、そういうものを示していただきたい。

そして、最後に教育長の教育方針の中で、公立学校、幼稚園耐震化優先調査というの、これは私も持っております。この中で昭和56年の新建築基準法に変わった中で、今挙げてみる中で、昭和36年、昭和40年代、昭和51年、それぞれの新建築基準法以前の建物ですね、これ。すべてが。こういうものを子どもの安心、安全を守ろうとすれば、当然この中に優先順位もありますが、莫大な金もかかってくると思います。だから、そういう

ような、要するに経費、そういう計画はある程度中長期的な見方をされていると思うのですよ。これ、教育長も同じものを持っておられると思います。この場で、野洲中学校はもうお聞きいたしましたので、例えば篠原小学校ですと昭和32年というような建物、あるいは35年、41年、41年というようなもの、本当に古い建物がございますね。この中で子どもたちが安心して学べるのか。当然この場所は災害時の避難所にもなっておりますね。災害時の避難所も含めて検討していかなければならない。私はこういうふうに思うわけです。教育長、これだけのものが一遍にというようなわけにはいきません。私が申し上げているように、調査の中で優先順位がどうなっていくのか。その辺をどういうふうに思っておられるのか、財政的な部分も踏まえてお尋ねをしていきたいと思えます。

教育行政につきましては、教育長はじめ教育委員会の皆さんはやはり教育者としてのプロでございますから、7項目にわたることについても、教育長は余り触れられなかった。これは非常に残念だと思います。そういう部分については、私は教えてほしいので質問しているわけですから、もう少し丁寧に回答をしていただかねばならないと思えます。そういう意味で、これからの次代を担う子どもたちを教育する立場からして、きちっとした態度で望んでいただくことをお願い申し上げまして終わります。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩いたします。

（午後5時08分 休憩）

（午後5時23分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） 再質問をいただきましたけれども、非常に多岐にわたり質問をいただきまして、私の頭の中で答えをいたしますと若干間違えるおそれがありますので、それぞれの部長にお答えをいただきますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、代表質問の再度のご質問にお答えをいたします。

私どもの方のご質問で、再度の質問の中で児童扶養手当の件でございます。これは平成15年に法が制定されまして、5年の経過を経まして、いよいよ来年20年度から児童扶養手当の減額が開始されるという状況で、平成20年度から減額の対象になりますのは、現在私どもの中では約200名という状況でございます。これにつきましては、平成15

年に制度を改正したわけですけれども、むしろ国の考え方としては、財政的な支援よりも母子家庭が自立をしていく、就労していくということの支援を強力に推し進めて、財政的な基盤を確保するというふうな考え方が基本でございました。

それで、今年度私ども新規の事業といたしまして、母子自立支援プログラム策定事業の実施ということで、新たに126万4,000円を計上させていただきました。これは、母子自立支援員、母子自立支援プログラム策定の職員を雇用いたしまして、それぞれ児童扶養手当の受給者に対しまして、きめ細かな自立支援計画を策定いたしまして就労に結び付けるという事業でございます。現在、この職員の雇用につきまして準備を進めておりますので、そういう点からこの自立に向けての支援を進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 私どもに関係する再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、借入金の利子についてでございますが、現在普通会計借り入れ分の利子は2.45から2.75%ということで、市中銀行の利子につきましては入札により決定をさせていただいております。政府資金では2.1%となっております。ちなみに例を出されました工業団地につきましては、1年で0.69%ということでございます。

それから、子どもの安全確保ということで、防犯対策につきましては、ご要望というふうに承りました。それから、信号機の要望についてということでございますが、信号機の要望につきましては事故件数の多いところ、それから通学路や高齢者等の利用するところ、申し出の古いところというような3点を考慮いたしまして、守山署を通じまして公安委員会へ要望をいたしております。なお、守山署では年に数回文書にて要望している状況でございます。個々の順位につきましては、最終的には公安委員会がその中から選んで決めるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、人・もの・金・情報についてということで、これはいかなるものかというご質問だったと思いますが、人につきましては、これも行政支援というふうにとっております。人は職員、ものは施設、金は市の財政、予算です、情報は社会情勢など外部からの情報、行政の内部情報等をいいます。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） 私の部の方には2点だったと思います。順番は申しわけございません。

1点目の市街化区域内の残の未利用の面積でございますが、野洲市の総合計画にうたわれておりますように、114ページで8.3ヘクタールを把握しております。そうした中で、この空閑地といいますのは、おおむね2ヘクタール以上の連担した団地で調査しておりますので、その点よろしく願いいたします。そうした中で、1つは市役所裏の3.3ヘクタールと、そして野洲川向こうの旭化成前の十八田ですか、そこでの4.9で、おおむね8.2ヘクタールが空閑地として残っておりまして、学区別には調査できませんので、申しわけございません。

もう1点のLPガスの関係の配管の団地、自治会でございまして、17自治会と団地を含めまして、近江富士団地、青葉台、小林住宅は栄でございます、そして大畑、七間場、駅前北口、富士美台、篠原駅前、小篠原区画整理組合の団地、万葉台、野洲の里 これは新上屋のところでございます、岩谷団地 四ツ家内でございます、永原の三共団地、錦の里の団地 乙窪でございます、それと市三宅の区画整理、またサニータウンでございまして、以上17自治会でございまして、以上17自治会でございまして。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 質問のうち、まず工業振興助成金についてのシミュレーションについてお答えいたします。

助成金の効果そのものは、従業員の方、それから周辺事業者への波及効果があるものと考えておりますが、助成をするということで財政への影響という意味で税収のシミュレーションは行ってございます。投資額につきまして資料をいただいておりますので、建築投資、設備投資に対する固定資産税を見てございます。それから、法人市民税ですが、これについては確かに1社で数億円というふうな企業もございましてけれども、安全側を見まして少な目を見てございます。シミュレーションをいたしますと、現在助成をしております対象につきまして、対象企業さんからの税収見込みを計算いたしますと、助成額の約半分が税収で入れていただけるのが平成21年度になります。ご承知のとおり設備投資等につきましては、どんどん償却が進んで税額が下がってきますので、助成をした金額に相当する税収が戻ってくるのは平成29年ぐらいになると見込んでございます。

それから、市街化区域内の農地で野洲川の受益であるところというふうなことでご質問いただいたかと思うのですけれども、申しわけございませんが、野洲川の受益の中の農用地の面積全体といたしましては550ヘクタールございます。しかしながら、その中で市街化区域内に幾つかというのは手元に数字がございません。それから、野洲川受益とかいうわけではなくて、市街化区域内の農地としてはどのぐらいかということ、約50ヘクタールが市街化区域内に農地として残っているということでございますので、ご質問に直にお答えする数字ではございませんが、今手元にある数字としてはそういった状況になってございます。

議長（田中栄太郎君） 環境経済部次長。

環境経済部次長（岡野 勉君） それでは、鈴木議員のもう1点の大型店の進出で個人商店の衰退があると、その指導、支援はどうするのかというようなご質問でございますが、実は本年度当初予算にも見込んでおりますが、個人商店の方で新築等されました場合の助成制度を考えております。それは、一つに福祉、バリアフリー関係、改修等のときにバリアフリーをするとか、あるいは市が進めております新エネルギー、太陽光発電装置、そういうものを設置された場合の補助も計上いたしております。

それと、もう一つは経営の専門家派遣事業、これは県の事業であります。その派遣事業をされる場合につきまして、個人負担分の一部補助ということで、県の今の数字でいきますと1万6,000円かかるわけでございますけれども、その2分の1を助成していきたいというようなことで、今年度商工振興費の中で商業支援事業費というのが予算資料でございますが、その560万の中で今申し上げました事業について見込ませていただきまして、大型店に負けないといいますが、共生できるような個人商店の支援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

私の方からは教育再生会議の7項目につきましてお話をさせていただきますし、それからその後は部長の方から答えてまいります。

政府の教育再生会議では、7項目にわたりまして提言がされています。その中には、もう既に野洲市で実践をしているものもありますし、あるいは大きな課題だというものもございます。1つ申し上げますと、学力向上のことでございます。これは再生会議では言っ

ていませんけれども、私が日ごろ感じておりますのは、高校の中退者が多い。高校は何と入れるのですが、たくさんの子どもが、特に1年生ぐらいで中退をしてしまう。そういうような状況がございます。この大きな原因は、学習の意欲とかいろいろあるのですが、私は基本的にはやはり低学力が問題と違うかなと、そんなことを思っております。ある高等学校では、新入生に中学校での復習からやっていくと、こういうような高校もあると聞いております。そういうようなことで、高等学校はもう98%そこそこ前後、学校に入っておりますから、それはいいのですけれども、そういう中退の問題は低学力と関わっているのではないかなと、こんなことを思います。

それから、学力補充、いわゆる補修をやっている学校、市内の学校もございます。それが2つ目、それからもう一つは問題になっております全国学力調査のことですが、これをやはり有効に活用する。結果がもちろん出るわけですが、いわゆる学力の現状が出る。なぜこうなのか。よいや悪い、すべてなぜこうなのか。やはり分析ですよ。そういった評価をしまして、そしてどういうふうに改善をすればいいのかというようにして学力調査を積極的に活用していく。いわゆる競争をあおるとかそういうマイナス的なとらえ方でなしに、積極的に学力調査は活用していかなければいけないのではないかと、こんなことを思います。それからもう一つ、学力と直接関係がないように思われるかもわかりませんが、私は体力、気力、気力のない子にしっかり勉強しなさいと言ってもだめなので、やはりスポーツ、いろんな部活動につきましても、一生懸命取り組む子は勉強もしますよ。私も長年中学校の部活の指導をしてまいりました。すべてが高等学校に入りましたし、問題行動もほとんどなかった。こういうこともありますから、私はやはりスポーツ、小学生ですとスポーツ少年団とかやってもらっています。大いに頑張っていたきたいなと、支援もしていきたいなと、こんなことも思っているところであります。

それから、大きな2つ目ですが、安心して学べる規律ある教室にすると。いじめの問題とかそういうことがあるからでございますけれども、今市内の学校に言っておりますのは、自治団体の育成ですね。教師の指導力、教師主導型の、管理も含めましてこれも大事だと思いますが、子どもたちが自らの生活を自らが話し合って生活を高めていく。そういうような教師が直接指導の他に仕掛け人になってといいますか、そういうような自治団体、自助団体かもわかりませんが、そういうようなものを今学校現場には話しております。

それから、いじめに関わりましては相談体制の拡充、これは県レベル、あるいは国レベルで行われておりまして、子どもたちが先生には言えないけれども、お手紙で連絡をする

とか、電話をするとか、そういうような方法で今拡充をされているところであります。

それから、規範を教え、社会人としての基本を徹底する。これが3つ目でございます。これにつきましては、今再生会議では社会総がかり教育の拡充と。だから、これは学校だけじゃなしに地域の大人も、あるいは企業も社会総がかり、企業ということはどうするのだと。現に中学校の2年生が、すべての子どもたちが企業研修 体験学習ですね キャリア教育に1週間行っております。そういうように企業を巻き込んで子育てが行われるように今なっております。それは滋賀県下一円そういうような方向でございます。

それから、道徳教育の充実、これも大事であるというふうに思います。

それから、先ほどスポーツの話をしました、集団生活体験とかスポーツを積極的に活用するという提言があるわけですが、実際に野洲市の場合に当てはめると、部活動がありますし、小学校ではクラブ活動があります。それから、土曜、日曜日には地域のボランティアの方々が地域子ども教室、これは今7つのコミセンで行われております。それから、先ほど申しました集団の指導につきましては、最小集団、子どもたちの最小集団は班活動だと言っています。学校の中の学級の中の班活動ですね。班活動をしっかりやる。そして、学級集団をつくっていく、学年集団をつくっていく、学校集団をつくっていくというような形で集団の育成に力を入れているところでございます。

それから、教員の資質の向上、これが4つ目に言われています。その中には、指導力不足の教員への対応、こういうような教員が残念ながら野洲市にもおまして、研修を今進めているところでございます。研修に行けるそういう機会が与えられますからということで、意欲を持ってもう一度勉強して、そして現場に帰ってくると、こういうようなことも今滋賀県下でも、全国的にこれは行われております。

それから、大きな5つ目、信頼される学校では、外部評価の導入、これはもう既にやられておまして、学校に対していろんな評価をしてもらいまして、今保護者が中心だと思えますけれども、評議員さんもおられますし、そういう人に評価をしていただきまして、それを謙虚に受けとめて学校の改善、開かれた学校、信頼される学校づくりに努めていくということがあります。

それから、大きな6つ目は教育委員会のあり方、教育委員会の問題解決能力と言われております。ちょっと頼りないのと違うかと、こういうことでございますけれども、特に学校教育は学校の方へ出向きまして、一生懸命頑張っています。帰りも夜遅くまで頑張ってくれます。さらに学校現場を指導する、指導だけではない、サポートする、手伝いに行くと。

現場に行く、担任の先生と直接会う、そういうこともやっているところでございます。

それから、教育委員会のあり方の中で、2つ目、いじめの実態調査、これを定期的に行うと。これは、人間がいる限りいじめが起こるかわからない。ですから、やはり徹底した調査を、もう、一遍やったからいいのだというのではなしに、これは定期的の実態調査をやるように、これは指導をしているところでございます。

その次、最後ですが、社会総がかりでの教育、家庭は教育の原点であるということで、今野洲市で進めておりますのは、これも国から下りてきたことなのですが、早寝早起き朝ごはん運動です。これが今進められていますし、それから、放課後子どもプランの全国展開を言っています。野洲市も試行ではありますけれども、放課後子ども教室を夏休みから、今準備をしているところですがけれども試行して行って20年度本格的にやろうと、こういうような動きを今とっているところでございます。

それから、社会総がかりの中で、3つ目ですが、有害図書あるいは有害な情報、これにつきましては、例えばテレビ視聴があります、携帯電話があります、テレビゲーム、インターネット、そういうようなことがありますので、家庭でやはりきちんとルールをつくってもらおうと。これは機会あるごとに保護者にもお話をしていきたいなど、このようなことを思いますし、有害図書、皆さんご存知ありませんかね、野洲駅には有害図書を入れるポストが、箱があるのですね。家へ持って帰らない、そこら辺に置いてこないということで、そういうような子どもの健全育成を意識してという取り組みがなされているということで、7項目について私の思いなり、あるいは野洲市の実態なり、課題なりを申し上げました。あとは部長の方からお答えをさせていただきます。

以上です。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） 代表質問でございました再質問にお答えを申し上げます。

ただいまは子どもの安心、安全を確保するための中長期的な計画、あるいは調査の中の優先順位がどうなるのかというご質問でございます。

今回耐震化優先度調査の結果を学校別に見てみますと、野洲小学校が優先度が一番高く、それに次いで篠原小学校、三上小学校の順で優先度が高くなってございます。3校につきましては、耐震化や耐震化のための詳細な調査を急ぐ必要があると考えますが、今後この調査結果によりまして、施設整備計画を検証し、見直しを図っていく必要があると思われませんが、見直しにあたりましては、今回の調査結果以外にも二次耐震診断結果及び施設に

対する緊急性、必要性並びに財政的な観点や防災上の避難場所といった観点を総合的に勘案しながら計画を検証していく必要があると考えております。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中栄太郎君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明8日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き代表質問及び一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後5時48分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成19年3月7日

野洲市議会議長 田 中 栄太郎

署 名 議 員 奥 村 治 男

署 名 議 員 藤 村 洋 二